

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成25年度の加入光ファイバに係る接続料の改定(補正))について

(諮問第 3 0 5 3 号)

<目 次>

1	諮問書	1
2	申請概要	2
3	審査結果	1 4

別添

- 接続約款変更認可申請書 (写) (東日本)
- 接続約款変更認可申請書 (写) (西日本)

諮問第3053号
平成25年1月29日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 高橋 温 殿



総務大臣 新藤 義孝



諮 問 書

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から平成25年1月22日付け東相制第12-0107号及び西設相制第93号で、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づく接続約款の変更の認可申請があった。

これらについて審査した結果、同条第4項各号のいずれにも適合していると認められる。よって、同条第2項の規定により認可することとしたい。

上記のことについて、法第169条第1号の規定により諮問する。

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 村尾 和俊

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。)

2. 申請年月日

平成25年1月22日(火)

3. 実施予定期日

認可後、平成25年4月1日(月)から実施。

4. 概要

平成25年度の光信号端末回線伝送機能等の接続料に係る乖離額調整を行うため、接続約款の変更を行うものである。

また、これに併せ、平成24年度適用開始分の接続開始日から1年以上2年未満の場合及び平成25年度適用開始分について、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線に係る接続料を設定するものである。

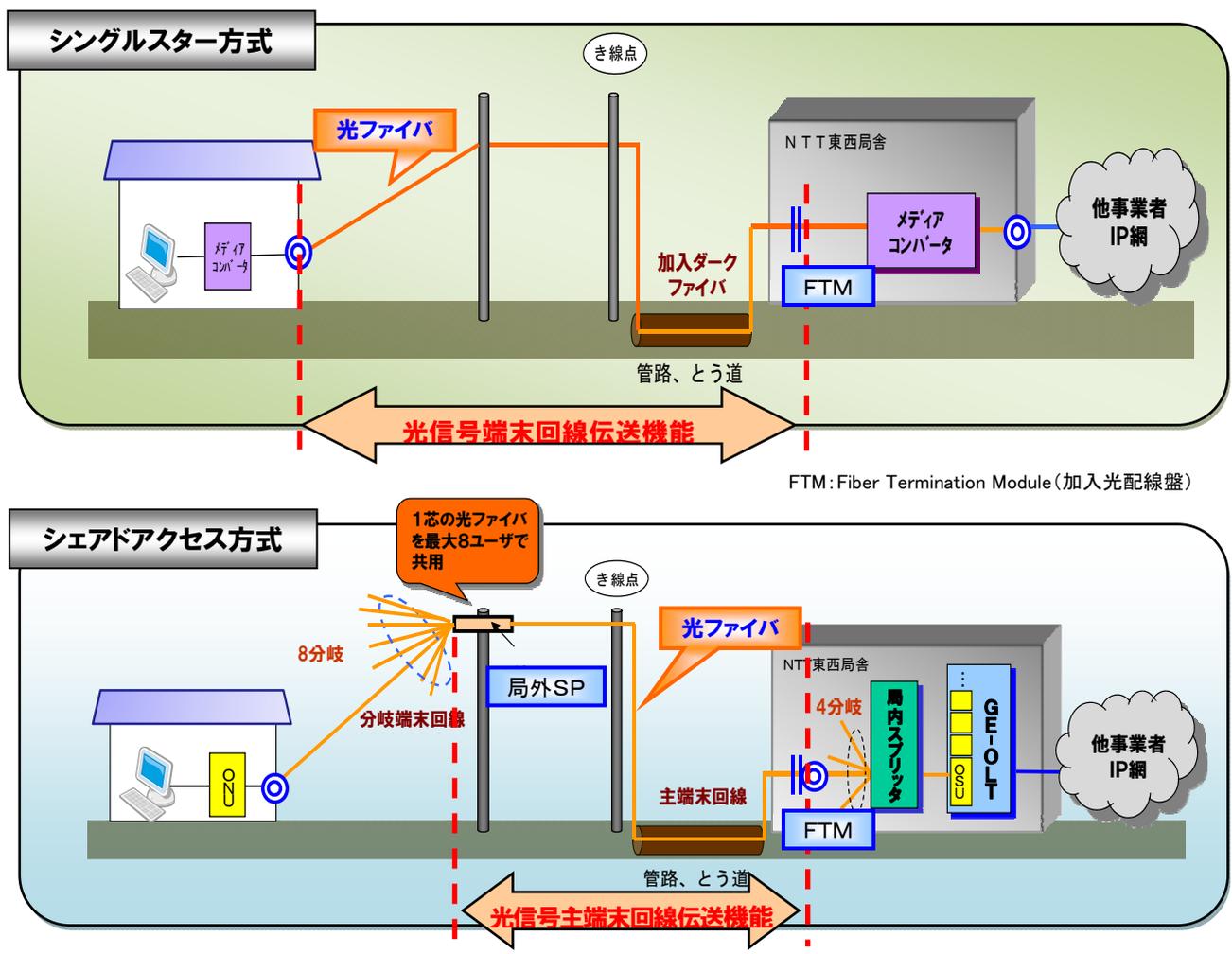
II 主な変更内容

1. 概要

1)平成23年度以降の加入光ファイバ接続料(現行接続料)の概要

加入光ファイバについては、超高速ブロードバンドの普及促進に向け、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、その接続料算定に当たっては、平成23年度から平成25年度までの3年間について、各年度の需要と費用を予測して算定する将来原価方式を用いている。

なお、加入光ファイバについては、光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)及び光信号主端末回線伝送機能(シェアアクセス方式)の2種類の接続料が設定されている。

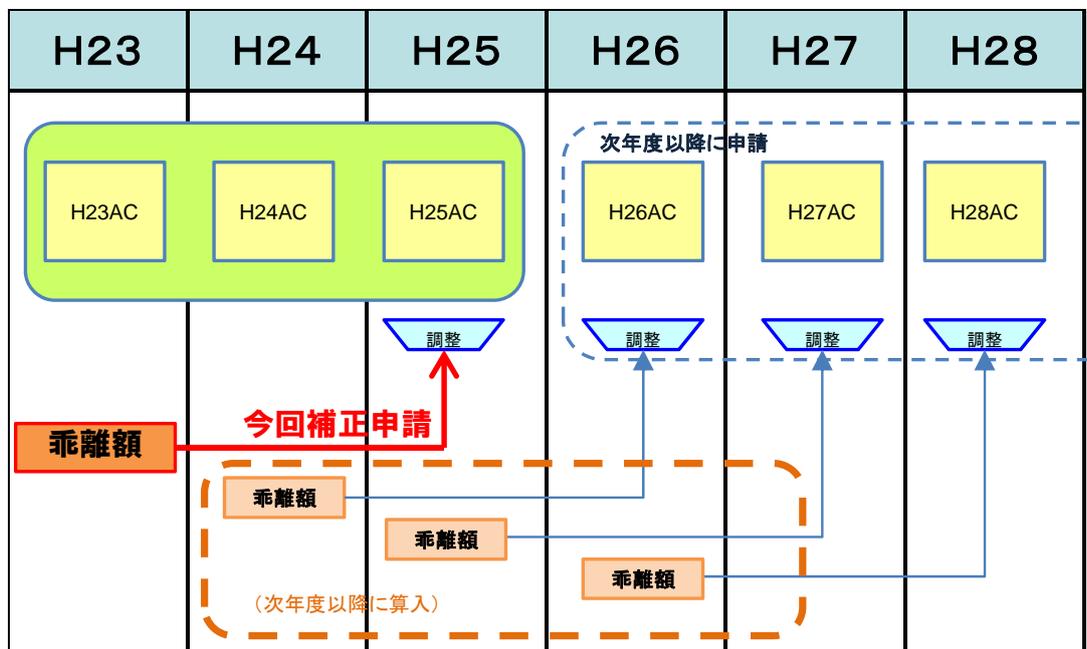


2)乖離額調整

接続料規則第12条の2第1項においては、将来原価方式における調整額は0と規定されており、現行制度上、実績費用と実績収入の差額の接続料原価への算入は原則として認められていない。しかし、現行の平成23年度以降の加入光ファイバ接続料においては、特例的に乖離額調整制度が規定されている。これは、各年度における「実績費用と実績収入の差額」について翌々年度以降の接続料原価に算入することを内容とするものであり、各年度における接続料収支の実績値が判明するたび、速やかに調整を行うものとされている。

本件申請は、平成23年度における実績費用と実績収入の差額を算定し、当該差額について平成25年度に適用される接続料原価に算入することにより、平成25年度接続料を設定(補正)するものである。

■ 乖離額調整のイメージ



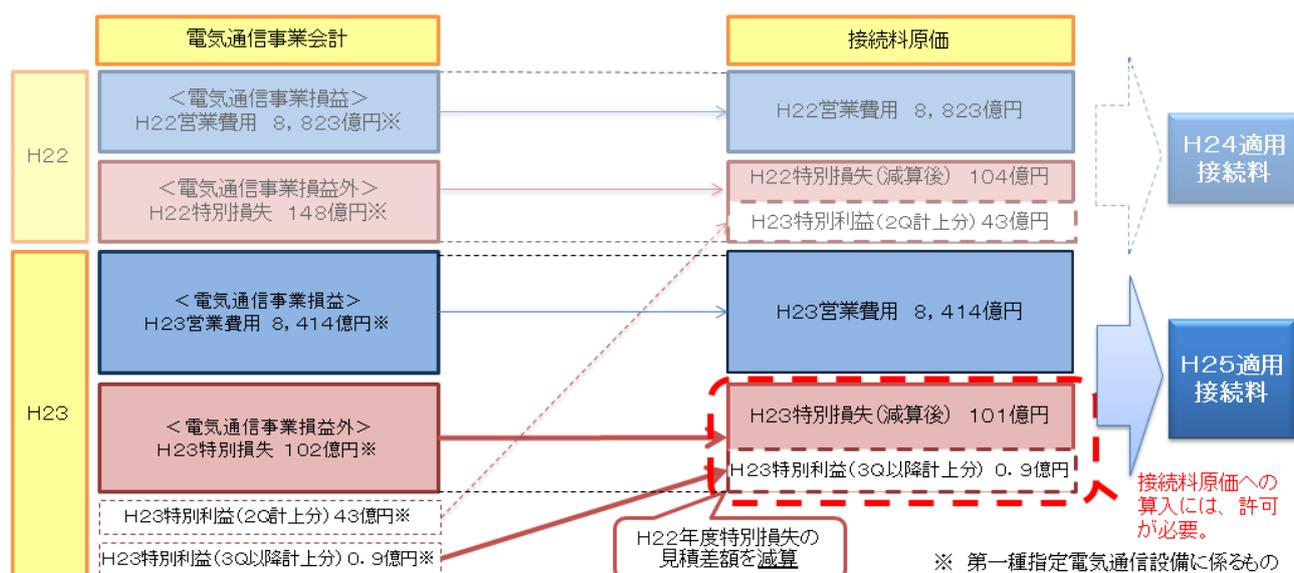
3)乖離額調整に当たっての東日本大震災に起因する災害特別損失の扱い

平成24年度接続料の補正申請の認可(※1)に当たっては、NTT東日本に対し、「平成23年度第3四半期以降に特別損失に係る見積差額を特別利益として計上する場合には、第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する観点から、平成25年度接続料の基となる接続料原価の算定において、平成24年度接続料の算定と同様、必要な減算を行うこと」が要請されている。

本件申請においては、当該要請を踏まえ、平成25年度に適用される接続料の算定に必要な平成23年度における実績費用について、平成23年度に計上された災害特別損失のうち被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものから、平成23年度第3・第4四半期に計上された平成22年度特別損失に係る見積もり差額(特別利益)を減算したものを算入した費用としている。当該措置については、接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請が補正申請と併せ行われている(※2)。

- ※1 平成24年度接続料の補正申請においては、平成22年度における実績費用について、平成22年度に計上された災害特別損失から、平成23年度第2四半期で計上された当該費用に係る見積差額(特別利益)を減算したものが算入されたところである。当該措置については、補正申請の認可と併せ同規則第3条ただし書の許可が行われている。
- ※2 特別損失については、電気通信事業会計規則上、電気通信事業損益に含まれておらず、接続会計にも計上されていない。接続料規則においては、接続料原価は、接続会計の設備区分別費用明細表に記載された費用とされている。このため、特別損失を接続料原価に算入するためには、接続料規則第3条ただし書の許可を受ける必要がある。

■見積差額の災害特別損失からの減算のイメージ



4)補正申請接続料の概要

本件申請は、平成23年度における実績費用と実績収入の差額を算定し、当該差額について、平成25年度適用接続料の原価に算入することにより、平成25年度接続料を設定(補正)するものである。具体的な接続料は以下のとおり。

(タイプ1-1)※3

		23年度	(現行) 24年度	25年度	(補正申請) 25年度	
					特損算入後	特損算入前
NTT東日本	シングルスター方式※1	4,194 円	3,403 円	3,380 円	3,203 円 (▲5.2%)	3,172 円 (▲6.2%)
	シェアアクセス方式※1※2	3,756 円	3,013 円	2,986 円	2,835 円 (▲5.1%)	2,806 円 (▲6.0%)
NTT西日本	シングルスター方式※1	4,784 円	4,357 円	3,426 円	3,220 円 (▲6.0%)	
	シェアアクセス方式※1※2	4,298 円	3,846 円	3,055 円	2,882 円 (▲5.7%)	

※1 ()内の数字は、現在認可されている平成25年度接続料に対する減少率。

※2 局外スプリッタの接続料については、実績原価方式にて毎年更新されるもの(平成23年度の接続料に含まれる局外スプリッタの料金は平成23年度、現行の平成24年度及び平成25年度の接続料に含まれる局外ス

プリッタの料金は平成24年度、申請接続料に含まれる局外スプリッタの料金は平成25年度のもの)。
 ※3 保守対応時間が、土日祝日を除く毎日午前9時から午後5時までの時間であるもの。

2. 平成23年度において生じた乖離額の調整

平成23年度における加入光ファイバ接続料に係る実績費用、実績収入及びそれらの差額(乖離額)は以下のとおり。

■平成23年度における実績費用と実績収入の差額

	実績費用	実績収入	実績費用と実績収入の差額
NTT東日本	1,273 億円※	1,338 億円	▲65 億円
NTT西日本	1,224 億円	1,283 億円	▲60 億円

※ 平成23年度に計上された災害特別損失12億円から平成23年度第3・第4四半期に計上された平成22年度災害特別損失に係る見積差額(特別利益)1億円を減じた額を含む。

上記の乖離額のうち、シングルスター方式に係るものとシェアドアクセス方式に係るものそれぞれの内訳及びそれらを平成25年度におけるシングルスター方式とシェアドアクセス方式の稼働芯線見込み数で除することにより算出される1芯当たりの乖離額は以下のとおり。

■乖離額の内訳及び一芯当たりの乖離額

		①シングルスター方式	②シェアドアクセス方式	総額 (①+②)
NTT 東日本	乖離額	▲32 億円	▲34 億円	▲65 億円
	1 芯当たり乖離額	▲177 円	▲155 円	
NTT 西日本	乖離額	▲21 億円	▲39 億円	▲60 億円
	1 芯当たり乖離額	▲206 円	▲179 円	

3. 光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)に係る接続料

シングルスター方式の接続料は、光ファイバ、FTMIに係る料金及び施設設置負担加算料を加算して算定される。

これに一芯当たりの乖離額を算入したシングルスター方式の乖離額調整後の接続料は以下のとおり。

■光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)の接続料^{※1※2}

(タイプ1-1)

		平成23年度	(現行) 平成24年度	平成25年度	(補正申請) 平成25年度
NTT東日本		4,194 円	3,403 円	3,380 円 (▲23 円)	3,203 円 (▲200 円)
光ファイバ		3,500 円	3,264 円	3,093 円	3,093 円
FTM		159 円	134 円	117 円	117 円
施設設置負担加算料 ^{※3}		170 円	170 円	170 円	170 円
乖離額	平成20年度～22年度に係る乖離額	365 円	—	—	—
	平成22年度に係る乖離額	—	▲165 円	—	—
	平成23年度に係る乖離額	—	—	—	▲177 円
NTT西日本		4,784 円	4,357 円	3,426 円 (▲931 円)	3,220 円 (▲1,137 円)
光ファイバ		3,830 円	3,468 円	3,169 円	3,169 円
FTM		113 円	102 円	94 円	94 円
施設設置負担加算料 ^{※3}		163 円	163 円	163 円	163 円
乖離額	平成20年度～22年度に係る乖離額	678 円	845 円 ^{※4}	—	—
	平成22年度に係る乖離額	—	▲221 円	—	—
	平成23年度に係る乖離額	—	—	—	▲206 円

※1 1芯当たりの月額料金。括弧内の数字は、現行接続料との差額。

※2 上記のほかに、回線管理運営費(東:57 円、西:59 円(平成25年度。実績原価方式により申請中))が必要。

※3 専用線の一部メニュー等においてアクセス回線として光ファイバを利用する場合には施設設置負担金を一括で支払うこととされているところ、当該メニューにおける施設設置負担金相当の費用の二重負担を回避するため、施設設置負担金の支払いが不要なサービスに利用される光ファイバ芯線に係る施設設置負担金相当の費用(施設設置負担金の額(51,000 円)の月額換算に基づき算出)を一旦接続料原価から控除して接続料を算定し、改めて施設設置負担金相当の費用を加算料コストとして接続料に加えているもの。

※4 NTT西日本においては、平成23年度以降の接続料の認可時に、前回算定時における光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)の接続料の低減率と同程度が低減されるように、前回算定期間(平成20年度～22年度)に係る乖離額を平成23年度接続料及び平成24年度接続料に配分。

4. 光信号主端末回線伝送機能(シェアドアクセス方式)に係る接続料

1)接続料の算定

シェアドアクセス方式の接続料は、光ファイバ(主端末回線部分のみ)、FTM、局外スプリッタに係る料金及び施設設置負担加算料を加算して算定される。

これに一芯当たりの乖離額を算入したシェアドアクセス方式の乖離額調整後の接続料は以下のとおり。

■光信号主端末回線伝送機能(シェアアクセス方式)の接続料^{※1}

(タイプ1-1)

		平成23年度	(現行) 平成24年度	平成25年度	(補正申請) 平成25年度
NTT東日本		3,756 円	3,013 円	2,986 円 (▲27 円)	2,835 円 (▲178 円)
光ファイバ(主端末回線部分)		3,000 円	2,781 円	2,626 円	2,626 円
FTM		159 円	134 円	117 円	117 円
施設設置負担加算料 ^{※2}		146 円	145 円	144 円	144 円
乖離額	平成20年度～22年度に係る乖離額	356 円	—	—	—
	平成22年度に係る乖離額	—	▲146 円	—	—
	平成23年度に係る乖離額	—	—	—	▲155 円
局外スプリッタ ^{※3}		95 円	99 円	99 円	103 円
NTT西日本		4,298 円	3,846 円	3,055 円 (▲791 円)	2,882 円 (▲946 円)
光ファイバ(主端末回線部分)		3,316 円	2,995 円	2,733 円	2,733 円
FTM		113 円	102 円	94 円	94 円
施設設置負担加算料 ^{※2}		141 円	141 円	141 円	141 円
乖離額	平成20年度～22年度に係る乖離額	686 円	715 円 ^{※4}	—	—
	平成22年度に係る乖離額	—	▲194 円	—	—
	平成23年度に係る乖離額	—	—	—	▲179 円
局外スプリッタ ^{※3}		42 円	87 円	87 円	93 円

※1 1芯当たりの月額料金。括弧内の数字は、現行接続料との差額。

※2 専用線の一部メニュー等においてアクセス回線として光ファイバを利用する場合には施設設置負担金を一括で支払うこととされているところ、当該メニューにおける施設設置負担金相当の費用の二重負担を回避するため、施設設置負担金の支払いが不要なサービスに利用される光ファイバ芯線に係る施設設置負担金相当の費用(施設設置負担金の額(51,000 円)の月額換算に基づき算出)を一旦接続料原価から控除して接続料を算定し、改めて施設設置負担金相当の費用を加算料コストとして接続料に加えているもの。

※3 局外スプリッタの接続料については、実績原価方式にて毎年改定されるもの(平成23年度の接続料に含まれる局外スプリッタの料金は平成23年度、現行の平成24年度及び平成25年度の接続料に含まれる局外スプリッタの料金は平成24年度、申請接続料に含まれる局外スプリッタの料金は平成25年度のもの)。

※4 NTT西日本においては、平成23年度以降の接続料の認可時に、前回算定時における光信号主端末回線伝送機能(シェアアクセス方式)の接続料の低減率と同程度が低減されるように、前回算定期間(平成20年度～22年度)に係る乖離額を平成23年度接続料及び平成24年度接続料に配分。

2)光信号分岐端末回線に係る加算料

シェアアクセス方式では上記接続料に加えて、局外スプリッタから加入者宅までの光信号分岐端末回線の利用に係る加算料^(※)(実績原価方式により算定)が以下のとおり必要となる。

※ 光信号分岐端末回線に係る加算料については、(1)NTT東西の屋内配線と一体として光信号分岐端末回線を利用する場合(キャビネット(光信号分岐端末回線と光屋内配線を接続するため住宅の外壁に設置される箱)に係る費用について、キャビネットの有無の割合に応じて加重平均して設定)の料金と、(2)NTT東西の屋内配線と一体とせず、NTT東西又は接続事業者設置のキャビネットに收容された光信号分岐端末回線を利用する場合の料金の2通りが設定されている。

■光信号分岐端末回線に係る加算料^(※)

(NTT東西の屋内配線と一体として光信号分岐端末回線を利用する場合) (タイプ1-1)

	現行接続料(平成24年度)	平成25年度	
		特損算入後	特損算入前
NTT東日本	274円	261円(▲13円)	255円(▲19円)
NTT西日本	317円	291円(▲26円)	

(NTT東西の屋内配線と一体とせず、NTT東西設置のキャビネットに收容された光信号分岐端末回線を利用する場合) (タイプ1-1)

	現行接続料(平成24年度)	平成25年度	
		特損算入後	特損算入前
NTT東日本	287円	273円(▲14円)	267円(▲20円)
NTT西日本	329円	301円(▲28円)	

※ 括弧内の数字は、現行接続料との差額。

※ このほかに、1分岐ごとに回線管理運営費(東:57円、西:59円(平成25年度。実績原価方式により申請中))が必要。

3)複数年段階料金を適用する光信号主端末回線に係る接続料

シェアアクセス方式に係る接続料については、情報通信行政・郵政行政審議会において分岐単位接続料設定の適否に関する多角的な検討が行われた結果、平成24年3月29日付け同審議会答申(以下「情郵審答申」という。)において、NTT東西の光配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入を図ることが適当とされた。

同答申を踏まえ、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る接続約款変更(補正)の総務大臣認可に当たり、「光配線区画の見直し完了までの間の補完的措置として、エントリーメニューを早期に導入するために、速やかに接続約款の変更申請を行うこと」等が条件として付されている。

以上の経緯を踏まえ、エントリーメニューに係る接続料等を設定するため、NTT東西より接続

約款の変更の認可申請がなされ、平成24年9月4日付けで認可がなされたところである。

本件申請は、平成 24 年度適用開始分の接続開始日から1年以上2年未満の場合及び平成 25 年度適用開始分について、エントリーメニューに係る接続料を設定するものである。

なお、エントリーメニューに係る接続料については、情郵審答申(「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」)を踏まえた算定方法により、以下のとおり設定されている。

- エントリーメニューが適用される芯線のうち、開通から1年に満たないものについては、同答申で示された考え方(※)を踏まえて算定した割引率(平成24年度適用開始分については NTT 東日本:19.4%、NTT 西日本:24.4%、平成25年度適用開始分については NTT 東日本:16.9%、NTT 西日本:17.5%)に基づき、通常の光信号主端末回線(以下「通常メニュー」という。)に係る接続料から一定額を低減させた料金が適用される。
- 開通後3年目のものについては、1年目の低減額及び当該低減額に係る利息を3年目に適用される通常メニューに係る接続料に加算した料金が適用される。

※ まず加入光ファイバ接続料(主端末回線接続料)における「1ユーザ当たりコストがドライカップ接続料と同水準となるために必要となる獲得ユーザ数」を求め(平成24年度適用開始分についてはNTT東:3.1ユーザ、NTT西:3.9ユーザ、平成25年度適用開始分についてはNTT東:2.7ユーザ、NTT西:2.8ユーザ)、次に加入光ファイバ接続料(主端末回線接続料)とドライカップ接続料の「1ユーザ当たりコストが同等となる水準(平成24年度適用開始分についてはNTT東:973円、NTT西:977円、平成25年度適用開始分についてはNTT東:1,053円、NTT西:1,041円)を超える部分を算出し、これをドライカップ接続料と比べた場合の「超過コスト」とみなした上で、当該部分を比率化して1年目の接続料から割り引く。

<平成 24 年度適用開始分>

(タイプ1-1)

適用時期	NTT東日本	NTT西日本	[参考] 通常メニュー	
			NTT 東日本	NTT西日本
H24 年 4 月 1 日から H25 年 3 月 31 日まで に適用する料金 (接続開始日から1年未満の場合)	2,428 円 <▲585 円※1>	2,908 円 <▲938 円※1>	3,013 円	3,846 円
H25 年 4 月 1 日から H26 年 3 月 31 日まで に適用する料金※2 (接続開始日から1年以上 2年未満の場合)	2,835 円	2,882 円	2,835 円	2,882 円
H26 年 4 月 1 日以降 に適用する料金※4 (接続開始日から2年以上 3年未満の場合)	H26 年度に適用される通常メニューに係る接続料※3 + 600 円(1 年目の低減額 及び低減額に係る利息)	H26 年度に適用される通常メニューに係る接続料※3 + 964 円(1 年目の低減額 及び低減額に係る利息)		

※1 通常メニューに係る接続料からの低減額。

※2 乖離額補正後の料金。

※3 H26年度に適用される通常メニューに係る接続料は、別途認可申請がなされる予定。

※4 適用開始から3年が経過した後は、該当する年度の通常メニューに係る接続料が適用される。

<平成 25 年度適用開始分>

(タイプ1-1)

適用時期	NTT東日本	NTT西日本	[参考]H25 年度 通常メニュー	
			NTT 東日本	NTT西日本
H25 年 4 月 1 日から H26 年 3 月 31 日まで に適用する料金※1 (接続開始日から1年未満の場合)	2,356 円 <▲479 円※2>	2,378 円 <▲504 円※2>	2,835 円	2,882 円
H26 年 4 月 1 日から H27 年 3 月 31 日まで に適用する料金 (接続開始日から1年以上 2年未満の場合)	H26 年度に適用される通常 メニューに係る接続料 と同額(円※3)	H26 年度に適用される通常 メニューに係る接続料 と同額(円※3)		
H27 年 4 月 1 日以降 に適用する料金※4 (接続開始日から2年以上 3年未満の場合)	H27 年度に適用される通常 メニューに係る接続料 ※3 + 491 円(1 年目の低減額 及び低減額に係る利息)	H27 年度に適用される通常 メニューに係る接続料 ※3 + 518 円(1 年目の低減額 及び低減額に係る利息)		

※1 乖離額補正後の料金。

※2 通常メニューに係る接続料からの低減額。

※3 H26年度以降に適用される通常メニューに係る接続料は、別途認可申請がなされる予定。

※4 適用開始から3年が経過した後は、該当する年度の通常メニューに係る接続料が適用される。

【参考】乖離額調整に係る検証

現行の平成23年度以降の接続料に係る乖離額調整制度においては、平成23年度から平成25年度の各年度における接続料収支の実績値が判明するたびに、速やかに調整を行うこととされており、その調整額は、各年度における実績費用と実績収入の差額とされている。

当該乖離額調整制度については、現行接続料に係るNTT東西からの当初申請案において恒久的な制度として位置づけられていたところ、情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成23年3月29日）において、「乖離額調整に係る規定の修正（恒常的な制度として接続約款の本則に位置づけるのではなく、特例として附則に規定すること）を行うこと」とされたことを受け、NTT東西から補正申請がなされ、これを認可したものである。

当該乖離額調整制度を含む現行の平成23年度以降の接続料の認可に当たっては、予見可能性を高める観点から、認可条件として、平成23年度から平成25年度までの半期ごとの状況について各期間経過後2ヶ月以内に総務省に報告することとされている。

平成23年度末時点では、NTT東日本においては実績芯線数が予測芯線数を下回っており、NTT西日本においては実績芯線数が予測芯線数を上回っている。その乖離は、NTT東日本で約1.0%、NTT西日本で約4.7%である。また、直近の平成24年9月末時点では、NTT東西とも予測芯線数を上回っており、その乖離はNTT東日本で約0.9%、NTT西日本で約5.6%となっている。現時点においては、おおむね需要予測に沿った形で実際の需要が伸びていると考えられる。

■平成22年度～25年度末時点の芯線数(千芯)

		H22年度末	H23年度末	H24年度末	(参考) H24.9末	H25年度末
		NTT 東日本	実績芯線数	2,739	2,976	—
	予測芯線数	2,734	3,006	3,210	3,108	3,382
	差分	5	▲30	—	27	—
NTT 西日本	実績芯線数	2,286	2,546	—	2,647	—
	予測芯線数	2,307	2,432	2,582	2,507	2,699
	差分	▲21	114	—	140	—

※H24.9末時点の予測は、(H23年度末予測+H24年度末予測)／2。

なお、平成24年度接続料の補正申請の認可に当たっては、認可条件として、乖離額調整を特例的に認めることとの関係で、コスト削減インセンティブを確保する必要性から、予測需要と比較して実績需要の減少が生ずる場合には、それに応じたコスト削減の取組について、平成25年度接続料に係る乖離額の補正申請時までに総務省に報告することとされている。NTT東日本においては、平成23年度末時点の実績芯線数が平成24年度以降の接続料の算定に用いた予測芯線数を下回っている(上記の表参照)ため、今般の申請に合わせ、保守や故障修理等の業務効率化や回線の開通・廃止時における無派遣工事の推進等によるコスト削減を進めている旨の報告が行われている。

平成24年度以降の接続料収支の実績値が判明した際には、引き続き乖離額に係る調整につい

て検証を行うことが適当である^(※)。

※ 現行の平成23年度以降の接続料の認可に当たっては、(1) 予見可能性、(2) 公平性、(3) コスト削減インセンティブの観点から検証が行われた。

審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審査結果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	—	該当事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	接続料は接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)オ）	—	該当事項なし。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし。
7 他事業者が屋内配線設備（集合住宅向けに限る）を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)キ）	—	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められてい	—	該当事項なし。

ること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条(1)㍉)		
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5 号及び審査基準第 15 条(1)㍉)	—	該当事項なし。
10 法第 8 条第 1 項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 6 号及び審査基準第 15 条(1)㍉)	—	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 7 号及び審査基準第 15 条(1)㍉)	—	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 8 号及び審査基準第 15 条(1)㍉)	—	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第 15 条の 2 ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 9 号及び審査基準第 15 条(1)㍉)	—	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 10 号及び審査基準第 15 条(1)㍉)	—	該当事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 11 号及び審査基準第 15 条(1)㍉)	—	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	適	接続料は接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし、公正妥当なものと認められる。なお、乖離額調整制度及び災害特別損失の扱いについては別記のとおり。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第 15 条(3))	—	該当事項なし。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

(別記)

1. 乖離額調整制度の扱いについて

本件申請については、平成23年度の実績費用と実績収入の差額を、平成25年度の接続料の原価に加えて算定するものであり、これは現行接続料規則上認められていないため、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。加入光ファイバ接続料においては、特例として将来原価方式の乖離額調整制度が認められているため、本件申請においてもこれを認めることが適当である。

2. 東日本大震災に起因する災害特別損失の扱いについて

本件申請については、平成25年度に適用される接続料の算定に必要となる平成23年度における実績費用の算定に当たり、平成23年度に計上された東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものから、平成23年度第3四半期及び第4四半期で計上した平成22年度災害特別損失に係る見積差額を減算した上で、これを算入した費用が用いられている。当該措置については、接続料規則に規定がないため、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

東日本大震災に起因する災害特別損失の接続料原価への算入については、平成24年度接続料に係る補正申請においても同規則第3条ただし書の許可を求める申請が併せ行われ、情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、東日本大震災の特殊性や、接続料の算定に当たっては第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する必要がある点に鑑みると、一定の合理性が認められることから認可がなされたものである。

また、総務省は、平成24年度接続料に係る補正申請の認可に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、NTT東日本に対し、「平成23年度第3四半期以降に特別損失に係る見積差額を特別利益として計上する場合には、第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する観点から、平成25年度接続料の基となる接続料原価の算定において、平成24年度接続料の算定と同様、必要な減算を行うこと」を要請している。

以上を踏まえ、接続料の算定に当たり、平成23年度に計上された東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものから、平成23年度第3四半期及び第4四半期で計上した平成22年度災害特別損失に係る見積差額を減算した上で、これを算入した原価を用いることについては、東日本大震災の特殊性や、接続料の算定に当たっては第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する必要がある点に鑑みると一定の合理性が認められることから、これを認めることが適当である。

接続約款変更認可申請書



東相制第 12-0107 号
平成 25 年 1 月 22 日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにししんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目 19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわがぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 233 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。
------	---------------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

区 分				単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5欄で 接続す る場 合)	端 末 回 線 に よ り 伝 送 を 行 う 機 能	ア～イ (略)	(7) 保 守の区 別がタ イプ1 -1の もの	① 平成24年4月1日か ら平成25年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7)①A欄 に規定する料金額
				② 平成25年4月1日以 降に適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7)①B欄 に規定する料金額
		(イ) 保 守の区 別がタ イプ1 -2の もの	① 平成24年4月1日か ら平成25年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7)②A欄 に規定する料金額	
			② 平成25年4月1日以 降に適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7)②B欄 に規定する料金額	

区 分				単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 端 末回線 伝送機 能(第 5条 (標準 的な接 続箇 所)第 1項の 表中第 5欄で 接続す る場 合)	端 末 回 線 に よ り 伝 送 を 行 う 機 能	ア～イ (略)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のも の	① 平成24年4月1日か ら平成25年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7)①欄に 規定する料金額
				② 平成25年4月1日以 降に適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7)②欄に 規定する料金額
		(イ) 保 守の区 別がタ イプ1 -2の もの	① 平成24年4月1日か ら平成25年3月31日ま で適用する料金	1回線 ごとに	第6欄ア(7)②欄に 規定する料金額	

		(ウ) (7) (イ)以外のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額		
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額		
		エ 2 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,478円	
				② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,420円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,478円	
				② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,420円	
			(ウ) (7) (イ)以外のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,672円	
				② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,613円	
(4)~(4)-2(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

		(ウ) (7) (イ)以外のもの	1回線ごとに	第6欄ア(7)③欄に規定する料金額		
			1回線ごとに	第6欄ア(7)③欄に規定する料金額		
		エ 2 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	6,082円	
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	
	(ウ) (7) (イ)以外のもの	1回線ごとに	6,264円			
(4)~(4)-2(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	4,667円	—
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	4,667円		

(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	4,211円	—
(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	4,211円		

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,239円
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,210円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,239円
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,210円
			③ ①②以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,336円
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,306円
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,239円
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,210円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,239円

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	3,041円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	3,041円
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	3,132円
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	3,041円
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	3,041円

				B 平成25年4月1日以 降に適用する料金	1回線ご とに	3,210円	
		③ ①② 以外の もの		A 平成24年4月1日か ら平成25年3月31日 まで適用する料金	1回線ご とに	3,336円	
				B 平成25年4月1日以 降に適用する料金	1回線ご とに	3,306円	
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを 含むものに限りませ す。)により1芯にて伝送を 行う機能	(7) 保 守の区 分がタ イプ1 -1の もの		① 平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線ご とに	3,013円	—	
			② 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線ご とに	2,986円		
	(イ) 保 守の区 分がタ イプ1 -2の もの		① 平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線ご とに	3,013円		
			② 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線ご とに	2,986円		
	(ウ) (7) (イ)以 外の もの		① 平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線ご とに	3,099円		
			② 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線ご とに	3,071円		
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

		③ ①②以外のもの			1回線ご とに	3,132円	
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを 含むものに限りませ す。)により1芯にて伝送を 行う機能	(7) 保守の区分がタイプ1-1の もの				1回線ご とに	2,835円	
	(イ) 保守の区分がタイプ1-2の もの				1回線ご とに	2,835円	
	(ウ) (7) (イ)以外のもの				1回線ご とに	2,916円	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(8) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>5,531円</u>	—
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,049円</u>	
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,693円</u>	
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>8,291円</u>	
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>8,935円</u>	
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,533円</u>	
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,177円</u>	
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,821円</u>	
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,419円</u>	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,063円</u>	
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,707円</u>	
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,305円</u>	
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,949円</u>	
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>14,547円</u>			
(9) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>5,943円</u>	—
		イ 200Mbit/s から 1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,123円</u>	

(8) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>5,545円</u>	—
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,261円</u>	
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>7,937円</u>	
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>8,613円</u>	
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,289円</u>	
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,965円</u>	
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>10,641円</u>	
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,265円</u>	
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>11,941円</u>	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>12,617円</u>	
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,293円</u>	
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>13,969円</u>	
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>14,645円</u>	
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>15,321円</u>			
(9) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>5,605円</u>	—
		イ 200Mbit/s から 1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	<u>9,047円</u>	

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

区 分		単 位	料金額	備考		
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外ス プリッタを含 むものに限 りにより 1芯にて伝送 を行う機能	ア 保 守の 区別 がタ イプ 1- 1の もの	(7) 平成24 年4月1 日から平 成25年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,428円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			(4) 平成25 年4月1 日から平 成26年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	平成25年4月1日 から平成26年3月 31日まで適用する 2-1-1-1第 6欄イ(7)欄に規定 する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			(4) 平成26 年4月1 日以降に 適用する 料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 以降に適用する2 -1-1-1第6 欄イ(7)欄に規定す る料金額に、600円 を加算した料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則(消費税 相当額の加算)の 規定にかかわら ず左欄に掲げる 600円のうち、585 円にのみ消費税 相当額を加算す るものとします。

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

区 分		単 位	料金額	備考		
端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1 項の表中 第1-3 欄で接続 する場 合)	光信号主端末 回線(光局外ス プリッタを含 むものに限 りにより 1芯にて伝送 を行う機能	ア 保 守の 区 別 が タ イ プ 1 - 1 の も の	(7) 平成25 年4月1 日から平 成26年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,356円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			(4) 平成26 年4月1 日から平 成27年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで適用する 2-1-1-1第 6欄イ(7)欄に規定 する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			(4) 平成27 年4月1 日以降に 適用する 料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで適用する 2-1-1-1第 6欄イ(7)欄に規定 する料金額に、600 円を加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則(消費税 相当額の加算)の 規定にかかわら ず左欄に掲げる 600円のうち、585 円にのみ消費税 相当額を加算す るものとします。

		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,428円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	(イ) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに		平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	(ウ) 平成26年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに		平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、600円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる600円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,356円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
	(イ) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに		平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
	(ウ) 平成27年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに		平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、600円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる600円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
						平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、491円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる491円のうち、479円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

		ウ ア イ 以 外 の も の	(7) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,498円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	(イ) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
	(ウ) 平成26年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、617円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる617円のうち、601円にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

		ウ ア イ 以 外 の も の	(7) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,423円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
	(イ) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
	(ウ) 平成27年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、617円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる617円のうち、601円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
				1回線ごとに		平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、505円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる505円のうち、493円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-2 加算料

				月額	
区分			単位	料金額	備考
ア (略)			(略)	(略)	(略)
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(イ)①欄に規定する料金額
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	(イ)②欄に規定する料金額
		(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	164円
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	170円
	ウ 2芯式のもの	(7) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	328円	
		(イ) 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	340円	

2-1-1-2 加算料

				月額	
区分			単位	料金額	備考
ア (略)			(略)	(略)	(略)
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	(イ)①欄に規定する料金額
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごと	(イ)②欄に規定する料金額
	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	162円	
	ウ 2芯式のもの	(7) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごと	324円	

(2) 2-1-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	274円	(略)
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	274円	(略)
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	282円	(略)
	(イ) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	287円	(略)
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	287円	(略)
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	296円	(略)
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	281円	(略)
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	281円	(略)
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	289円	(略)

(2) 2-1-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	261円	(略)
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	261円	(略)
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	269円	(略)
	(イ) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	273円	(略)
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	273円	(略)
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	281円	(略)
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	268円	(略)
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	268円	(略)
			C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	276円	(略)

	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,013 円	
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,986 円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,013 円	
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,986 円	
		(ウ) (7)(4)以外のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,099 円	
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,071 円	
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線ごとに	2,835 円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線ごとに	2,835 円	
		(ウ) (7)(4)以外のもの	1 光信号主端末回線ごとに	2,916 円	
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

区 分				単 位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄に規定する機能に係る加算料	光信号主 端末回線 に係る加 算料	ア 保守の 区別がタ イプ1- 1のもの	(7) 平成24 年4月1 日から平 成25年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	2,428円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			(イ) 平成25 年4月1 日から平 成26年3 月31日ま で適用す る料金	1回線 ごとに	平成25年4月1日 から平成26年3月 31日まで適用する 2-1-1-2第 2欄イ(7)欄に規定 する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			(ウ) 平成26 年4月1 日以降に 適用する 料金	1回線 ごとに	平成26年4月1日 以降に適用する2 -1-1-2第2 欄イ(7)欄に規定す る料金額に、600円 を加算した料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる600円 のうち、585円に のみ消費税相当 額を加算するも のとして。

2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

区 分				単 位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄に規定する機能に係る加算料	光信号主 端末回線 に係る加 算料	ア 保守の 区別がタ イプ1- 1のもの	(7) 平成25 年4月1 日から平 成26年3 月31日ま で適用す る料金	1光信 号主端 末回線 ごとに	2,356円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			(イ) 平成26 年4月1 日から平 成27年3 月31日ま で適用す る料金	1光信 号主端 末回線 ごとに	2-1-1-2第 2欄イ(7)欄に規定 する料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			(ウ) 平成27 年4月1 日以降に 適用する 料金	1光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで適用する 2-1-1-2第 2欄イ(7)欄に規定 する料金額 平成26年4月1日 から平成27年3月 31日まで適用する 2-1-1-2第 2欄イ(7)欄に規定 する料金額に、600 円を加算した料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる600円 のうち、585円に のみ消費税相当 額を加算するも のとして。

イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,428円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	(イ) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	(ウ) 平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、600円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる600円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,356円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	(イ) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	(ウ) 平成27年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、600円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる600円のうち、585円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(ウ) 平成27年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、491円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる491円のうち、479円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

ウ アイ以外のもの	(7) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,498円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	(イ) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	(ウ) 平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、617円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる617円のうち、601円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

ウ アイ以外のもの	(7) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2,423円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	(イ) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	(ウ) 平成27年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、617円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる617円のうち、601円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

（1）- 1 端末回線伝送機能 （基本料）

区 分				単位	料金額	月額 備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4芯式のもの	ア 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで用する料金	1回線ごとに	13,345円	—
			イ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	13,225円	

（1）- 2 端末回線伝送機能 （加算料）

区 分				単位	料金額	月額 備考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4芯式のもの	ア 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	656円	—	
		イ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	680円		

（2）- 1 ~（2）- 2 （略）

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

（1）- 1 端末回線伝送機能 （基本料）

区 分				単位	料金額	月額 備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4芯式のもの		1回線ごとに	12,529円	—

（1）- 2 端末回線伝送機能 （加算料）

区 分				単位	料金額	月額 備考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料		4芯式のもの		1回線ごとに	648円	—

（2）- 1 ~（2）- 2 （略）

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成25年4月1日から実施します。

網使用料算定根拠

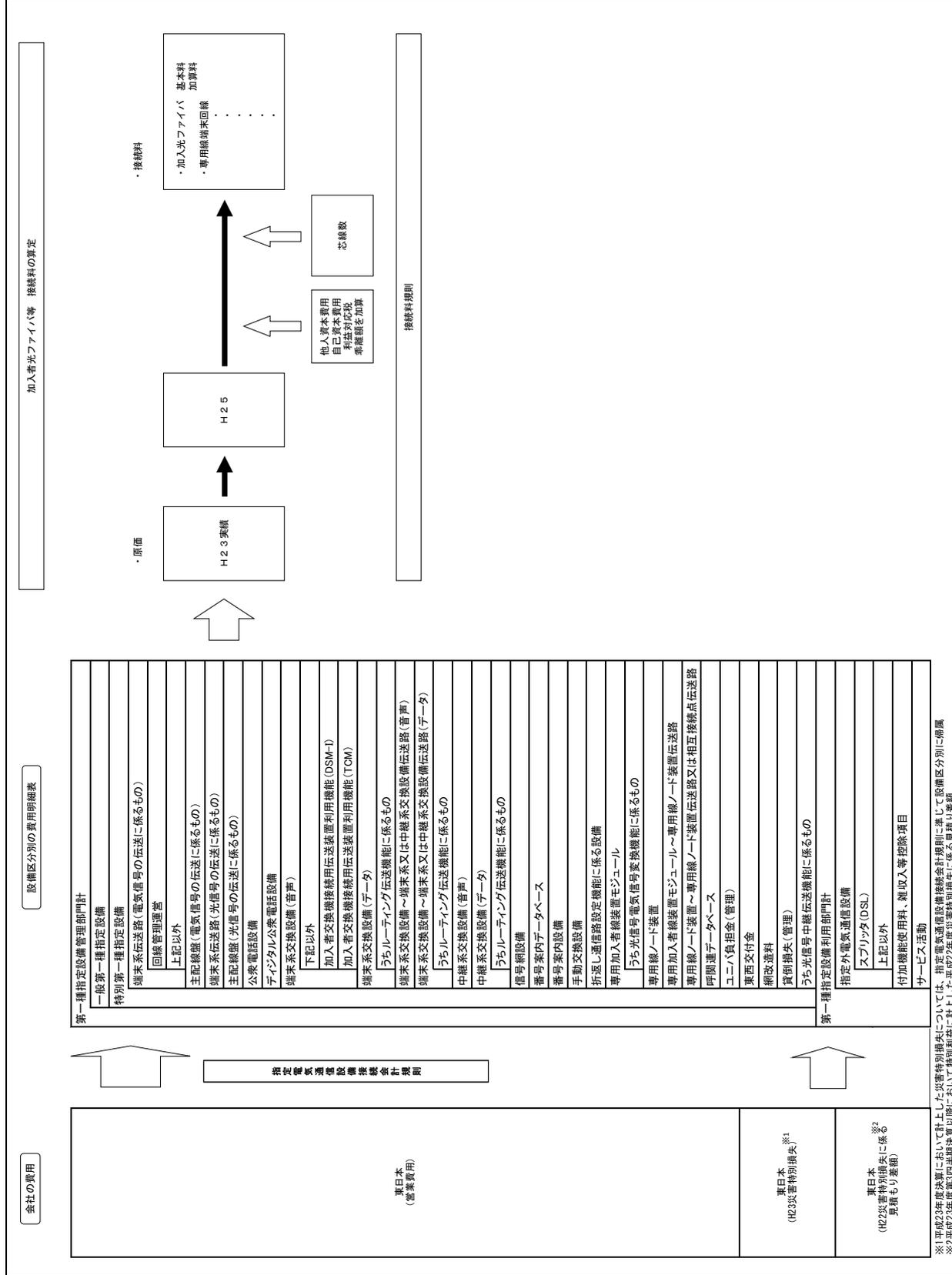
加入者光ファイバ

<東日本>

目 次

I. 算定手順	2
II. 原価の算定及び料金の設定	3
1. 端末回線伝送機能	3
III. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定	19
IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定	20
V. 資本構成比率の算定	21
VI. 他人資本利子率の算定	22
VII. 自己資本利益率の算定	23
VIII. 利益対応税率の算定	24
IX. 料金設定に使用した回線数	26
X. 料金設定に使用した保守換算係数	29
X I. 料金設定に使用した貸倒率	31
(別紙)	
1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表	32
2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表	33
3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表	34
4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表	35
(参考)	
1. 設備区別の費用明細表	36
2. 設備区別固定資産明細表	42
3. 設備区別の費用明細表 (端末系伝送路の内訳)	48
4. 設備区別固定資産明細表 (端末系伝送路の内訳)	49

I. 算定手順



会社の費用

設備区分別の費用明細表

加入者光ファイバ等 接続料の算定

第一種指定設備管理部門計	第一種指定設備
一般第一種指定設備	特別第一種指定設備
端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)	回線管理運営
上記以外	上記以外
主配線(電気信号の伝送に係るもの)	主配線(電気信号の伝送に係るもの)
端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)	主配線伝送路(光信号の伝送に係るもの)
主配線(光信号の伝送に係るもの)	公共電話設備
公共電話設備	デジタル公共電話設備
テジタル公共電話設備	端末系交換設備(音声)
端末系交換設備(音声)	下記以外
加入者交換機接続用伝送装置利用機能(DSM-I)	加入者交換機接続用伝送装置利用機能(TCM)
加入者交換機接続用伝送装置利用機能(TCM)	端末系交換設備(データ)
端末系交換設備(データ)	うちルーティング伝送機能に係るもの
うちルーティング伝送機能に係るもの	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(音声)
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(音声)	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(データ)
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(データ)	うちルーティング伝送機能に係るもの
うちルーティング伝送機能に係るもの	中継系交換設備(音声)
中継系交換設備(音声)	中継系交換設備(データ)
中継系交換設備(データ)	うちルーティング伝送機能に係るもの
うちルーティング伝送機能に係るもの	信号網設備
信号網設備	番号案内データベース
番号案内データベース	番号案内設備
番号案内設備	手動交換設備
手動交換設備	折返し通信路設定機能に係る設備
折返し通信路設定機能に係る設備	専用加入者線装置モジュール
専用加入者線装置モジュール	うち光信号電気信号変換機能に係るもの
うち光信号電気信号変換機能に係るもの	専用線ノード装置
専用線ノード装置	専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路
専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続伝送路
専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続伝送路	呼戻運データベース
呼戻運データベース	ユニバ負担金(管理)
ユニバ負担金(管理)	東西交付金
東西交付金	網改造料
網改造料	賃取損失(管理)
賃取損失(管理)	うち光信号中継伝送機能に係るもの
うち光信号中継伝送機能に係るもの	第一種指定設備利用部門計
第一種指定設備利用部門計	指定外電気通信設備
指定外電気通信設備	スプリッタ(DSL)
スプリッタ(DSL)	上記以外
上記以外	付加機能使用料、雑収入等控除項目
付加機能使用料、雑収入等控除項目	サービス活動
サービス活動	

指定電気通信設備事業会社規則

東日本 (営業費用)

東日本 (H23営業特別損失)^{※1}

東日本 (H23営業特別損失に係る 算額もり差額)^{※2}

※1平成23年度決算において計上した営業特別損失については、指定電気通信設備事業会社規則に基づき設備区分別に帰属
 ※2平成23年度第4半期決算以降において特別利益に計上した平成22年度営業特別損失に係る見直し差額

II. 原価の算定及び料金の設定

1. 端末回線伝送機能

1-1. 光信号端末回線および光信号主端末回線

ア. 光信号端末回線及び主端末回線に係る原価

ア-1. 光信号端末回線

(1)原価の算定(光信号端末回線の原価範囲に合わせて算定)

(単位:百万円)

区 分	指定設備管理部門				主配線盤		指定設備利用部門			①+③		備 考
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				光信号の伝送に係るもの		付加機能使用料、既収入控除項目					
	右記以外	分岐引込線(光壁内配線含む)	局外スプリッタ		9771-2に係る営業時間外追加24時間分	引込線工事料(分岐引込線以外)	左記以外			9771-2に係る営業時間外追加24時間分		
①指定設備管理運営費	123,769	95,046	26,864	1,859	4,532	4,490	241,578	3,049	238,529	98,095	97,560	(参考1)設備区別の費用明細表より
②他人資本費用	2,570	2,527	4	39	76	76	91	0	90	2,527	2,527	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	11,712	11,516	18	178	346	346	414	2	412	11,517	11,516	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	7,947	7,814	12	121	235	235	281	1	280	7,815	7,814	③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	145,998	116,903	26,898	2,197	5,189	5,147	242,364	3,052	239,311	119,954	119,417	①+②+③+④

⑥正味固定資産	658,322	648,303	0	10,019	19,455	19,455	0	0	0	648,303	648,303	(参考2)設備区別固定資産明細表より
⑦投資等	1,382	1,361	0	21	41	41	0	0	0	1,361	1,361	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	6,847	6,742	0	104	202	202	0	0	0	6,742	6,742	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	5,330	4,217	1,042	71	173	168	23,742	92	23,651	4,309	4,242	①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損)×45.625日÷365日
⑩レートベース	671,881	660,623	1,042	10,215	19,871	19,866	23,742	92	23,651	660,715	660,648	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	32,597	32,051	51	496	964	964	1,152	4	1,147	32,055	32,052	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	14,025	12,118	1,804	102	325	325	6,328	0	6,328	12,118	12,118	
⑬減価償却費	65,579	48,080	16,331	1,168	2,804	2,804	43,911	1,087	42,824	49,167	49,168	(参考1)設備区別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,528	1,111	394	23	17	17	1,400	1,229	171	2,340	2,340	

(2)加算料の算定

区分	金額等	備 考
①施設設置負担金の額(円/回線)	51,000	
②平均償却年数(年)	17.3	圧縮記憶対象設備の平均償却期間(平成23年度実績)
③年間減価償却費(円)	2,948	①÷②
④他人資本費用(円)	98	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
⑤自己資本費用(円)	445	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
⑥利益対応税(円)	302	⑤自己資本費用+(⑬有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑦加算料(円/回線・年)	3,793	③+④+⑤+⑥
⑧加算料(円/回線・月)	316	⑦÷12ヶ月
⑨加算料(円/芯・月)	158	⑧÷2
⑩施設設置負担金の適用のないサービスの芯線数(千芯)	2,802	K. 料金設定に使用した回線数(施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数(光サービス)より)
⑪加算料相当コスト(百万円)	5,312	⑨×⑩×12ヶ月
⑫レートベース(円/回線)	25,500	①×0.5(レートベース残高率)
⑬有利子負債以外の負債の額(円)	1,237	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

ア-2. 光信号主端末回線

(1)原価の算定(光信号主端末回線の原価範囲に合わせて算定)

(単位:百万円)

区 分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				局外スプリッタ		備 考
	右記以外	分岐引込線(光壁内配線含む)	局外スプリッタ				
①指定設備管理運営費	123,769	81,505	81,035	40,405	1,859	(参考1)設備区別の費用明細表より	
②他人資本費用	2,570	2,525	2,525	6	39	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率	
③自己資本費用	11,712	11,507	11,506	27	178	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率	
④利益対応税	7,947	7,808	7,808	18	121	③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率	
⑤合計	145,998	103,345	102,874	40,456	2,197	①+②+③+④	

⑥正味固定資産	658,322	648,303	648,303	0	10,019	(参考2)設備区別固定資産明細表より
⑦投資等	1,382	1,361	1,361	0	21	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	6,847	6,742	6,742	0	104	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	5,330	3,692	3,633	1,567	71	①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損)×45.625日÷365日
⑩レートベース	671,881	660,098	660,039	1,567	10,215	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	32,597	32,025	32,022	76	496	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	14,025	11,209	11,209	2,713	102	
⑬減価償却費	65,579	39,849	39,849	24,563	1,168	(参考1)設備区別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,528	912	912	593	23	

イ. 1芯あたり乖離額単価

(1) 当期網使用料に係る実績原価

a. 原価の算定

(単位: 百万円)

区分	指定設備管理部門							備考
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				主配線盤			
	右記以外	タイプ1-2, 2に係る営業時間外追加コスト以外	主線束回線に係る引込線(光屋内配線含む)	局外スプリッタ	タイプ1-2, 2に係る営業時間外追加コスト以外			
① 指定設備管理運営費	123,769	88,395	87,902	33,515	1,859	4,532	4,490	(参考1) 設備区分別の費用明細表より
② 他人資本費用	2,570	2,526	2,526	5	39	76	76	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③ 自己資本費用	11,712	11,511	11,510	23	178	346	346	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④ 利益対応税	7,947	7,811	7,810	16	121	235	235	③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤ 合計	145,998	110,243	109,748	33,559	2,197	5,189	5,147	①+②+③+④
⑥ 正味固定資産	658,322	648,303	648,303	0	10,019	19,455	19,455	(参考2) 設備区分別固定資産明細表より
⑦ 投資等	1,382	1,361	1,361	0	21	41	41	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧ 貯蔵品	6,847	6,742	6,742	0	104	202	202	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨ 運転資本	5,330	3,959	3,898	1,300	71	173	168	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩ レートベース	671,881	660,365	660,304	1,300	10,215	19,871	19,866	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪ 有利子負債以外の負債の額	32,597	32,038	32,035	63	496	964	964	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫ 租税公課	14,025	11,672	11,672	2,251	102	325	325	
⑬ 減価償却費	65,579	44,037	44,037	20,374	1,168	2,804	2,804	(参考1) 設備区分別の費用明細表より
⑭ 固定資産除却損	1,528	1,013	1,013	492	23	17	17	

b. 当期網使用料に係る実績原価

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	109,748	aの⑤(端末系伝送路・右記以外(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))
②主配線盤	5,147	aの⑤(主配線盤(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))
③合計	114,895	①+②

c. 平成23年度適用接続料に加工した乖離額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	7,343	平成23年度~25年度適用網使用料算定根拠のイの(5)のaの①より
②主配線盤	5,060	平成23年度~25年度適用網使用料算定根拠のイの(5)のaの⑧より
③合計	12,403	①+②

d. 乖離額を加工した当期網使用料に係る実績原価

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	117,091	bの①+cの①
②主配線盤	10,207	bの②+cの②
③合計	127,298	①+②

(2) 当期網使用料に係る実績収入額

a. 稼働芯線数

(単位:千芯)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	1,313	平成23年度における実績の稼働芯線数
②負担金なし	1,258	
③負担金あり	55	
④光信号主端末回線	1,544	
⑤加入者回線	2,857	
⑥主配線盤	2,860	

b. 収入額の算定

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	61,161	②+③
②負担金なし	58,691	aの②×3,888円×12ヶ月
③負担金あり	2,470	aの③×3,716円×12ヶ月
④光信号主端末回線	62,156	aの④×3,355円×12ヶ月
⑤加入者回線	123,317	①+④
⑥主配線盤	10,500	aの⑥×306円×12ヶ月
⑦合計	133,817	⑤+⑥

(3) 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額の算定

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	▲6,226	(1)のdの①-(2)のbの⑤
②主配線盤	▲293	(1)のdの②-(2)のbの⑥
③合計	▲6,519	①+②

(4) 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額(加入者回線)の設備別分計

a. 実績原価の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	109,748	(1)のbの①
②光信号主端末回線	102,874	ア-2. 光信号主端末回線の(1)の⑤(①+③(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))より
③光信号主端末回線に係る引込線	6,874	①-②
④原価に占める光信号主端末回線に係る引込線比率	6.26%	③÷①

b. 光信号主端末回線に係る実績原価の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号主端末回線	119,417	ア-1. 光信号主端末回線の(1)の⑤(①+③(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))より
②下記以外	114,105	①-③
③加算料相当コスト	5,312	ア-1. 光信号主端末回線の(2)の①より
④原価に占める加算料相当コスト比率	4.45%	③÷①

c. 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	▲6,226	(3)の①
②光信号主端末回線	▲5,836	①-⑤
③下記以外	▲5,576	②-④
④加算料相当コスト	▲260	②×bの④
⑤光信号主端末回線に係る引込線相当	▲390	①×aの④
⑥下記以外	▲373	⑤-⑦
⑦加算料相当コスト	▲17	⑤×bの④
⑧主配線盤	▲293	(3)の②
⑨合計	▲6,519	①+⑧

(5) 乖離額単金の算定

a. 平成25年度における稼働芯線数(見込み)

(単位:千芯)

区分	平成25年度	備考
①光信号端末回線	1,489	平成23年度~25年度適用網使用料算定根拠の(別添1)より
②加入者回線に占める割合	45.18%	
③負担金なし	1,438	
④負担金あり	51	
⑤光信号主端末回線	1,807	
⑥加入者回線に占める割合	54.82%	
⑦加入者回線	3,296	
⑧主配線盤	3,300	平成23年度~25年度適用網使用料算定根拠の(別添2)より

b. 平成25年度適用網使用料に加算する乖離額の分計

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	▲3,027	(4)のcの①-④
②下記以外	▲2,893	((4)のcの③+(4)のcの⑥)-⑤
③加算料相当コスト	▲134	((4)のcの④+(4)のcの⑦)-⑥
④光信号主端末回線	▲3,199	(4)のcの②×aの⑥
⑤下記以外	▲3,056	④-⑥
⑥加算料相当コスト	▲143	(4)のcの④×aの⑥
⑦主配線盤	▲293	(4)のcの⑧
⑧合計	▲6,519	①+④+⑦

c. 平成25年度適用網使用料に加算する1芯あたり乖離額単金

(単位:円/芯・月)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	▲170	②+③
②下記以外	▲162	bの②÷aの①÷12ヶ月
③加算料相当コスト	▲8	bの③÷aの③÷12ヶ月
④光信号主端末回線	▲148	⑤+⑥
⑤下記以外	▲141	bの⑤÷aの⑤÷12ヶ月
⑥加算料相当コスト	▲7	bの⑥÷aの⑥÷12ヶ月
⑦主配線盤	▲7	bの⑦÷aの⑧÷12ヶ月

ウ. 1芯あたり原価の算定

a. 加入者回線(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成25年度	備考
①端末回線	3,210	平成23年度～25年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのaの③(平成25年度)より
②乖離額	▲169	イの(5)のcの②+イの(5)のcの⑦
③1芯あたり原価計	3,041	①+②

b. 加算料(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成25年度	備考
①加算料	170	平成23年度～25年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのbの③(平成25年度)より
②乖離額	▲8	イの(5)のcの③
③1芯あたり原価計	162	①+②

c. 主配線盤

(単位:円/芯・月)

区分	平成25年度	備考
①主配線盤	117	平成23年度～25年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのcの③(平成25年度)より
②乖離額	▲7	イの(5)のcの⑦
③1芯あたり原価計	110	①+②

d. 加入者回線(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成25年度	備考
①端末回線	2,743	平成23年度～25年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのdの③(平成25年度)より
②乖離額	▲148	イの(5)のcの⑤+イの(5)のcの⑦
③1芯あたり原価計	2,595	①+②

e. 加算料(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成25年度	備考
①加算料	144	平成23年度～25年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのeの③(平成25年度)より
②乖離額	▲7	イの(5)のcの⑥
③1芯あたり原価計	137	①+②

1-2. 光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)

(1)原価の算定

A. 設備区分別の費用

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)						備考
	OCU		加入者収容装置(ATMデータ伝送)				
	光	メタル	加入者収容装置(ATMデータ伝送)				
①指定設備管理運営費	301,078	258,518	250,012	7,359	85,774	164,238	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
②他人資本費用	3,186	3,069	2,946	6	1,923	1,022	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	14,516	13,985	13,423	26	8,763	4,659	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	9,850	9,490	9,108	18	5,946	3,161	(③自己資本費用+(⑪有利負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	328,630	285,062	275,489	7,409	102,406	173,080	①+②+③+④

⑥正味固定資産	796,605	771,025	739,757	593	490,976	248,781	別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表および別紙4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表より(全体は参考4より)
⑦投資等	1,673	1,619	1,553	1	1,031	522	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	8,285	8,019	7,693	6	5,106	2,587	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	26,192	21,603	21,016	896	5,608	15,408	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	832,755	802,266	770,019	1,496	502,721	267,298	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利負債以外の負債の額	40,402	38,923	37,358	73	24,390	12,968	⑩レートベース×他人資本比率×有利負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	27,942	27,731	26,948	22	17,885	9,063	
⑬減価償却費	61,538	55,963	53,029	118	22,313	30,716	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
⑭固定資産除却損	2,063	2,001	1,907	49	714	1,193	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				備考
	OCU		加入者収容装置(ATMデータ伝送)		
	光	メタル	加入者収容装置(ATMデータ伝送)		
①指定設備管理運営費	2,010	540	1,470	308	参考3. 設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
②他人資本費用	22	6	16	2	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	101	26	74	9	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	69	18	50	6	(③自己資本費用+(⑪有利負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	2,202	590	1,610	325	①+②+③+④

⑥正味固定資産	5,577	1,446	4,130	508	参考4. 設備区分別の固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑦投資等	12	3	9	1	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	58	15	43	5	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	119	31	87	30	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	5,766	1,495	4,269	544	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利負債以外の負債の額	280	73	207	26	⑩レートベース×他人資本比率×有利負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	61	15	47	7	
⑬減価償却費	971	270	701	57	参考3. 設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑭固定資産除却損	30	7	23	1	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				備考
	回線管理運営				
	電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ				
	DB管理および料金計算				
①指定設備管理運営費	40,243	39,182	9,464	101	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	92	91	11	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	422	415	50	1	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	286	282	34	1	(③自己資本費用+(⑪有利負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	41,043	39,970	9,559	103	①+②+③+④

⑥正味固定資産	19,496	19,257	1,681	18	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	41	40	4	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	203	200	17	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	4,441	4,313	1,159	12	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	24,181	23,810	2,861	30	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利負債以外の負債の額	1,173	1,155	139	1	⑩レートベース×他人資本比率×有利負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	142	139	32	0	
⑬減価償却費	4,547	4,506	161	2	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	30	30	3	0	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				料金請求	備考
	回線管理運営					
	電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ					
	DB管理および料金計算					
相互接続回線				その他	料金請求	
ラインシェアリング	ドライカッパ	光ファイバ				
①指定設備管理運営費	1,060	1,153	844			26,661
②他人資本費用	2	2	3	74	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	8	9	11	337	0	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	5	6	7	229	0	(③自己資本費用+(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	1,075	1,170	865	27,301	2	①+②+③+④
⑥正味固定資産	343	365	557	16,310	0	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1	1	1	34	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	4	4	6	170	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	128	139	91	2,796	0	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	476	509	655	19,310	0	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	23	25	32	937	0	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	5	5	10	88	0	
⑬減価償却費	30	33	101	4,181	0	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1	1	2	23	0	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)		備考
	回線管理運営				その他	(再掲) メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主記帳	
	ATMデータ伝送						
	端末回線伝送機能	データ伝送機能					
①指定設備管理運営費	100	39	61	959	8,420	8,267	参考1. 設備区分別の費用明細表および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より
②他人資本費用	0	0	0	1	122	119	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	1	0	0	6	558	544	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	1	0	0	4	379	369	(③自己資本費用+(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	102	39	61	970	9,479	9,299	①+②+③+④
⑥正味固定資産	21	8	13	218	30,904	30,131	参考2. 設備区分別固定資産明細表および別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	0	0	65	63	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	0	0	0	2	321	313	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	12	5	8	115	726	720	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	33	13	21	335	32,016	31,227	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	2	1	1	16	1,553	1,515	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	0	0	0	3	528	517	
⑬減価償却費	2	1	1	39	1,990	1,896	参考1. 設備区分別の費用明細表および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より
⑭固定資産除却損	0	0	0	0	94	93	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)		指定設備利用部門 スプリッタ(DSL)	備考
	(再掲) 局外スプリッタ(局外分岐)			
①指定設備管理運営費	123,769	1,859	688	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	2,570	39	6	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	11,712	178	25	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	7,947	121	17	(③自己資本費用+(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	145,998	2,197	736	①+②+③+④
⑥正味固定資産	658,222	10,019	1,383	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,382	21	3	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	6,847	104	14	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	5,330	71	53	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	671,881	10,215	1,453	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	32,597	496	70	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	14,025	102	20	
⑬減価償却費	65,579	1,168	240	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,528	23	6	

B. OCU

光設備を用いるOCU

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	590	(1)のAの⑤OCU
②ISDN回線数(回線)	25,937	区の1の(51)+区の1の(52)
③1回線あたり費用(円/回線(2芯式)・月)	1,896	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲118	平成23年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	25,937	区の1の(51)+区の1の(52)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	1,879	平成23年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のBの(e)の④に平成23年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	585	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲113	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	588	(a)の①の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(Ⅲより))を用いて算定したものの
②調整額(百万円)	▲113	(d)の①
③合計(百万円)	475	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(2芯式)・月)	1,526	③÷(a)の②÷12ヶ月

C. ISM折返し接続機能(1.5Mb/s)局内伝送路

区分	金額等	備考
①設備管理運営費(円/回線・年)	29,446	接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
②他人資本費用(円/回線・年)	484	
③自己資本費用(円/回線・年)	2,207	
④利益対応税(円/回線・年)	1,498	
⑤ケーブル設備計(円/回線・年)	33,635	①+②+③+④
⑥1回線あたり費用(円/回線・月)	2,803	⑤÷12ヶ月
⑦前々算定期間における調整額(円/回線・月)	▲212	平成23年度接続料金において加算した調整額
⑧前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	2,916	平成23年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のCの⑩に平成23年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
⑨調整額(円/回線・月)	▲325	((⑥+⑦)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-⑧)
⑩1回線あたり費用(円/回線・月)	2,790	⑥の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(Ⅲより))を用いて算定したものの
⑪1回線あたり原価(円/回線・月)	2,465	⑨+⑩

D. 加入者収容装置(ATMデータ伝送)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	325	Aの⑤加入者収容装置(ATMデータ伝送)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	20	平成23年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	603,976	区の1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	40	平成23年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のDの(e)の④に平成23年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	290	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	55	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	324	(a)の①の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(Ⅲより))を用いて算定したものの
②調整額(百万円)	55	(d)の①
③合計(百万円)	379	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(64b/s)・月)	52	③÷(c)の①÷12ヶ月

E. 回線管理運営費 (ATMデータ伝送・端末回線伝送機能にかかるもの)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	39	Aの⑤回線管理運営(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	4	平成23年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	12,756	Dの1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	255	平成23年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のEの(e)の④に平成23年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	39	①×②÷12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	4	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	39	(a)の①の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(厘より))を用いて算定したものの
②調整額(百万円)	4	(d)の①
③合計(百万円)	43	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	281	③÷(c)の①÷12ヶ月

F. 局外スプリッタ(局外8分岐)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	2,197	Aの⑤局外スプリッタ(局外8分岐)
②回線数(回線)	1,557,566	Dの1の(95)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	118	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲688	平成23年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	1,557,566	Dの1の(95)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	95	平成23年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のFの(f)の④に平成23年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	1,776	①×②÷12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲267	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	2,185	(a)の①の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(厘より))を用いて算定したものの
②調整額(百万円)	▲267	(d)の①
③合計(百万円)	1,918	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	103	③÷(a)の②÷12ヶ月

G. 光分岐端末回線

区分	単芯区間				少芯区間	備考
	単芯ケーブル	クロージャ内接続	キャビネット			
①創設費(円/回線)	26,229	19,416	5,028	1,785	7,473	・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費(減価償却費は耐用年数を15年で算定)、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 ・単芯ケーブルについては平日以外の日に設置の場合と平日設置の場合の差額を工事料として個別回収するため、減価償却費は、平日設置の場合の創設費(19,021円)を基礎に算定している。また、クロージャ内接続およびキャビネットの設置コストは工事料として回収するため、減価償却費は発生しない。 ・単芯区間の保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合の係数(0.041)により算定した。
②設備管理運営費(円/回線・年)	2,349	2,070	206	73	822	
(再)減価償却費相当(円/回線・年)	1,274	1,274	0	0	501	
③他人資本費用(円/回線・年)	37	37	0	0	15	
④自己資本費用(円/回線・年)	81	81	0	0	68	
⑤利益対応税(円/回線・年)	57	57	0	0	46	
⑥合計(円/回線・年)	2,524	2,245	206	73	951	②+③+④+⑤

区分	電柱			備考
	単芯区間	少芯区間		
①引込線あたり電柱資産額 (円/回線)	3,074	2,544	530	
②設備管理運営費 (円/回線・年)	264	218	46	
(再)減価償却費相当 (円/回線・年)	132	109	23	・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 ・引込線あたり電柱資産額は、単芯区間及び少芯区間の割投資の合計(33,702円)に、架空光ケーブル区間における電柱資産の光ケーブル資産に対する割合(0.0912)を乗じて算定した。
③他人資本費用 (円/回線・年)	7	6	1	
④自己資本費用 (円/回線・年)	31	26	5	
⑤利益対応税 (円/回線・年)	21	18	3	
⑥合計 (円/回線・年)	323	268	55	

(a) 2-1-1-1第2欄欄又は第6欄欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの
① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,798	Gの⑥単芯区間+⑥少芯区間+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲591	平成23年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,720	平成23年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲513	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	3,785	①の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(Ⅷより))を用いて算定したもの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	273	(④+⑤)÷12ヶ月

(b) 2-1-1-1第2欄欄又は第6欄欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの
② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,725	Gの⑥単芯ケーブル+⑥クロージャ内接続+⑥少芯区間+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲579	平成23年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,648	平成23年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲502	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	3,712	①の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(Ⅷより))を用いて算定したもの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	268	(④+⑤)÷12ヶ月

(c) 2-1-1-1第2欄欄又は第6欄欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,728	(a)と(b)の①についてキャビネット設置率(H23年度実績(キャビネット設置:4.7%、引き通し:95.3%))が加重して算定
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲591	平成23年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,720	平成23年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲583	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	3,715	①の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(Ⅷより))を用いて算定したもの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	261	(④+⑤)÷12ヶ月

(d) 2-1-1-1第2欄欄又は第6欄欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	951	Gの⑥少芯区間
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲63	平成23年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	984	平成23年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲96	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	948	①の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(Ⅷより))を用いて算定したもの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	71	(④+⑤)÷12ヶ月

(2) 料金の設定

①基本料

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 2芯式のものの(A) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	6,082	1-1のウのaの③×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 2芯式のものの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	6,082	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 2芯式のものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	6,264	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 4芯式のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	12,529	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×4(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合) イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
①OCU (円/回線・月)	1,526	Bの(e)の④
②主配線盤 (円/回線・月)	220	1-1のウのcの③×2(芯)
③局内伝送路 (円/回線・月)	2,465	Cの⑪
④料金 (円/回線・月)	4,211	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合) イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)(イ) 保守の別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
①OCU (円/回線・月)	1,526	Bの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②主配線盤 (円/回線・月)	220	1-1のウのcの③×2(芯)×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
③局内伝送路 (円/回線・月)	2,465	Cの①×Xの保守換算係数2の③のタイプ1-2のもの
④料金 (円/回線・月)	4,211	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合) ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。))においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。))を利用する場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	3,041	1-1のウのaの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合) ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	3,041	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合) ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の③ ①②以外のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	3,132	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合) ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	3,041	1-1のウのaの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合) ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	3,041	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合) ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の③ ①②以外のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	3,132	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合) イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	103	Fの(e)の④
②光信号主端末回線	2,595	1-1のウのdの③
③加算料(局舎～引込分岐点間)	137	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,835	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合) イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により芯にて伝送を行う機能の(イ) 保守の別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	103	Fの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②光信号主端末回線	2,595	1-1のウのdの③×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
③加算料(局舎～引込分岐点間)	137	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,835	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合) イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により芯にて伝送を行う機能の(ウ) (ア)(イ)以外のもの

区分	金額等	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	106	Fの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②光信号主端末回線	2,673	1-1のウのdの③×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
③加算料(局舎～引込分岐点間)	137	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,916	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合) 端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。))及び端末回線により伝送を行う機能

(ア)料金額の設定方法

区分	設定方法
①加入者回線	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②加入者収容装置(ATMデータ伝送)	Dの(e)の④×当該品目の速度換算係数(DXの(73)~(86)のb速度換算係数)
③回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの)	Eの(e)の④
④料金	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

(イ)料金額

区分	金額等			
	①加入者回線 (円/回線・月)	②加入者収容 装置(ATM データ伝送) (円/回線・月)	③回線管理運営 費(端末回線伝 送機能に係るも の) (円/回線・月)	④料金 (円/回線・月)
3Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,132	2,132	281	5,545
6Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,132	3,848	281	7,261
9Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,132	4,524	281	7,937
12Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,132	5,200	281	8,613
15Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,132	5,876	281	9,289
18Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,132	6,552	281	9,965
21Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,132	7,228	281	10,641
24Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,132	7,852	281	11,265
27Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,132	8,528	281	11,941
30Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,132	9,204	281	12,617
33Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,132	9,880	281	13,293
36Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,132	10,556	281	13,969
39Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,132	11,232	281	14,645
42Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,132	11,908	281	15,321

②加算料

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 イ 1芯式のもの(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	162	1-1のウのbの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 ウ 2芯式のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	324	1-1のウのbの③×2×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 エ 4芯式のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	648	1-1のウのbの③×4×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの

① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	261	Gの(c)の⑥×Xの保守換算係数の②の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	261	Gの(c)の⑥×Xの保守換算係数の②の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

③ ①②以外のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	269	Gの(c)の⑥×Xの保守換算係数の②の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの

① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	273	Gの(a)の⑥×Xの保守換算係数の②の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	273	Gの(a)の⑥×Xの保守換算係数の②の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	281	Gの(a)の⑥×Xの保守換算係数の②の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの

② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	268	Gの(b)の⑥×Xの保守換算係数の②の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	268	Gの(b)の⑥×Xの保守換算係数の②の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	276	Gの(b)の⑥×Xの保守換算係数の②の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合の保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	71	Gの(d)の⑤×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合の保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	71	Gの(d)の⑤×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合の保守の区別がタイプ2のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	73	Gの(d)の⑤×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	2,835	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア)の④

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	2,835	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)の④

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の③ ①②以外のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	2,916	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ウ)の④

1-3. 光信号主端末回線(複数年段階料金)

・料金の設定

①基本料

・2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

a. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ア)平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,835	IIの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの
②割引率	16.9%	別表の(2)の③
③割引額	479	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,356	①-③

b. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(イ)平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

c. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ウ)平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.21%	VI.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	491	aの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	491	①+③

d. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ア)平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,835	IIの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-2のもの
②割引率	16.9%	別表の(2)の③
③割引額	479	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,356	①-③

e. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(イ)平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

f. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ウ)平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.21%	VI.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	491	dの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	491	①+③

g. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
ウ アイ以外のもの のうち(ア)平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,916	IIの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ2のもの
②割引率	16.9%	別表の(2)の③
③割引額	493	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,423	①-③

h. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限りま)により1芯にて伝送を行う機能のうち アイ以外のもの のうち(イ)平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

i. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限りま)により1芯にて伝送を行う機能のうち アイ以外のもの のうち(ウ)平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.21%	Ⅵ.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	505	gの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	505	①+③

②加算料

・2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

a. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ア 保守の別がタイプ1-1のもの のうち(ア)平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,356	①のa. より

b. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ア 保守の別がタイプ1-1のもの のうち(イ)平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

c. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ア 保守の別がタイプ1-1のもの のうち(ウ)平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	491	①のc. より

d. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の イ 保守の別がタイプ1-2のもの のうち(ア)平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,356	①のd. より

e. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の イ 保守の別がタイプ1-2のもの のうち(イ)平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

f. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の イ 保守の別がタイプ1-2のもの のうち(ウ)平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	491	①のf. より

g. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ウ アイ以外のもの のうち(ア)平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,423	①のg. より

h. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ウ アイ以外のもの のうち(イ)平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

i. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の ア 光信号主端末回線に係る加算料の ウ アイ以外のもの のうち(ウ)平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	505	①のi. より

(別表) 割引率の算定

(平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申(情報審第33号)別添に記載された「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」に基づき算定)

(1)メタルと光の1ユーザあたりコストが同水準となる獲得ユーザ数の算定

区分	平成25年度	備考
①ドライカッパ接続料 (円/回線・月)	1,314	平成25年度適用網使用料算定根拠のⅡの(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のA イ以外のものの(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合の① ②以外の場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの
②光信号主端末回線接続料 (円/回線・月)	2,835	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの
③光信号分岐端末回線接続料 (円/回線・月)	261	Ⅱの1-2の(2)の②加算料の2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料の(ア) 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するものの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
④回線管理運営費	57	平成25年度適用網使用料算定根拠の 13. その他の機能の B. 回線管理機能の DSL回線管理機能(端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄を利用するもののイ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄(イ)①欄に係るもの)及び光信号分岐端末回線管理機能
⑤ドライカッパと1ユーザあたりコストが同水準となる光主端末回線あたりの獲得ユーザ数 (ユーザ)	2.7	②÷((①+④)-(③+⑤))

(2)割引率の算定

区分	平成25年度	備考
①ドライカッパ接続料と比較した場合の光主端末回線の平均獲得ユーザ数あたりの超過コスト (円)	3,827	(1)の②×(1)の⑤÷2
②コスト総額 (円)	22,680	(1)の②×8
③割引率 (%)	16.9%	①÷②

Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,364,521 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) (※)	4,885 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0021 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

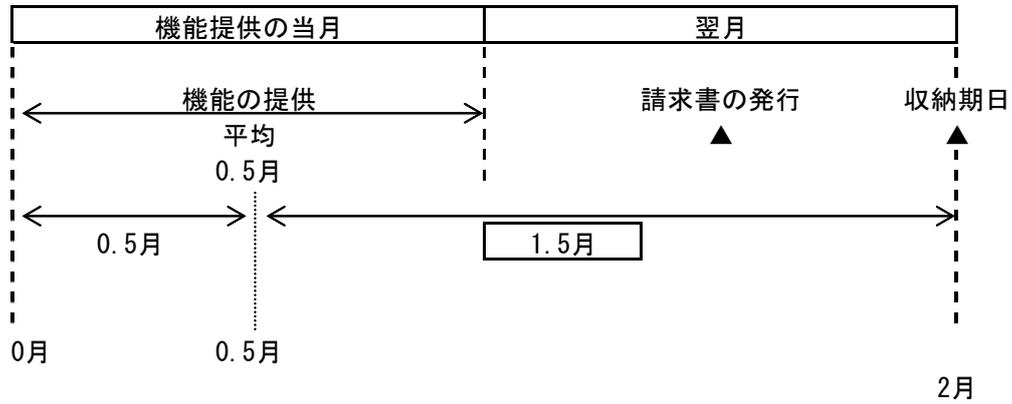
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,913,750 (A)
貯蔵品 (※)	30,245 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0104 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

(1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



(2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ ヵ月}}{12 \text{ ヵ月}} \times 365 \text{ 日} = \boxed{45.625 \text{ 日}}$$

(1)より

V. 資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (H23) 稼働ベース			レートベース		(資本構成)			
電気通信事業 固定資産 2,913,750	有利子負債 811,188 (0.217)	③圧縮後の資本構成比	H23稼働 電気通信事業固定資産 2,913,750	有利子負債 811,188 (0.262)	↑ 負債	↓ 資本		
	その他の負債 552,130 (0.148)							退職給付引当金 150,278 (0.049)
	退職給付引当金 240,760 (0.064)							
流動資産等 821,724	自己資本 2,131,397 (0.571)	②流動資産の 圧縮 ▲642,612	貯蔵品(月平均) 30,245	自己資本 2,131,397 (0.689)				
		179,112	投資等 6,331					
			運転資本 142,537					
計	3,735,474	①流動資産の理論値と 実績の差 179,112-821,724=▲642,612	計	3,092,863	計	3,092,863		

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \left(\frac{811,188}{\text{負債}} + \frac{150,278}{\text{負債}} \right) \div \frac{3,092,863}{\text{負債資本合計}} = \boxed{0.311}$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{811,188}{\text{有利子負債}} \div \left(\frac{811,188}{\text{負債}} + \frac{150,278}{\text{負債}} \right) = \boxed{0.844}$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.844}{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}} = \boxed{0.156}$$

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.311}{\text{他人資本比率}} = \boxed{0.689}$$

VI. 他人資本利率の算定

(1) 有利子負債に対する利率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成23年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利率} = \boxed{1.21\%}$$

(単位：%)

年度	23
区分	
他人資本利率	1.21

(注) 借入金の平均利率である。

(2) 有利子負債以外の負債の利率相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利率相当率} = \boxed{1.35\%}$$

(単位：%)

年度	19	20	21	22	23	平均
区分						
他人資本利率	1.63	1.48	1.37	1.17	1.08	1.35

(注) 国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3) 他人資本利率

$$\text{他人資本利率} = 1.21\% \times 0.844 + 1.35\% \times 0.156 = \boxed{1.23\%}$$

(有利子負債に対する利率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

Ⅶ. 自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)	
	21	22	23	3年平均	
①主要企業の自己資本利益率(注1)	3.04	4.00	3.22	—	
β値の適用	○	○	○	—	
②リスクフリーレート(注2)	1.37	1.17	1.08	—	
①-②	1.67	2.83	2.14	—	
選択される自己資本利益率	$\beta = 0.6$ (注3)	2.37	2.87	2.36	2.53

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。
抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国5証券取引所(東京(マザーズを含まない)、大阪、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。
ただし、平成23年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。

(注3) β値については、昨年度と同とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	19	20	21	22	23	
主要企業の自己資本利益率	7.21	1.21	3.04	4.00	3.22	3.74

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。
抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国5証券取引所(東京(マザーズを含まない)、大阪、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。
ただし、平成23年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 2.53%

VII. 利益対応税率の算定（調整額算定時の原価算定に用いるH23年度適用のもの）

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 65.40%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方特別法人税を $x_2 (= x_1 \times 1.48)$ とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow$$

$$x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = 0.0271y$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を x_2 とする。

$$x_2 = x_1 \times 1.48$$

$$= 1.48 \times 0.0271y$$

$$= 0.0401y$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.3$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.3$$

$$= 0.2798y$$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額を x_4 とする。

$$x_4 = \text{法人税額} \times 0.05$$

$$= 0.2798y \times 0.05 =$$

$$0.0140y$$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額を x_5 とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.123$$

$$= 0.2798y \times 0.123 =$$

$$0.0344y$$

⑦税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5$$

$$= 0.3954y$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3954y}{(1-0.3954)y} = \frac{0.3954y}{0.6046y} = 0.6540$$

税引前利益	y
利益対応税	$x = 0.3954y$
税引後利益	$z = (1-0.3954)y$

VIII. 利益対応税率の算定 (H25年度適用のもの)

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 58.76%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方特別法人税を $x_2 (= x_1 \times 1.48)$ とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow \quad x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = 0.0271y$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を x_2 とする。

$$x_2 = x_1 \times 1.48$$

$$= 1.48 \times 0.0271y$$

$$= 0.0401y$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.255$$

$$= 0.2379y$$

⑤復興特別法人税

復興特別法人税額を x_4 とする。

$$x_4 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255 \times 0.1$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.0255$$

$$= 0.0238y$$

⑥道府県民税実効税率

道府県民税額を x_5 とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.05$$

$$= 0.2379y \times 0.05 = 0.0119y$$

⑦市町村民税実効税率

市町村民税額を x_6 とする。

$$x_6 = \text{法人税額} \times 0.123$$

$$= 0.2379y \times 0.123 = 0.0293y$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$$

$$= 0.3701y$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3701y}{(1-0.3701)y} = \frac{0.3701y}{0.6299y} = 0.5876$$

税引前利益 y
利益対応税 $x = 0.3701y$
税引後利益 $z = (1-0.3701)y$

Ⅸ. 料金設定に使用した回線数

1. 端末回線数等

・加入者回線算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成23年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
加入者回線				
(1) 2線式・タイプ1-1 (注1)	2,081,772	1	1.00	2,081,772
(2) 2線式・タイプ1-2 (注2)	17,095,945	1	1.00	17,095,945
(3) 2線式・タイプ2 (注3)	364,942	1	1.03	375,890
(4) 4線式	25,508	2	1.03	52,546
(5) メタルサービス小計	19,568,167	-	-	19,606,153
(6) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	20,236	1	1.00	20,236
(7) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	2,325,597	1	1.00	2,325,597
(8) 1芯式・タイプ2 (注3)	455,278	1	1.03	468,936
(9) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	4	2	1.00	8
(10) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	24,760	2	1.00	49,520
(11) 2芯式・タイプ2 (注3)	3,290	2	1.03	6,777
(12) 4芯式	0	4	1.03	0
(13) 光サービス小計	2,829,165	-	-	2,871,074
(14) 計 ((5)+(13))	22,397,332	-	-	22,477,227

(13) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.0とした場合)	2,829,165	-	1.00	2,857,219
----------------------------------	-----------	---	------	-----------

(再掲) 施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数	
(15) メタルサービス・2線式	3,746,679
(16) (再)メタルサービス・2線式(帯域透過端末回線除き)	1,134,499
(17) 光サービス	2,801,822
(18) 計 ((15)+(17))	6,548,501

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数				
(19) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	1,485,481
(20) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	18,120,672
(21) 計 ((19)+(20))	-	-	-	19,606,153

(再掲) メタルサービスの回線数内訳				
(22) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,612,900
(23) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	16,993,253
(24) 計 ((22)+(23))	-	-	-	19,606,153

・MDF、FTM算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成23年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
加入者回線				
(25) 2線式・タイプ1-1 (注1)	2,081,772	1	1.00	2,081,772
(26) 2線式・タイプ1-2 (注2)	17,095,945	1	1.00	17,095,945
(27) 2線式・タイプ2 (注3)	364,942	1	1.03	375,890
(28) 4線式	25,508	2	1.03	52,546
(29) 追加MDF・タイプ1-1 (注1)	320,250	1	1.00	320,250
(30) 追加MDF・タイプ1-2 (注2)	3,083,885	1	1.00	3,083,885
(31) メタルサービス小計	22,972,302	-	-	23,010,288
(32) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	20,236	1	1.00	20,236
(33) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	2,325,597	1	1.00	2,325,597
(34) 1芯式・タイプ2 (注3)	455,278	1	1.03	468,936
(35) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	1,186	2	1.00	2,372
(36) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	24,760	2	1.00	49,520
(37) 2芯式・タイプ2 (注3)	3,290	2	1.03	6,777
(38) 4芯式	0	4	1.03	0
(39) 光サービス小計	2,830,347	-	-	2,873,438
(40) 計 ((31)+(39))	25,802,649	-	-	25,883,726

(39) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.0とした場合)	2,830,347	-	1.00	2,859,583
----------------------------------	-----------	---	------	-----------

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数				
(41) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	1,485,481
(42) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	21,524,807
(43) 計 ((41)+(42))	-	-	-	23,010,288

(再掲) メタルサービスの回線数内訳				
(44) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,612,900
(45) 追加MDF	-	-	-	3,404,135
(46) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	16,993,253
(47) 計 ((44)+(45)+(46))	-	-	-	23,010,288

・OCU算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成23年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
OCU使用回線				
(48) メタル回線数・タイプ1-1 (注1)	81,610	1	1.00	81,610
(49) メタル回線数・タイプ1-2 (注2)	2,061,012	1	1.00	2,061,012
(50-1) (再)デジタル公衆電話(下記以外)・タイプ1-2 (注2)	44,872	1	1.00	44,872
(50-2) (再)デジタル公衆電話(特設公衆電話)・タイプ1-2 (注2)	182	1	1.00	182
(51) 光回線数・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(52) 光回線数・タイプ1-2 (注2)	25,937	1	1.00	25,937
(53) 計 ((48)+(49)+(51)+(52))	2,168,559	-	-	2,168,559

・回線管理運営機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成23年度 稼働回線数
回線管理運営機能対応回線数	
(54) 電話等	16,438,147
(55) (再) PHS基地局回線	144,223
(56) ラインシェアリング・相互接続回線	1,994,957
(57) ドライカッパ・相互接続回線	2,412,560
(58) 光ファイバ・相互接続回線	499,665
(59) 上記以外の回線数	10,309,481
(60) 計 ((54)+(56)+(57)+(58)+(59))	31,654,810
(61) (再) 相互接続回線 ((55)+(56)+(57)+(58))	5,051,405
(62) (再) 相互接続回線 (ラインシェアリング除き) ((55)+(57)+(58))	3,056,448

・DSL回線故障対応機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成23年度 稼働回線数
故障対応回線数	
(63) メタル設備のみを用いる加入者回線数	18,083,632
(64) DSL回線故障対応機能契約数	1,074,971
(65) 計 ((63)+(64))	19,158,603

・公衆電話機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成23年度 稼働回線数
公衆電話回線	
(66-1) アナログ公衆電話 (下記以外)	70,780
(66-2) アナログ公衆電話 (特設公衆電話)	7,282
(67-1) デジタル公衆電話 (下記以外)	45,922
(67-2) デジタル公衆電話 (特設公衆電話)	186
(68) 計 ((66-1)+(66-2)+(67-1)+(67-2))	124,170
回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに対応する回線数	
(69) アナログ回線数 (加入電話・アナログ公衆電話)	14,326,196
(70) デジタル回線数 (INS64・デジタル公衆電話・PHS基地局回線)	2,205,221
(71) 計 ((69)+(70))	16,531,417

・スプリッタ(DSL)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成23年度 稼働回線数
(72) 計	1,074,920

・加入者収容装置(ATMデータ伝送網)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成23年度 稼働回線数	b. 速度換算 係数	c = a × b 換算後 稼働回線数
(73) 3 Mb/s	11,147	41	457,027
(74) 6 Mb/s	735	74	54,390
(75) 9 Mb/s	150	87	13,050
(76) 12 Mb/s	589	100	58,900
(77) 15 Mb/s	19	113	2,147
(78) 18 Mb/s	30	126	3,780
(79) 21 Mb/s	19	139	2,641
(80) 24 Mb/s	32	151	4,832
(81) 27 Mb/s	4	164	656
(82) 30 Mb/s	2	177	354
(83) 33 Mb/s	8	190	1,520
(84) 36 Mb/s	2	203	406
(85) 39 Mb/s	6	216	1,296
(86) 42 Mb/s	13	229	2,977
(87) 計	12,756		603,976

・光信号伝送装置(PON)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成23年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号伝送装置(PON)				
(88) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(89) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-2 (注2)	550,374	1	1.00	550,374
(90) 1Gbit/sタイプ・タイプ2 (注3)	1,636	1	1.03	1,685
(91) 1Gbit/sタイプ 小計	552,010	-	-	552,059

・局外スプリッタ算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成23年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
局外スプリッタ				
(92) 局外スプリッタ(8分岐)・タイプ1-1 (注1)	13,314	1	1.00	13,314
(93) 局外スプリッタ(8分岐)・タイプ1-2 (注2)	1,538,691	1	1.00	1,538,691
(94) 局外スプリッタ(8分岐)・タイプ2 (注3)	5,399	1	1.03	5,561
(95) 局外スプリッタ(8分岐)小計	1,557,404	-	-	1,557,566

・光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成23年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）				
(96) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(97) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-2（注2）	58,555	1	1.00	58,555
(98) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ2（注3）	124	1	1.03	128
(99) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）小計	58,679	-	-	58,683
(100) メディアコンバータ（100Mbit/s 集線型）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(101) メディアコンバータ（100Mbit/s 集線型）・タイプ1-2（注2）	15,938	1	1.00	15,938
(102) メディアコンバータ（100Mbit/s 集線型）・タイプ2（注3）	3,008	1	1.03	3,098
(103) メディアコンバータ（100Mbit/s 集線型）小計	18,946	-	-	19,036
(104) メディアコンバータ（100Mbit/s 非集線型）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(105) メディアコンバータ（100Mbit/s 非集線型）・タイプ1-2（注2）	388,052	1	1.00	388,052
(106) メディアコンバータ（100Mbit/s 非集線型）・タイプ2（注3）	750	1	1.03	773
(107) メディアコンバータ（100Mbit/s 非集線型）小計	388,802	-	-	388,825

・光信号多重分離機能（局内スプリッタ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成23年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
局内スプリッタ				
(108) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(109) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2（注2）	497,572	1	1.00	497,572
(110) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ2（注3）	1,522	1	1.03	1,568
(111) 局内スプリッタ（4分岐）小計	499,094	-	-	499,140
(112) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(113) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2（注2）	439	1	1.00	439
(114) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ2（注3）	105	1	1.03	108
(115) 局内スプリッタ（8分岐）小計	544	-	-	547

・特別収容局ルータ接続及び特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能算定に使用した回線数

（単位：ポート）

区分	a. 平成23年度 稼働回線数
特別収容局ルータ接続及び特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	
(116) LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	7
(117) LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なもの（収容局ルータ及び中継局ルータ接続）	5,385
(118) LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5,385
(119) ATMインタフェースによりの符号伝送が可能なもの	4,892
(120) ISDN一次群ユーザ網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	29,424
(121) 計（119）+（120）	45,093

・特別帯域透過端末回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成23年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
(122) 特別帯域透過端末回線 ・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0

- (注) 1 タイプ1-1：保守の区別が、平日・昼間帯の保守メニューのもの。
 2 タイプ1-2：保守の区別が、全日・昼間帯の保守メニューのもの。
 3 タイプ2：保守の区別が、全日・全時間帯の保守メニューのもの。
 4 使用するケーブル対数・芯数をもとに設備換算係数を設定した。
 5 保守換算係数はXIVの保守換算係数の3.③より。
 6 使用する端子数をもとに設備換算係数を設定した。

X. 料金設定に使用した保守換算係数

1. II-6 通信路設定伝送機能に適用するもの

①通信路設定伝送機能における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.451
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.626
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.000
d. 平均	1.000

②通信路設定伝送機能コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	10.7
b. その他のコストの割合	89.3
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.02	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.06	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

2. 網改造料の算定式に準拠して算定するものに適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.951
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.990
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.320
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	8.9
b. その他のコストの割合	91.1
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-1 (平日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1a + 2b) / 2c$
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / 2c$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / 2c$

3. 1, 2以外に適用するもの

① 端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.951
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.990
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.320
d. 平均	1.000

② 端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	8.9
b. その他のコストの割合	91.1
c. 計	100.0

③ 保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

X I .料金設定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H23	備考
①接続料の貸倒額	0	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	210,561	H23年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、 接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	①÷②

(別紙1)

加入者回線・主配線盤の費用明細表

(参考1)設備区分別の費用明細表をもとに算定

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線	局外RTIに収容されている加入者回線(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付	メタル主配線盤	局外RTIに収容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤
営業費	—	0	0	0	0	0	0	0
(再)貸倒損失	—	0	0	0	0	0	0	0
運用費	—	0	0	0	0	0	0	0
施設保全費	・線路設備の保守に直接係わるもの:芯線長比 ・上記以外のもの:上記支出額比	140,744	3,627	137,118	6,223	3,770	14	3,756
共通費	・施設保全費支出額比	7,876	235	7,641	289	972	15	957
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	14,891	388	14,503	644	828	10	818
試験研究費	・取得資産額比	2,607	180	2,427	2	76	6	69
通信設備使用料	・取得資産額比	10	1	9	4	2	0	2
租税公課	・正味資産額比	27,731	782	26,948	22	528	11	517
減価償却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	55,963	2,933	53,029	118	1,990	95	1,896
固定資産除却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	8,697	360	8,336	57	255	2	253
(再)除却損	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	2,001	94	1,907	49	94	1	93
合計	—	258,518	8,505	250,012	7,359	8,420	153	8,267

(※) 収容局から局外RTIまでの光信号端末伝送路を含む。

加入者回線・主配線盤の固定資産明細表

(参考2)設備区分別固定資産明細表をもとに算定

(単位:百万円)

資産の項目		主な配賦基準	メタル加入者回線				メタル主配線盤		
			局外RTIに収容されている加入者回線(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付	局外RTIに収容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤		
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額 減価償却累計額 正味価額	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
	市内電話機械設備	取得価額	2,129	61	2,069	2,069	61,243	1,135	60,109
		減価償却累計額	1,826	52	1,774	1,774	56,620	886	55,734
		正味価額	303	9	295	295	4,623	249	4,375
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
正味価額		0	0	0	0	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	851	0	851	0	0	0	0	
	減価償却累計額	723	0	723	0	0	0	0	
	正味価額	128	0	128	0	0	0	0	
無線機械設備	取得価額	773	0	773	0	0	0	0	
	減価償却累計額	734	0	734	0	0	0	0	
	正味価額	39	0	39	0	0	0	0	
電力設備	取得価額	2,832	101	2,731	1,184	300	0	300	
	減価償却累計額	2,284	82	2,202	955	242	0	242	
	正味価額	548	20	529	229	58	0	58	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	1,098	22	1,076	0	52	0	52	
	減価償却累計額	970	19	951	0	46	0	46	
	正味価額	128	3	126	0	6	0	6	
空中線設備	取得価額	24	0	24	0	0	0	0	
	減価償却累計額	23	0	23	0	0	0	0	
	正味価額	1	0	1	0	0	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額 減価償却累計額 正味価額	2,263,554 1,949,009 314,545	91,466 70,204 21,262	2,172,089 1,878,806 293,283	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
	市外線路設備	取得価額 減価償却累計額 正味価額	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
	土木設備	取得価額 減価償却累計額 正味価額	1,840,307 1,472,179 368,127	36,269 29,116 7,153	1,804,038 1,443,063 360,975	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
海底線設備	取得価額	32	0	32	0	0	0	0	
	減価償却累計額	24	0	24	0	0	0	0	
	正味価額	8	0	8	0	0	0	0	
建物	取得価額	90,464	3,009	87,455	71	58,133	1,164	56,969	
	減価償却累計額	62,478	2,073	60,405	49	39,808	796	39,012	
	正味価額	27,986	936	27,050	22	18,325	368	17,957	
構築物	取得価額	6,569	221	6,348	5	4,414	89	4,325	
	減価償却累計額	5,313	178	5,135	4	3,570	72	3,498	
	正味価額	1,256	42	1,214	1	844	17	827	
機械及び装置	取得価額	3,562	103	3,459	3	87	1	86	
	減価償却累計額	2,632	76	2,557	2	68	1	68	
	正味価額	930	28	902	1	19	0	19	
車両及び船舶	取得価額	374	8	366	0	8	0	8	
	減価償却累計額	303	6	297	0	7	0	7	
	正味価額	71	1	69	0	2	0	2	
工具、器具及び備品	取得価額	19,791	655	19,136	16	654	10	645	
	減価償却累計額	15,133	488	14,644	12	512	7	505	
	正味価額	4,659	167	4,492	4	142	3	140	
リース資産	取得価額	396	11	385	0	8	0	8	
	減価償却累計額	250	7	243	0	5	0	5	
	正味価額	146	4	142	0	3	0	3	
土地	取得価額	16,541	505	16,036	13	6,379	126	6,254	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	16,541	505	16,036	13	6,379	126	6,254	
建設仮勘定	取得価額	16,759	695	16,064	13	114	6	108	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	16,759	695	16,064	13	114	6	108	
無形固定資産	取得価額	105,741	2,266	103,475	84	1,099	16	1,083	
	減価償却累計額	86,892	1,822	85,070	69	711	10	700	
	正味価額	18,849	445	18,405	15	388	5	383	
合計	取得価額	4,371,797	135,391	4,236,406	3,459	132,493	2,546	129,947	
	減価償却累計額	3,600,772	104,123	3,496,649	2,867	101,588	1,772	99,816	
	正味価額	771,025	31,268	739,757	593	30,904	774	30,131	

(※) 収容局から局外RTIまでの光信号端末伝送路を含む。

(別紙3)

メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表

(参考1)設備区分別の費用明細表をもとに算定

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	加メ タ ル 回 線 の み を 用 い る	加入者回線		(再掲)特別 帯域透過端 末回線に係 るもの(※)
			上部区間	下部区間	
営業費	—	0	0	0	0.000
(再)貸倒損失	—	0	0	0	0.000
運用費	—	0	0	0	0.000
施設保全費	・線路設備の故障修理に係るもの:故障修理件数比 ・線路設備(電柱・鉄塔)の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・線路設備(電柱・鉄塔以外)の保守に直接係るもの:芯線長比 ・地中設備の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:上記支出額比	137,118	35,680	101,438	0.000
共通費	・施設保全費支出額比	7,641	1,988	5,653	0.000
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	14,503	3,774	10,729	0.000
試験研究費	・取得資産額比	2,427	572	1,855	0.000
通信設備使用料	・取得資産額比	9	0	9	0.000
租税公課	・正味資産額比	26,948	17,885	9,063	0.000
減価償却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	53,029	22,313	30,716	0.000
固定資産除却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	8,336	3,562	4,775	0.000
(再)除却損	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	1,907	714	1,193	0.000
合 計	—————	250,012	85,774	164,238	0.000

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

(別紙4)

メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表

(参考2)設備区分別固定資産明細表をもとに算定

(単位:百万円)

資産の項目		主な配賦基準	メタル設備のみを用いる加入者回線	上部区間		下部区間	
							(再掲)特別帯域透過端末回線に係るもの(※)
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0.000	
	正味価額	—	0	0	0	0.000	
	市内電話機械設備	取得価額	2,069	1,057	1,011	0.000	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	1,774	907	867	0.000	
	正味価額	—	295	151	144	0.000	
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0.000	
	正味価額	—	0	0	0	0.000	
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0.000	
	正味価額	—	0	0	0	0.000	
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0.000	
	正味価額	—	0	0	0	0.000	
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0.000	
	正味価額	—	0	0	0	0.000	
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0.000	
正味価額	—	0	0	0	0.000		
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0.000		
減価償却累計額	—	0	0	0	0.000		
正味価額	—	0	0	0	0.000		
伝送機械設備	取得価額	851	0	851	0.000		
減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	723	0	723	0.000		
正味価額	—	128	0	128	0.000		
無線機械設備	取得価額	773	0	773	0.000		
減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	734	0	734	0.000		
正味価額	—	39	0	39	0.000		
電力設備	取得価額	2,731	1,285	1,446	0.000		
減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	2,202	1,036	1,166	0.000		
正味価額	—	529	249	280	0.000		
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0.000		
減価償却累計額	—	0	0	0	0.000		
正味価額	—	0	0	0	0.000		
総合監視システム	取得価額	1,076	1,074	2	0.000		
減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	951	949	2	0.000		
正味価額	—	126	125	0	0.000		
空中線設備	取得価額	24	0	24	0.000		
減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	23	0	23	0.000		
正味価額	—	1	0	1	0.000		
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0.000		
減価償却累計額	—	0	0	0	0.000		
正味価額	—	0	0	0	0.000		
端末設備	取得価額	0	0	0	0.000		
減価償却累計額	—	0	0	0	0.000		
正味価額	—	0	0	0	0.000		
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,172,089	961,376	1,210,713	0.000	
		減価償却累計額	1,878,806	885,836	992,970	0.000	
		正味価額	293,283	75,541	217,743	0.000	
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0.000		
	減価償却累計額	0	0	0	0.000		
	正味価額	0	0	0	0.000		
土木設備	取得価額	1,804,038	1,804,038	0	0.000		
	減価償却累計額	1,443,063	1,443,063	0	0.000		
	正味価額	360,975	360,975	0	0.000		
海底線設備	取得価額	32	32	0	0.000		
	減価償却累計額	24	24	0	0.000		
	正味価額	8	8	0	0.000		
建物	取得価額	87,455	47,592	39,863	0.000		
	減価償却累計額	60,405	32,901	27,504	0.000		
	正味価額	27,050	14,690	12,359	0.000		
構築物	取得価額	6,348	3,433	2,915	0.000		
	減価償却累計額	5,135	2,777	2,358	0.000		
	正味価額	1,214	656	557	0.000		
機械及び装置	取得価額	3,459	2,347	1,112	0.000		
	減価償却累計額	2,557	1,730	827	0.000		
	正味価額	902	617	285	0.000		
車両及び船舶	取得価額	366	263	103	0.000		
	減価償却累計額	297	213	83	0.000		
	正味価額	69	50	19	0.000		
工具、器具及び備品	取得価額	19,136	11,322	7,814	0.000		
	減価償却累計額	14,644	8,760	5,884	0.000		
	正味価額	4,492	2,561	1,930	0.000		
リース資産	取得価額	385	259	127	0.000		
	減価償却累計額	243	163	80	0.000		
	正味価額	142	95	47	0.000		
土地	取得価額	16,036	9,187	6,848	0.000		
	減価償却累計額	0	0	0	0.000		
	正味価額	16,036	9,187	6,848	0.000		
建設仮勘定	取得価額	16,064	10,695	5,369	0.000		
	減価償却累計額	0	0	0	0.000		
	正味価額	16,064	10,695	5,369	0.000		
無形固定資産	取得価額	103,475	95,484	7,990	0.000		
	減価償却累計額	85,070	80,110	4,961	0.000		
	正味価額	18,405	15,375	3,030	0.000		
合計	取得価額	4,236,406	2,949,445	1,286,961	0.000		
	減価償却累計額	3,496,649	2,458,469	1,038,180	0.000		
	正味価額	739,757	490,976	248,781	0.000		

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

設備区分別の費用明細表

(平成23年度接続会計をもとに算定した費用明細表に災害特別損失及び平成23年度第3四半期以降において計上した平成22年度災害特別損失に係る見直し差額を反映)

(参考1)

Table with columns for cost categories (e.g., 営業費, 運賃, 施設保全費) and numerous sub-categories of equipment and materials. It includes a total row at the bottom and is annotated with '(単位:百万円)' in the top right.

設備区分別の費用明細表
 (【再掲】災害特別損失)

(参考1-別表②)

費 業 費	(単位:百万円)													
	第一種指定設備管理部門計	第一種指定設備	特別第一種指定設備	講義施設(聴講室)の修理に係るもの	回線管理運営	仮記以外	主幹施設(電気通信事務所の施設に係るもの)	主幹施設(光通信の施設に係るもの)	無線施設	インターネット公衆電話設備	インターネット交換設備(音声)	加入のり交換機(無線)前期在途機器組立費	加入のり交換機(無線)早期在途機器組立費	合計
営業費	24	0	24	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	1,241
(再)貸借損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,241
費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設保全費	9,032	545	8,487	4,374	27	4,347	46	1,029	5	26	20	1,559	0	8,399
共通	147	12	135	64	10	53	3	17	0	1	1	30	0	293
管理費	61	5	56	20	3	17	0	7	0	0	0	12	0	102
試験研究費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通信設備使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
減価償却費	228	43	185	8	0	8	6	3	4	0	0	70	0	269
固定資産売却費	718	5	713	414	0	414	1	178	0	0	0	55	0	1,117
(再)除却損	68	1	67	18	0	18	1	38	0	0	0	5	0	110
全計	10,211	610	9,601	4,903	65	4,836	56	1,228	11	28	21	1,726	0	12,563
追加調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仮記以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定外電気通信設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定設備利用部門計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち光信号中継伝送機能に係るもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価損失(管理)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
削減費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東西以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ユニバーサル基金(管理)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画文字サービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専用線ノド設備(専用線ノド設備又は相互接続専用線)	1	1	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	6
専用線ノド設備(専用線ノド設備又は相互接続専用線)	1	1	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	6
専用線ノド設備(専用線ノド設備又は相互接続専用線)	1	1	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	6
専用線ノド設備	56	5	51	24	27	24	0	0	0	0	0	0	0	110
うち光信号中継伝送機能に係るもの	16	1	15	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	33
専用線ノド設備(専用線ノド設備又は相互接続専用線)	294	4	290	17	20	17	0	0	0	0	0	0	0	311
折返し専用線設備(折返し専用線)	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
手動交換設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
半自動化設備	13	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
半自動化文字サービス	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
専用線設備	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
うちケーブル入在途機能に係るもの	71	0	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71
中継交換設備(ケーブル)	88	0	88	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88
中継交換設備(音声)	37	0	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37
うちケーブル入在途機能に係るもの	27	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27
講義施設(無線)は機	107	27	134	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	161
講義施設(無線)は機	210	107	317	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	424
講義施設(無線)は機	420	207	627	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	824
うちケーブル入在途機能に係るもの	207	0	207	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	207
別業交換設備(ケーブル)	460	9	469	4	2	6	0	0	0	0	0	0	0	475
仮記以外	1,587	0	1,587	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,587
加入のり交換機(無線)早期在途機器組立費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加入のり交換機(無線)前期在途機器組立費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
別業交換設備(音声)	1,559	0	1,559	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,559
インターネット公衆電話設備	26	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26
公衆電話設備	26	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26
主幹施設(光通信の施設に係るもの)	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
主幹施設(無線)事務所の施設に係るもの	46	1,029	1,075	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,075
主幹施設(電気通信事務所の施設に係るもの)	3	10	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23
仮記以外	4,347	46	4,393	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,393
回線管理運営	27	4,347	4,374	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,401
講義施設(聴講室)の修理に係るもの	4374	64	4438	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4448
特別第一種指定設備	8,487	27	8,514	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,541
第一種指定設備	12	5	17	20	3	17	0	7	0	0	0	12	0	49

設備区分別固定資産明細表 (平成23年度接続会計をもとに算定した資産明細表に平成23年度決算において計上した資産災害特別損失に係る見積り差額を反映)

(単位:百万円)

Table with columns for asset category (e.g., 機械設備, 建物, 構築物), acquisition method (e.g., 取得価額, 正味価額), and various depreciation and valuation details. The table is organized into sections for different types of assets and their accounting treatments.

設備区分別固定資産明細表
([再掲]平成23年度接続会計をもとに算定)

(参考2-別表①)

(単位:百万円)

設備区分	固定資産の項目	取得価額	減価償却累計額	正味価額	特別第一種固定資産設備		第一種固定資産設備		第一種固定資産設備管理部門計		その他	合計			
					取得価額	減価償却累計額	正味価額	取得価額	減価償却累計額	正味価額			取得価額	減価償却累計額	正味価額
電線設備	送電線設備	33,300	0	33,300	0	0	0	0	0	0	0	0	33,300		
	配電線設備	29,337	0	29,337	0	0	0	0	0	0	0	0	29,337		
	変圧機設備	4,163	0	4,163	0	0	0	0	0	0	0	0	4,163		
	変圧機用電線設備	1,248,020	22,944	1,225,076	20,240	0	20,240	61,229	316	28,999	57	43	1,225,076		
	変圧機用電線設備	1,148,811	17,694	1,131,117	17,223	0	17,223	56,607	272	22,375	49	37	1,131,117		
	変圧機用電線設備	99,217	4,440	94,777	3,017	0	3,017	4,822	45	6,224	6	6	94,777		
	変圧機用電線設備	41,203	0	41,203	0	0	0	0	0	0	0	0	41,203		
	変圧機用電線設備	44,526	0	44,526	0	0	0	0	0	0	0	0	44,526		
	変圧機用電線設備	1,297	0	1,297	0	0	0	0	0	0	0	0	1,297		
	変圧機用電線設備	1,647	0	1,647	0	0	0	0	0	0	0	0	1,647		
電柱設備	電柱設備	90	0	90	0	0	0	0	0	0	0	0	90		
	電柱設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電柱設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電柱設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電柱設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電柱設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電柱設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電柱設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電柱設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電柱設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
電線用金具設備	電線用金具設備	1,385	0	1,385	1,297	0	1,297	0	0	0	0	0	1,297		
	電線用金具設備	68	0	68	0	0	0	0	0	0	0	0	68		
	電線用金具設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電線用金具設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電線用金具設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電線用金具設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電線用金具設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電線用金具設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電線用金具設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電線用金具設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
電線用金具	電線用金具	552	0	552	0	0	0	0	0	0	0	0	552		
	電線用金具	508	0	508	0	0	0	0	0	0	0	0	508		
	電線用金具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電線用金具	27	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	27		
	電線用金具	1,024,137	191,198	832,939	8,128	0	8,128	0	0	0	0	0	832,939		
	電線用金具	1,384,193	69,815	1,314,378	7,939	0	7,939	0	0	0	0	0	1,314,378		
	電線用金具	217,952	22,222	195,730	540	0	540	0	0	0	0	0	195,730		
	電線用金具	14,898	0	14,898	773	0	773	0	0	0	0	0	14,898		
	電線用金具	12,679	0	12,679	744	0	744	0	0	0	0	0	12,679		
	電線用金具	2,019	0	2,019	39	0	39	0	0	0	0	0	2,019		
電力設備	電力設備	404,209	90,983	313,226	5,971	0	5,971	300	892	0	0	0	313,226		
	電力設備	328,183	41,091	287,092	4,737	0	4,737	242	720	0	0	0	287,092		
	電力設備	78,126	9,931	68,195	1,134	0	1,134	59	172	0	0	0	68,195		
	電力設備	1,909	0	1,909	0	0	0	0	0	0	0	0	1,909		
	電力設備	1,492	0	1,492	0	0	0	0	0	0	0	0	1,492		
	電力設備	98	0	98	0	0	0	0	0	0	0	0	98		
	電力設備	7,295	611	6,684	1,131	0	1,131	52	445	6	0	0	6,684		
	電力設備	6,416	791	5,625	999	0	999	46	392	6	0	0	5,625		
	電力設備	849	71	778	132	0	132	6	52	1	0	0	778		
	電力設備	25,372	0	25,372	24	0	24	0	0	0	0	0	25,372		
電線用金具	電線用金具	20,301	0	20,301	23	0	23	0	0	0	0	0	20,301		
	電線用金具	3,072	0	3,072	1	0	1	0	0	0	0	0	3,072		
	電線用金具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電線用金具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電線用金具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電線用金具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電線用金具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電線用金具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電線用金具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電線用金具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
電線用金具	電線用金具	2,800	0	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	2,800		
	電線用金具	1,450	0	1,450	0	0	0	0	0	0	0	0	1,450		
	電線用金具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電線用金具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電線用金具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電線用金具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電線用金具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電線用金具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電線用金具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電線用金具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

設備区分別固定資産明細表 ((再掲)平成23年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

Table with columns for asset categories (e.g., 機械設備, 建物, 構築物), acquisition method (e.g., 取得), and various sub-accounts. It includes a detailed breakdown of assets and their corresponding financial values.

(参考2-別表②)

設備区分別固定資産明細表 (【再掲】平成23年度決算において計上した平成22年度災害特別損失に係る見積り差額)

(単位:百万円)

Table with columns for equipment type (e.g., building, land, machinery), acquisition method (purchase, construction), and detailed breakdown of costs. Includes a right-side column for total amount in million yen.

(参考3)

設備区別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)

(参考1)設備区別の費用明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等	指定設備管理部門				
	(端末系伝送路の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	OCU	その他	回線管理運営
費用の項目					
費用の項目					
営業費	29,780	0	0	0	29,780
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0	0
施設保全費	143,776	140,744	573	199	2,261
共通費	9,366	7,876	92	16	1,382
管理費	17,113	14,891	117	17	2,088
試験研究費	2,733	2,607	120	6	0
通信設備使用料	28	10	16	3	0
租税公課	27,942	27,731	61	7	142
減価償却費	61,538	55,963	971	57	4,547
固定資産除却費	8,802	8,697	61	3	42
(再)除却損	2,063	2,001	30	1	30
合計	301,078	258,518	2,010	308	40,243

(参考4)

設備区分別固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)

(参考2)設備区分別固定資産明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等		指定設備管理部門				
		(端末系伝送路の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	OCU	その他	回線管理運営
資産の項目						
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	20,030	2,129	17,900	0
		減価償却累計額	17,013	1,826	15,186	0
		正味価額	3,017	303	2,714	0
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	伝送機械設備	取得価額	8,128	851	5,148	2,128
		減価償却累計額	7,588	723	4,888	1,978
		正味価額	540	128	261	151
無線機械設備	取得価額	773	773	0	0	
	減価償却累計額	734	734	0	0	
	正味価額	39	39	0	0	
電力設備	取得価額	5,879	2,832	2,647	400	
	減価償却累計額	4,742	2,284	2,136	323	
	正味価額	1,137	548	511	77	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	1,131	1,098	32	1	
	減価償却累計額	999	970	28	1	
	正味価額	132	128	4	0	
空中線設備	取得価額	24	24	0	0	
	減価償却累計額	23	23	0	0	
	正味価額	1	1	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,263,554	2,263,554	0	0
		減価償却累計額	1,949,009	1,949,009	0	0
		正味価額	314,545	314,545	0	0
	市外線路設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
土木設備	取得価額	1,840,307	1,840,307	0	0	
	減価償却累計額	1,472,179	1,472,179	0	0	
	正味価額	368,127	368,127	0	0	
海底線設備	取得価額	32	32	0	0	
	減価償却累計額	24	24	0	0	
	正味価額	8	8	0	0	
建物	取得価額	103,496	90,464	4,143	529	
	減価償却累計額	71,559	62,478	2,841	363	
	正味価額	31,937	27,986	1,301	166	
構築物	取得価額	7,475	6,569	297	38	
	減価償却累計額	6,046	5,313	241	31	
	正味価額	1,429	1,256	57	7	
機械及び装置	取得価額	3,742	3,562	22	5	
	減価償却累計額	2,778	2,632	16	4	
	正味価額	963	930	5	1	
車両及び船舶	取得価額	387	374	2	3	
	減価償却累計額	314	303	2	2	
	正味価額	73	71	0	2	
工具、器具及び備品	取得価額	25,091	19,791	168	47	
	減価償却累計額	18,935	15,133	125	37	
	正味価額	6,156	4,659	42	10	
リース資産	取得価額	450	396	2	2	
	減価償却累計額	283	250	1	1	
	正味価額	166	146	1	1	
土地	取得価額	19,472	16,541	468	65	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	19,472	16,541	468	65	
建設仮勘定	取得価額	16,828	16,759	63	6	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	16,828	16,759	63	6	
無形固定資産	取得価額	140,083	105,741	728	64	
	減価償却累計額	108,049	86,892	580	41	
	正味価額	32,034	18,849	148	22	
合計	取得価額	4,456,880	4,371,797	31,621	3,289	
	減価償却累計額	3,660,275	3,600,772	26,044	2,781	
	正味価額	796,605	771,025	5,577	508	

網使用料算定根拠

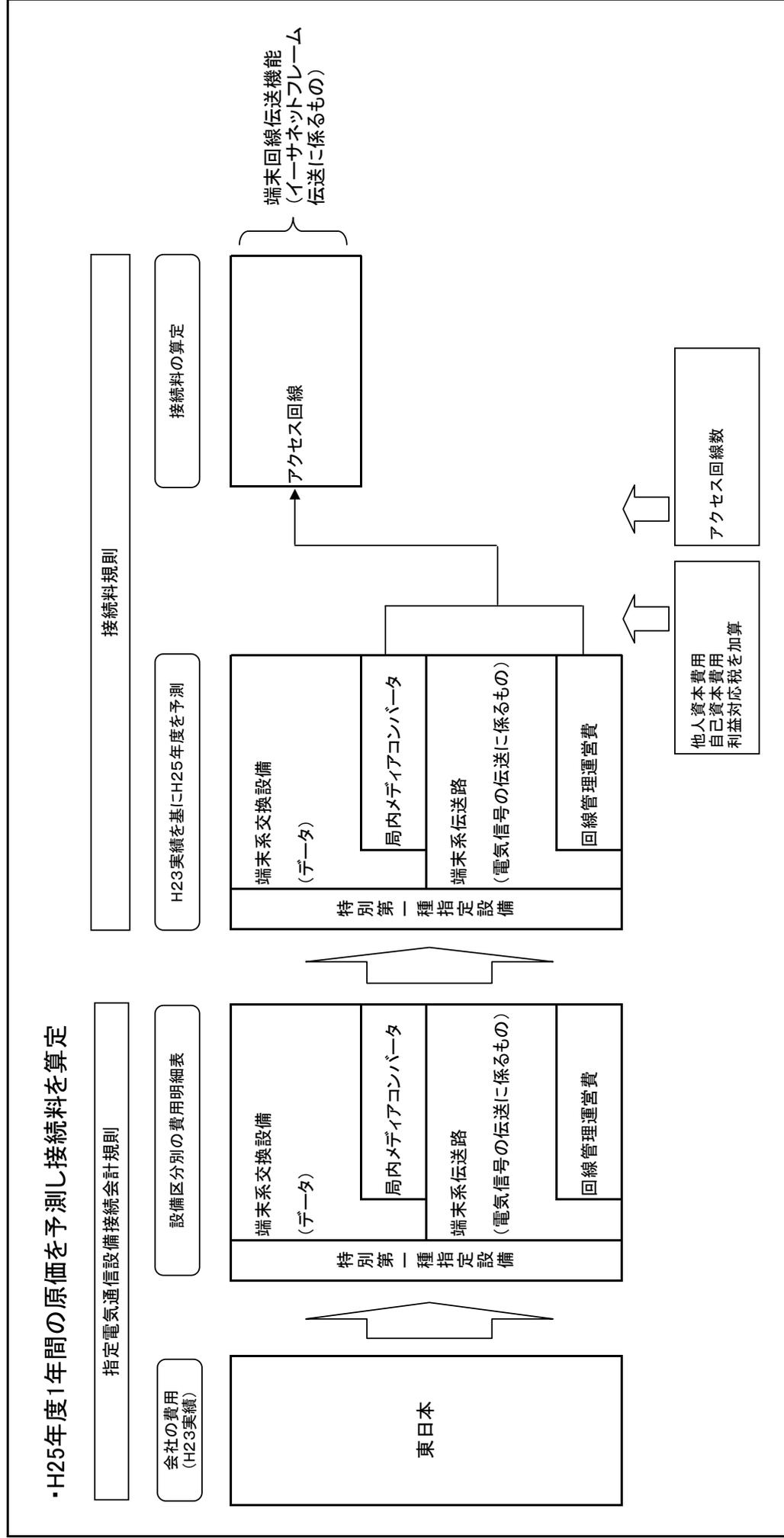
端末回線伝送機能(イーサネットフレーム伝送に係るもの)

<東日本>

目 次

I.算定手順	2
II.原価の算定及び料金の設定	3
III.投資等比率及び貯蔵品比率の算定	4
IV.接続料収納までの平均的な日数の算定	5
V.資本構成比率の算定	6
VI.他人資本利子率の算定	7
VII.自己資本利益率の算定	8
VIII.利益対応税率の算定	9
IX.料金設定に用いた需要数	10
X.料金設定に使用した貸倒率	11
(別紙)	
1. 局内メディアコンバータの1Gbps回線固有コストの分計比率	12
(別添)	
1. 局内メディアコンバータの設備管理運営費	13
2. 局内メディアコンバータの固定資産	14
3. 回線管理運営費の設備管理運営費	15
4. 回線管理運営費の固定資産	16
(参考)	
1. 設備区分別費用明細表	17
2. 設備区分別固定資産明細表	23
3. 設備区分別費用明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備の内訳)	29
4. 設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備の内訳)	30
5. 設備区分別費用明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路の内訳)	31
6. 設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路の内訳)	32

I. 算定手順



II. 原価の算定及び料金の設定

1. 端末回線伝送機能

(1) 原価の算定

(単位: 百万円)

区分	局内メディア コンバータ	回線管理 運営費	合計	備考
①設備管理運営費	925	636	1,560	(別添1)、(別添3)より
②他人資本費用	10	1	11	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	47	4	50	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	29	2	30	(③自己資本費用+(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	1,011	643	1,651	①+②+③+④

⑥正味固定資産	2,617	126	2,743	(別添2)、(別添4)より
⑦投資等	5	0	6	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	27	1	29	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	29	76	104	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45,625日÷365日
⑩レートベース	2,678	203	2,882	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	130	10	140	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	17	3	19	
⑬減価償却費	671	28	699	(別添1)、(別添3)より
⑭固定資産除却損	7	0	7	

(2) 料金の設定

A. 局内メディアコンバータ

区分	接続料原価	備考
a. 1Gbps回線に係る固有原価	52	(1)の局内メディアコンバータの⑤×別紙1の①の比率
b. 全回線の共通原価	959	(1)の局内メディアコンバータの⑤×別紙1の②の比率
c. 1Gbps回線数	1,259.0	Ⅸの2の①1Gbps回線数(H25年度稼働)
d. 全回線数	54,506.0	Ⅸの2の③合計回線数(H25年度稼働)
e. 1Gbps回線に係る固有の料金(円/回線・月)	3,442	a÷c÷12ヵ月
f. 全回線に係る共通の料金(円/回線・月)	1,466	b÷d÷12ヵ月

B. 回線管理運営費

区分	接続料原価	備考
a. 原価(百万円)	643	(1)の⑤の回線管理運営費
b. 回線数	53,194.0	Ⅸの1の③合計回線数(H25年度稼働)
c. 料金(円/回線・月)	1,007	a÷b÷12ヵ月

(3) 品目別料金の算定

品目	1Gbps回線	1Gbps回線 以外	備考
a. 加入者回線 (円/回線・月)	3,132	3,132	網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)のⅡの1の1-1のウのaの③(平成25年度)×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの
b. 局内メディアコンバータ (円/回線・月)	4,908	1,466	1Gbps回線:(2)のAのe+(2)のAのf、1Gbps回線以外:(2)のAのf
c. 回線管理運営費 (円/回線・月)	1,007	1,007	(2)のBのc
d. 合計 (円/回線・月)	9,047	5,605	a + (b+c) × (1+X.料金設定に使用した貸倒率)

Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,364,521 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) (※)	4,885 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0021 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

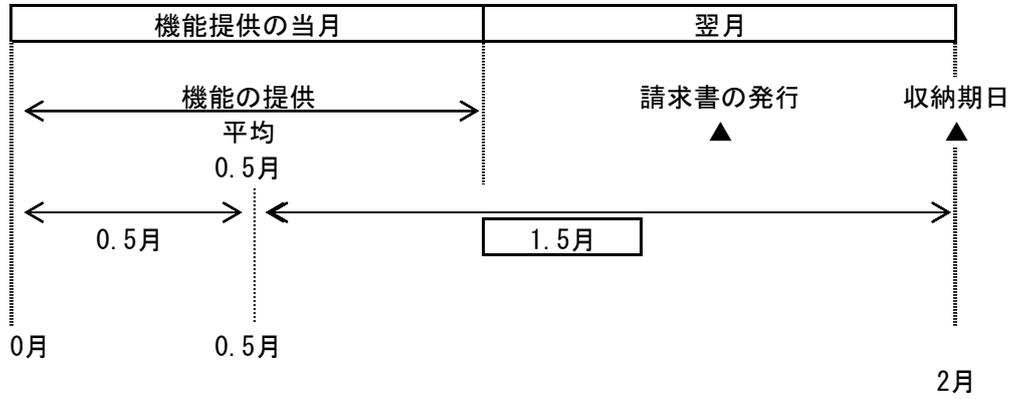
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,913,750 (A)
貯蔵品 (※)	30,245 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0104 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

(1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



(2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ ヵ月}}{12 \text{ ヵ月}} \times 365 \text{ 日} = \boxed{45.625 \text{ 日}}$$

(1)より

V. 資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (H23) 稼働ベース			レートベース		(資本構成)	
電気通信事業 固定資産	811,188 (0.217)	③圧縮後の資本構成比	H23稼働 電気通信事業固定資産	2,913,750	有利子負債	811,188 (0.262)
2,913,750	その他の負債				552,130 (0.148)	
	退職給付引当金				240,760 (0.064)	
流動資産等	2,131,397 (0.571)	②流動資産の 圧縮 ▲642,612	貯蔵品(月平均)	30,245	自己資本	2,131,397 (0.689)
821,724		179,112	投資等	6,331		
			運転資本	142,537		
計	3,735,474	①流動資産の理論値と 実績の差 179,112-821,724=▲642,612	計	3,092,863	計	3,092,863

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{811,188 + 150,278}{3,092,863} = 0.311$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{811,188}{811,188 + 150,278} = 0.844$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.844}{0.844} = 0.156$$

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.311}{0.311} = 0.689$$

VI. 他人資本利子率の算定

(1) 有利子負債に対する利子率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成23年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利子率} = \boxed{1.21\%}$$

(単位：%)

年度	23
区分	
他人資本利子率	1.21

(注) 借入金の平均利子率である。

(2) 有利子負債以外の負債の利子相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利子相当率} = \boxed{1.35\%}$$

(単位：%)

年度	19	20	21	22	23	平均
区分						
他人資本利子率	1.63	1.48	1.37	1.17	1.08	1.35

(注) 国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3) 他人資本利子率

$$\text{他人資本利子率} = 1.21\% \times 0.844 + 1.35\% \times 0.156 = \boxed{1.23\%}$$

(有利子負債に対する利子率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

Ⅶ. 自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)		
	21	22	23	3年平均		
①主要企業の自己資本利益率(注1)	3.04	4.00	3.22	—		
β値の適用	○	○	○	—		
②リスクフリーレート(注2)	1.37	1.17	1.08	—		
①-②	1.67	2.83	2.14	—		
選択される自己資本利益率	β = 0.6 (注3)		2.37	2.87	2.36	2.53

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。
抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国5証券取引所(東京(マザーズを含まない)、大阪、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。
ただし、平成23年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。

(注3) β値については、昨年度と同とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	19	20	21	22	23	
主要企業の自己資本利益率	7.21	1.21	3.04	4.00	3.22	3.74

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。
抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国5証券取引所(東京(マザーズを含まない)、大阪、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。
ただし、平成23年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 2.53%

VIII. 利益対応税率の算定 (H25年度適用のもの)

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 58.76%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方特別法人税を $x_2 (= x_1 \times 1.48)$ とする。

$$\begin{aligned} x_1 &= (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029 \\ &= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow \quad x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = 0.0271y \end{aligned}$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を x_2 とする。

$$\begin{aligned} x_2 &= x_1 \times 1.48 \\ &= 1.48 \times 0.0271y \\ &= 0.0401y \end{aligned}$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$\begin{aligned} x_3 &= \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255 \\ &= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.255 \\ &= 0.2379y \end{aligned}$$

⑤復興特別法人税

復興特別法人税額を x_4 とする。

$$\begin{aligned} x_4 &= \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255 \times 0.1 \\ &= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.0255 \\ &= 0.0238y \end{aligned}$$

⑥道府県民税実効税率

道府県民税額を x_5 とする。

$$\begin{aligned} x_5 &= \text{法人税額} \times 0.05 \\ &= 0.2379y \times 0.05 = 0.0119y \end{aligned}$$

⑦市町村民税実効税率

市町村民税額を x_6 とする。

$$\begin{aligned} x_6 &= \text{法人税額} \times 0.123 \\ &= 0.2379y \times 0.123 = 0.0293y \end{aligned}$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$\begin{aligned} x &= x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6 \\ &= 0.3701y \end{aligned}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3701y}{(1-0.3701)y} = \frac{0.3701y}{0.6299y} = 0.5876$$

税引前利益	y
利益対応税	$x = 0.3701y$
税引後利益	$z = (1-0.3701)y$

Ⅸ. 料金設定に用いた需要数

1. アクセス回線数

区分	H23年度末 (実績)	H24年度末	H25年度末	H25年度稼働	備考
①1Gbps回線数	530	837	1,145	991.0	
②1Gbps以外の回線数	27,914	44,107	60,299	52,203.0	
③合計	28,444	44,944	61,444	53,194.0	

2. デュアルアクセス回線をシングルアクセス回線換算したアクセス回線数

区分	H23年度末 (実績)	H24年度末	H25年度末	H25年度稼働	備考
①1Gbps回線数	675	1,063	1,454	1,259.0	
②1Gbps以外の回線数	28,369	44,989	61,505	53,247.0	
③合計	29,044	46,052	62,959	54,506.0	

X.料金設定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H23	備考
①接続料の貸倒額	0	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	210,561	H23年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、 接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	①÷②

(別紙1)

局内メディアコンバータの1Gbps回線固有コストの分計比率

区分	①1Gbps回線に係る固有設備	②左記以外の設備	備考
固定資産価額(百万円)	190	3,473	平成25年度予測値
比率	0.05187	0.94813	

(別添1) 局内メディアコンバータの設備管理運営費

(単位:百万円)

	H23年度 実績	H24年度	H25年度	算定方法
営業費	0	0	0	H23年度と同
施設保全費	86	112	141	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
共通費・管理費	32	42	52	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
試験研究費	28	31	33	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化を加味
通信設備使用料	1	1	1	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	11	14	17	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	452	548	671	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	3	8	10	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	1	5	7	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	613	755	925	

(別添2) 局内メディアコンバータの固定資産

(単位:百万円)

		H23年度 実績	H24年度	H25年度	算定方法
機械設備	装置本体	2,137	2,876	3,724	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却損
	正味固定資産	1,412	1,684	1,999	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 減価償却費(当年度取得分は半稼動) - 除却損
線路設備	その他	438	590	764	前年度値 × 装置本体の取得固定資産伸び率
	取得固定資産	85	114	148	前年度値 × 装置本体の取得固定資産伸び率
土木設備	ケーブル	0	0	0	—
	取得固定資産	0	0	0	—
建物	正味固定資産	0	0	0	—
	取得固定資産	0	0	0	—
その他	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
合計	取得固定資産	3,326	4,477	5,796	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	1,766	2,161	2,617	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率

(別添3) 回線管理運営費の設備管理運営費

(単位:百万円)

	H23年度 実績	H24年度	H25年度	算定方法
営業費	385	525	564	システムコスト(個別算定)+SO稼働費
(再)SO稼働費	212	352	352	前年度値×純増回線数伸び率
施設保全費	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
共通費・管理費	28	38	41	前年度値×営業費伸び率に効率化を加味
試験研究費	0	0	0	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化を加味
通信設備使用料	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	1	2	3	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	7	15	28	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	0	0	0	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	0	0	0	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	422	581	636	

(別添4) 回線管理運営費の固定資産

(単位:百万円)

		H23年度 実績	H24年度	H25年度	算定方法
機械設備	装置本体	0	0	0	—
	取得固定資産				
	正味固定資産	0	0	0	—
その他	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
線路設備	ケーブル	0	0	0	—
	取得固定資産				
	正味固定資産	0	0	0	—
その他	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
土木設備	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
建物	取得固定資産	79	79	79	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	23	23	23	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
その他	取得固定資産	86	114	169	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	44	66	103	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計	取得固定資産	166	193	248	
	正味固定資産	67	89	126	

(参考1)

設備区分別の費用明細表

(平成23年度接続会計をもとに算定した費用明細表に災害特別損失及び平成23年度第3四半期以降において計上した平成22年度災害特別損失に係る見積り差額を反映)

(単位:百万円)

		第一種固定資産管理部門計		第一種固定資産設備		第二種固定資産設備		特別第一種固定資産設備		特別第二種固定資産設備		第三種固定資産設備		第四種固定資産設備		合計																																			
営業費	30,567	0	30,567	29,780	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,392	332,626	460,218																																
(再)貸断損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	466	2,890	3,396																																
運用費	3,393	0	3,393	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	104	8,934	11,881																															
施設保全費	336,507	31,090	305,488	143,776	2,291	141,516	3,770	27,637	399	3,155	2,461	63,830	0	64	63,786	21,152	10,194	5,853	2,943	670	327	70	166	402	325	29	6	61	30	1,672	105	275	322	244	3	0	437	0	560	17,682	2,766	16	2,750	3,115	11,801	501,27					
共通費	30,747	2,750	27,997	9,956	1,382	7,884	972	2,657	454	45	315	7,999	0	13	7,585	1,880	903	824	327	70	327	550	1,339	2,153	777	1,141	386	74	172	513	465	13	0	38	1,798	174	159	372	244	3	0	437	0	560	17,682	2,766	16	2,750	3,115	11,801	501,27
管理費	53,805	3,240	50,564	17,113	2,098	15,028	828	3,761	297	112	87	9,887	0	20	9,987	2,153	1,025	1,339	550	123	250	486	394	28	34	194	3	43	2,096	157	416	553	274	5	1,718	8,044	249	0	1,131	47,488	1,717	42	1,675	10,875	34,678	101,273					
試験研究費	32,445	7,810	24,935	2,733	0	2,733	76	5,488	192	1	20	8,988	0	22	8,966	2,175	777	1,141	386	74	172	513	465	13	0	38	1,798	174	159	372	244	3	0	437	0	560	17,682	2,766	16	2,750	3,115	11,801	501,27								
通信設備使用料	7,197	388	6,840	28	0	28	2	3	0	0	0	3,383	0	6	3,377	390	201	510	198	28	102	70	83	518	208	707	2	16	224	0	80	188	306	3	0	12	0	141,2	659,402	2,984	9	2,985	164	855,846	665,600						
租税公課	58,518	2,095	57,513	27,942	142	27,798	526	14,025	335	82	63	7,396	0	12	7,385	10,165	482	1,470	930	264	84	271	225	15	6	42	1	36	1,148	94	202	1,331	297	2	0	341	0	5,478	11,490	3,027	20	3,007	6,328	2,096	70,988						
減価償却費	268,867	33,806	235,931	61,638	4,567	56,991	1,990	65,579	2,894	297	749	44,100	0	55	44,125	15,267	6,638	4,597	8,946	1,171	1,136	4,162	3,801	102	46	337	5	247	18,886	1,936	1,312	3,114	954	17	0	6	1,971	0	11,574	116,295	53,718	240	52,977	49,911	132,206	369,232					
固定資産売却費	27,510	765	26,745	8,802	42	8,760	235	4,370	70	111	126	8,282	0	5	8,278	973	583	1,267	285	72	108	196	185	6	8	30	0	46	885	48	128	482	114	4	0	142	0	1,171	16,393	12,847	14	12,839	2,813	623	43,893						
(再)売却損	8,897	485	8,421	2,063	30	2,033	94	1,828	17	74	97	2,685	0	1	2,684	646	406	254	75	22	38	114	96	2	4	12	0	13	472	22	80	98	29	2	0	0	57	0	285	13,446	11,649	6	11,644	1,400	396	23,272					
合計	851,546	81,384	769,961	301,079	40,243	260,838	8,420	123,789	4,532	3,803	3,521	151,545	0	166	153,356	45,066	20,785	16,368	122,26	2,463	4,171	10,835	9,083	320	682	5,507	72	729	40,091	2,776	5,222	9,389	3,654	83	1,778	5,044	6	28,999	1,470,136	121,895	688	121,007	241,578	118,855	224,671						

設備区分別固定資産明細表 (平成23年度接納会計をもとに算定した資産明細表に平成23年度決算において計上した平成22年度災害特別損失に係る見直し差額を反映)

(単位:百万円)

Table with columns for asset categories (e.g., 有形固定資産, 無形固定資産), acquisition methods (e.g., 取得), and various valuation adjustments (e.g., 減価償却累計額, 減価償却累計額(仮)). Rows include detailed breakdowns for different types of assets like buildings, machinery, and intangible assets.

設備区分別固定資産明細表 (平成23年度接納会計をもとに算定した資産明細表に平成23年度決算において計上した平成22年度災害特別損失に係る見直し差額を反映)

(単位:百万円)

Table with multiple columns for asset categories and values. Includes sub-sections like '建物', '機械設備', '車両運搬具', 'リース資産', 'リース負債', 'リース資産の取得', 'リース負債の発生', 'リース資産の償却', 'リース負債の償却', 'リース資産の売却', 'リース負債の返済', 'リース資産の減損', 'リース負債の償還'. Rows list various assets and their corresponding amounts in million yen.

(参考2-別表①)

設備区分別固定資産明細表
(再掲)平成23年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

Table with columns for equipment type (e.g., 機械器具, 船舶, 船舶用機), acquisition date (取得年月), and amount (金額). The table is organized into sections for different equipment categories and includes a total row at the bottom.

設備区分別固定資産明細表
（再掲）平成23年度決算において計上した平成22年度災害特別損失に係る見直し差額

(単位:百万円)

Table with 4 columns: 勘定科目 (Account), 取得価額 (Acquisition Value), 減価償却累計額 (Accumulated Depreciation), and 帳簿価額 (Carrying Amount). Rows are categorized by equipment type (建物, 構築物, 機械運搬具, etc.) and include sub-totals for each category and overall totals.

(参考3)

設備区分別の費用明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備(データ)の内訳)

(参考1-別表①)設備区分別の費用明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等 費用の項目	特別第一種指定設備		
	端末系交換設備(データ)	右記以外	局内メディアコンバータ
営業費	0	0	0
(再)貸倒損失	0	0	0
運用費	0	0	0
施設保全費	20,732	20,646	86
共通費	1,872	1,859	13
管理費	2,149	2,130	19
試験研究費	2,175	2,147	28
通信設備使用料	390	390	1
租税公課	1,016	1,005	11
減価償却費	15,243	14,791	452
固定資産除却費	971	968	3
(再)除却損	644	643	1
合計	44,547	43,935	613

(参考4)
設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備(データ)の内訳)

(参考2)設備区分別固定資産明細表をもとに算定

(単位:百万円)

資産の項目	設備区分等	特別第一種指定設備		
		端末系交換設備(データ)	右記以外	局内メディアコンピュータ
公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
市内電話機械設備	取得価額	251	251	0
	減価償却累計額	197	197	0
	正味価額	54	54	0
市外電話機械設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
電信機械設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
電報機械設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
DDX機械設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
画像機械設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
OCN機械設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
伝送機械設備	取得価額	197,698	195,443	2,255
	減価償却累計額	169,854	169,033	821
	正味価額	27,844	26,409	1,435
無線機械設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
電力設備	取得価額	58,323	58,006	317
	減価償却累計額	47,043	46,788	255
	正味価額	11,279	11,218	62
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
総合監視システム	取得価額	1,381	1,378	3
	減価償却累計額	1,220	1,217	3
	正味価額	161	161	0
空中線設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
通信衛星設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
端末設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
線路設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
市内線路設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
市外線路設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
土木設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
海底線設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
建物	取得価額	65,314	64,805	509
	減価償却累計額	44,817	44,468	349
	正味価額	20,496	20,337	159
構築物	取得価額	4,772	4,736	36
	減価償却累計額	3,860	3,830	29
	正味価額	912	905	7
機械及び装置	取得価額	375	372	2
	減価償却累計額	294	292	2
	正味価額	80	80	1
車両及び船舶	取得価額	121	121	0
	減価償却累計額	98	98	0
	正味価額	23	23	0
工具、器具及び備品	取得価額	4,165	4,139	26
	減価償却累計額	3,171	3,152	19
	正味価額	994	987	7
リース資産	取得価額	104	104	1
	減価償却累計額	66	66	0
	正味価額	38	38	0
土地	取得価額	7,842	7,786	56
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	7,842	7,786	56
建設仮勘定	取得価額	932	921	10
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	932	921	10
無形固定資産	取得価額	13,190	13,081	110
	減価償却累計額	9,548	9,468	80
	正味価額	3,643	3,613	30
合計	取得価額	354,467	351,141	3,326
	減価償却累計額	280,168	278,608	1,560
	正味価額	74,299	72,533	1,766

(参考5)

設備区分別の費用明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路(電気信号の伝達に係るもの)の内訳)

(参考1-別表①)設備区分別の費用明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等 費用の項目	特別第一種指定設備				
	端末系伝送路 (電気信号の伝達に係るもの)	右記以外	回線管理運営	回線管理運営 (イーサネットフレーム伝送機能以外)	回線管理運営 (イーサネットフレーム伝送機能)
営業費	29,780	0	29,780	29,395	385
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0	0
施設保全費	143,776	141,516	2,261	2,261	0
共通費	9,366	7,984	1,382	1,366	16
管理費	17,113	15,026	2,088	2,076	12
試験研究費	2,733	2,733	0	0	0
通信設備使用料	28	28	0	0	0
租税公課	27,942	27,799	142	141	1
減価償却費	61,538	56,991	4,547	4,540	7
固定資産除却費	8,802	8,760	42	42	0
(再)除却損	2,063	2,033	30	30	0
合計	301,078	260,836	40,243	39,820	422

(参考6)

設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路(電気信号の伝達に係るもの)の内訳)

(参考2)設備区分別固定資産明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等 資産の項目		特別第一種指定設備						
		端末系伝送路 (電気信号の伝達に係るもの)	右記以外	回線管理運営	回線管理運営 (イーサネットフレーム伝送機能以外)	回線管理運営 (イーサネットフレーム伝送機能)		
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	
	市内電話機械設備	取得価額	20,030	20,030	0	0	0	0
		減価償却累計額	17,013	17,013	0	0	0	0
		正味価額	3,017	3,017	0	0	0	0
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0
	OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0
減価償却累計額		0	0	0	0	0	0	
正味価額		0	0	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	8,128	8,128	0	0	0	0	
	減価償却累計額	7,588	7,588	0	0	0	0	
	正味価額	540	540	0	0	0	0	
無線機械設備	取得価額	773	773	0	0	0	0	
	減価償却累計額	734	734	0	0	0	0	
	正味価額	39	39	0	0	0	0	
電力設備	取得価額	5,879	5,879	0	0	0	0	
	減価償却累計額	4,742	4,742	0	0	0	0	
	正味価額	1,137	1,137	0	0	0	0	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	1,131	1,131	0	0	0	0	
	減価償却累計額	999	999	0	0	0	0	
	正味価額	132	132	0	0	0	0	
空中線設備	取得価額	24	24	0	0	0	0	
	減価償却累計額	23	23	0	0	0	0	
	正味価額	1	1	0	0	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,263,554	2,263,554	0	0	0	
	減価償却累計額	1,949,009	1,949,009	0	0	0	0	
	正味価額	314,545	314,545	0	0	0	0	
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	
土木設備	取得価額	1,840,307	1,840,307	0	0	0	0	
	減価償却累計額	1,472,179	1,472,179	0	0	0	0	
	正味価額	368,127	368,127	0	0	0	0	
海底線設備	取得価額	32	32	0	0	0	0	
	減価償却累計額	24	24	0	0	0	0	
	正味価額	8	8	0	0	0	0	
建物	取得価額	103,496	95,136	8,360	8,280	79		
	減価償却累計額	71,559	65,682	5,876	5,820	56		
	正味価額	31,937	29,454	2,483	2,460	23		
構築物	取得価額	7,475	6,904	571	566	5		
	減価償却累計額	6,046	5,584	462	457	4		
	正味価額	1,429	1,320	109	108	1		
機械及び装置	取得価額	3,742	3,589	153	151	1		
	減価償却累計額	2,778	2,653	126	125	1		
	正味価額	963	937	27	27	0		
車両及び船舶	取得価額	387	378	9	9	0		
	減価償却累計額	314	306	7	7	0		
	正味価額	73	72	2	2	0		
工具、器具及び備品	取得価額	25,091	20,006	5,085	5,064	20		
	減価償却累計額	18,935	15,295	3,640	3,624	16		
	正味価額	6,156	4,711	1,445	1,440	5		
リース資産	取得価額	450	400	50	49	0		
	減価償却累計額	283	252	31	31	0		
	正味価額	166	148	19	18	0		
土地	取得価額	19,472	17,075	2,397	2,372	25		
	減価償却累計額	0	0	0	0	0		
	正味価額	19,472	17,075	2,397	2,372	25		
建設仮勘定	取得価額	16,828	16,828	0	0	0		
	減価償却累計額	0	0	0	0	0		
	正味価額	16,828	16,828	0	0	0		
無形固定資産	取得価額	140,083	106,533	33,550	33,516	34		
	減価償却累計額	108,049	87,513	20,536	20,515	21		
	正味価額	32,034	19,020	13,015	13,001	13		
合計	取得価額	4,456,880	4,406,706	50,174	50,008	166		
	減価償却累計額	3,660,275	3,629,598	30,678	30,579	99		
	正味価額	796,605	777,109	19,496	19,429	67		



接続約款変更認可申請書

西設相制第 93号
平成25年1月22日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくぼんぼちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和 俊

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成25年4月1日より実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考			
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア~イ (略)	ウ 1 芯 式 の もの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア)欄に規定する料金額	—	
				平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア)欄に規定する料金額		
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに 第6欄ア(ア)欄に規定する料金額
				平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア)欄に規定する料金額		
				(ウ) (ア)(イ)以外のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに 第6欄ア(ア)欄に規定する料金額
				平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア)欄に規定する料金額		

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-1 端末回線伝送機能
2-1-1 基本額
2-1-1-1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考		
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア~イ (略)	ウ 1 芯 式 の もの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに 第6欄ア(ア)欄に規定する料金額	—
				(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに 第6欄ア(ア)欄に規定する料金額	
				(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1回線ごとに 第6欄ア(ア)欄に規定する料金額	

		エ 2 芯 式 の もの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	8,360円	
				平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,526円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	8,360円	
				平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,526円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	8,611円	
				平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,722円	
(4)~(4)-2 (略)	(略)		(略)	(略)	(略)		
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	5,728円		

		エ 2 芯 式 の もの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	6,130円		
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	6,130円		
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1回線ごとに	6,314円		
(4)~(4)-2 (略)	(略)		(略)	(略)	(略)		
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	5,532円		

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(ア) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,180円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,263円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,180円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,263円	
			以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,305円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,361円	
	(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,180円	
		B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,263円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,180円	
		B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,263円		
		以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,305円	
		B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,361円		

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(ア) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	3,065円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	3,065円
			以外のもの	1回線ごとに	3,157円
			保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	3,065円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	3,065円
			以外のもの	1回線ごとに	3,157円

イ 光信号主端末回線（光局外スリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,846円	—
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,055円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,846円	
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,055円	
		以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,957円	
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,143円	
	(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,820円	
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,029円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,820円	
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,029円	
		以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,930円	
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,116円	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

イ 光信号主端末回線（光局外スリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	2,882円	—
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,882円	
		以外のもの	1回線ごとに	2,965円	
	(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	2,873円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	2,873円	
		以外のもの	1回線ごとに	2,956円	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(8) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	6,418 円	—
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,903 円	
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,488 円	
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,118 円	
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,703 円	
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,333 円	
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,918 円	
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,548 円	
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,133 円	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,718 円	
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	13,348 円	
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	13,933 円	
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	14,563 円	
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	15,148 円			
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/sから100Mbit/sまでの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,960 円	—
		イ 200Mbit/sから1Gbit/sまでの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,230 円	

(8) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,152 円	—
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	6,538 円	
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,084 円	
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,630 円	
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,134 円	
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,680 円	
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,226 円	
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,772 円	
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,276 円	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,822 円	
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,368 円	
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,914 円	
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,418 円	
		42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,964 円	
		(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/sから100Mbit/sまでの符合伝送が可能なもの	
イ 200Mbit/sから1Gbit/sまでの符合伝送が可能なもの	1回線ごとに			10,518 円	

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

区 分				単 位	料金額	備考	
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	光信号主 端末回線 (光局外 スプリッ タを含む ものに限 ります。)	ア分岐 できる 光信号 分岐 端末回 線の数 が8を 限度と するも の	(7)保 守の区 別が タイ プ1- 1のも の	平成24年 4月1日か ら平成25年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	2,908円 接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。	
				平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	平成25年4月1 日から平成26年 3月31日まで適 用する2-1-1- 1第6欄イ(7) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
				平成26年 4月1日以 降に適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1 日以降に適用す る2-1-1-1 第6欄イ(7) 欄に規定する料 金額に、964円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる964円のうち、938円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。

2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

区 分				単 位	料金額	備考	
端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	光信号主 端末回線 (光局外 スプリッ タを含む ものに限 ります。)	ア分岐 できる 光信号 分岐 端末回 線の数 が8を 限度と するも の	(7)保 守の区 別が タイ プ1- 1のも の	平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	2,378円 接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。	
				平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1-1- 1第6欄イ(7) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。
				平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1-1- 1第6欄イ(7) 欄に規定する料 金額に、964 円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる964円のうち、938円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。

(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,908円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,378円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	平成27年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) (ア) (イ)以外のもの	平成24年 4月1日から平成25年 3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,991円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
			平成25年 4月1日から平成26年 3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	平成25年4月1 日から平成26年 3月31日まで適 用する2-1-1- 1-1第6欄イ (ア)欄に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。	
			平成26年 4月1日以 降に適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1 日以降に適用す る2-1-1- 1第6欄イ(ア) 欄に規定する料 金額に、993円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる993円のうち、966円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。	

			(ウ) (ア) (イ)以外のもの	平成25年 4月1日から平成26年 3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,446円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
			平成26年 4月1日から平成27年 3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1-1- 1-1第6欄イ (ア)欄に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の場 合に適用します。	
			平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1-1- 1-1第6欄イ (ア)欄に規定す る料金額に、993 円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の場 合に適用します。ま た、料金表通則の規 定にかかわらず左欄 に掲げる993円のうち、966円にのみ消費 税相当額を加算する ものとします。	

	イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,888円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			平成26年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

	イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,370円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			平成27年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成27年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成24年 4月1日から平成25年 3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,888円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
	平成25年 4月1日から平成26年 3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	平成25年4月1 日から平成26年 3月31日まで適用 する2-1-1- 1-1第6欄イ (イ)欄に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
	平成26年 4月1日以 降に適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1 日以降に適用す る2-1-1- 1第6欄イ(イ) 欄に規定する料 金額に、958円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる958円 のうち、932円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。

(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成25年 4月1日から平成26年 3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,370円	接続開始日から、1 年未満の場合に適用 します。
	平成26年 4月1日から平成27年 3月31日まで適用する 料金	1回線 ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適用 する2-1-1- 1-1第6欄イ (イ)欄に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
	平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適用 する2-1-1- 1-1第6欄イ (イ)欄に規定す る料金額に、958 円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる958円 のうち、932円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。

			(ウ) (7)(1)以 外の もの	平成24年 4月1日か ら平成25年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	2,971円	接続開始日から、1 年未満の場合に適 用します。
				平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	平成25年4月1 日から平成26年 3月31日まで適 用する2-1-1- 1-1第6欄イ (1)欄に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
				平成26年 4月1日以 降に適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1 日以降に適用す る2-1-1-1 第6欄イ(1) 欄に規定する料 金額に、986円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる986円 のうち、959円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。

			(ウ) (7)(1)以 外の もの	平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	2,439円	接続開始日から、1 年未満の場合に適 用します。
				平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1回線 ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1-1- 1-1第6欄イ (1)欄に規定す る料金額	接続開始日から、1 年以上2年未満の 場合に適用します。
				平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1回線 ごとに	平成26年4月1 日から平成27年 3月31日まで適 用する2-1-1- 1-1第6欄イ (1)欄に規定す る料金額に、986 円を加算した料 金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる986円 のうち、959円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。
				平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1回線 ごとに	平成27年4月1 日以降に適用す る2-1-1-1- 1第6欄イ(1) 欄に規定する料 金額に、531円を 加算した料金額	接続開始日から、2 年以上3年未満の 場合に適用します。 また、料金表通則の 規定にかかわらず 左欄に掲げる531円 のうち、517円にの み消費税相当額を 加算するものとし ます。

2 - 1 - 1 - 2 加算料

区 分				単 位	料金額	備考
ア (略)				(略)	(略)	(略)
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ 1 芯式のもの	(ア) (イ)以外のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額	—
			平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額	
	(イ) 2 - 1 - 1 - 1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	177 円		
		平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	163 円		
		(ア) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	354 円		
		(イ) 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	326 円		
ウ 2 芯式のもの						

2 - 1 - 1 - 2 加算料

区 分				単 位	料金額	備考
ア (略)				(略)	(略)	(略)
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ 1 芯式のもの	(ア) (イ)以外のもの	1回線ごとに	(イ)欄に規定する料金額	—	
			(イ) 2 - 1 - 1 - 1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	1回線ごとに		155 円
	ウ 2 芯式のもの			1回線ごとに		310 円

(2) 2 - 1 - 1 - 1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>317 円</u>
			保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>317 円</u>
			以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>327 円</u>
	(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>329 円</u>
			B 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>329 円</u>
			C AB 以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>339 円</u>
			A 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>324 円</u>
			B 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>324 円</u>
			C AB 以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>334 円</u>

(2) 2 - 1 - 1 - 1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>291 円</u>
			保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>291 円</u>
			以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>300 円</u>
	(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>301 円</u>
			B 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>301 円</u>
			C AB 以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>310 円</u>
			A 保守の区別がタイプ1 - 1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>297 円</u>
			B 保守の区別がタイプ1 - 2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>297 円</u>
			C AB 以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	<u>306 円</u>

イ 光信号主端未回線に係る加算料	(ア) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	3,846円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	3,055円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	3,846円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	3,055円
		以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	3,957円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端未回線ごとに	3,143円

イ 光信号主端未回線に係る加算料	(ア) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端未回線ごとに	2,882円
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端未回線ごとに	2,882円
		以外のもの	1 光信号主端未回線ごとに	2,965円

	(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,820円	—
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,029円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,820円	
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,029円	
		以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,930円	
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,116円	
(3) 2-1-1-1 第2欄工欄に規定する機能に係る加算料	ア 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	19,009円	(略)	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	19,009円		
(4)~(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

	(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線ごとに	2,873円	—
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線ごとに	2,873円	
		以外のもの	1 光信号主端末回線ごとに	2,956円	
(3) 2-1-1-1 第2欄工欄に規定する機能に係る加算料	ア 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	12,479円	(略)
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	12,479円	
(4)~(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 - 1 - 1 - 2 の 2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

区 分		単 位	料金額	備考			
2 - 1 - 1 - 1 第 2 欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの	(ア) 保守の区別がタイプ 1 - 1 のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,908円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2 - 1 - 1 - 2 第 2 欄イ(ア) 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				平成26年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2 - 1 - 1 - 2 第 2 欄イ(ア) 欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2 - 1 - 1 - 2 の 2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

区 分		単 位	料金額	備考			
2 - 1 - 1 - 1 第 2 欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの	(ア) 保守の区別がタイプ 1 - 1 のもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,378円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2 - 1 - 1 - 2 第 2 欄イ(ア) 欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2 - 1 - 1 - 2 第 2 欄イ(ア) 欄に規定する料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				平成27年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2 - 1 - 1 - 2 第 2 欄イ(ア) 欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,908円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			平成26年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,378円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
			平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
			平成27年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年4月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に、964円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる964円のうち、938円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

		(ウ) (7)(イ)以 外のもの	平成24年 4月1日か ら平成25年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	2,991円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成25年4月 1日から平成 26年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(7) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			平成26年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日以降に適 用する2-1- 1-2第2 欄イ(7) 欄に 規定する料金 額に、993円を 加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる993円 のみ消費税相当 額を加算するも のとしします。

		(ウ) (7)(イ)以 外のもの	平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	2,446円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
			平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(7) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
			平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(7) 欄に規定す る料金額に、 993円を加算し た料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる993円 のみ消費税相当 額を加算するも のとしします。
			平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成27年4月 1日以降に適 用する2-1- 1-2第2 欄イ(7) 欄に 規定する料金 額に、533円を 加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる533円 のみ消費税相当 額を加算するも のとしします。

イ 光 信号多重 分離機能 イ欄と組 み合わせ て利用す るもの	(ア) 保 守の区別 がタイプ 1-1の もの	平成24年 4月1日か ら平成25年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	2,888円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
		平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成25年4月 1日から平成 26年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
		平成26年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日以降に適 用する2-1- 1-2第2 欄イ(イ) 欄に 規定する料金 額に、958円を 加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる958円 のうち、932円に のみ消費税相当 額を加算するも のとしします。

イ 光 信号多重 分離機能 イ欄と組 み合わせ て利用す るもの	(ア) 保 守の区別 がタイプ 1-1の もの	平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	2,370円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
		平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	2-1-1- 2第2欄イ(イ) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
		平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) 欄に規定す る料金額に、 958円を加算し た料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる958円 のうち、932円に のみ消費税相当 額を加算するも のとしします。		
平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成27年4月 1日以降に適 用する2-1- 1-2第2 欄イ(イ) 欄に 規定する料金 額に、517円を 加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる517円 のうち、503円に のみ消費税相当 額を加算するも のとしします。		

			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,888円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				平成26年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、958円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる958円のうち、932円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,370円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				平成27年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、517円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

(ウ) (7)(イ)以 外のもの	平成24年 4月1日か ら平成25年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	2,971円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
	平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成25年4月 1日から平成 26年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
	平成26年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日以降に適 用する2-1- 1-2第2 欄イ(イ) 欄に 規定する料金 額に、986円を 加算した料金 額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる986円 のうち、959円に のみ消費税相当 額を加算するも のとしてします。

(ウ) (7)(イ)以 外のもの	平成25年 4月1日か ら平成26年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	2,439円	接続開始日から、 1年未満の場合 に適用します。
	平成26年 4月1日か ら平成27年 3月31日ま で適用する 料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) 欄に規定す る料金額	接続開始日から、 1年以上2年未 満の場合に適用 します。
	平成27年 4月1日以 降に適用す る料金	1 光信 号主端 末回線 ごとに	平成26年4月 1日から平成 27年3月31日 まで適用する 2-1-1- 2第2欄イ(イ) 欄に規定す る料金額に、 986円を加算し た料金額	接続開始日から、 2年以上3年未 満の場合に適用 します。また、料 金表通則の規定 にかかわらず左 欄に掲げる986円 のうち、959円に のみ消費税相当 額を加算するも のとしてします。

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成25年4月1日から実施します。

網使用料算定根拠

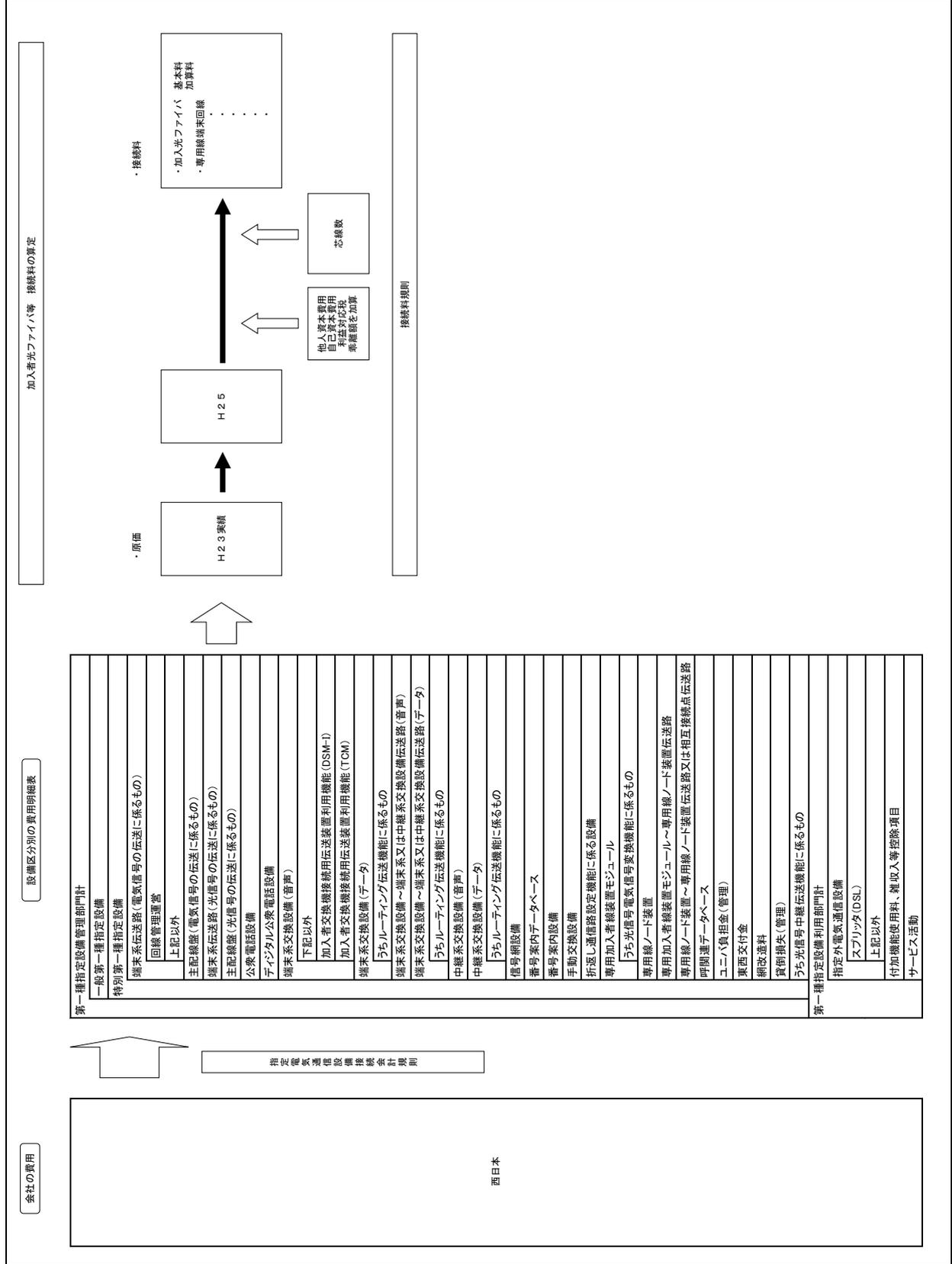
加入者光ファイバ

<西日本>

目 次

I. 算定手順	2
II. 原価の算定及び料金の設定	3
1. 端末回線伝送機能	3
III. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定	22
IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定	23
V. 資本構成比率の算定	24
VI. 他人資本利子率の算定	25
VII. 自己資本利益率の算定	26
VIII. 利益対応税率の算定	28
IX. 料金設定に使用した回線数	29
X. 料金設定に使用した保守換算係数	32
X I. 料金設定に使用した貸倒率	34
(別紙)	
1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表	35
2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表	36
3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表	37
4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表	38
(参考)	
1. 設備区分別の費用明細表	39
2. 設備区分別固定資産明細表	40
3. 設備区分別の費用明細表（端末系伝送路の内訳）	42
4. 設備区分別固定資産明細表（端末系伝送路の内訳）	43

I. 算定手順



II. 原価の算定及び料金の設定

1. 端末回線伝送機能

1-1. 光信号端末回線および光信号主端末回線

ア. 光信号端末回線及び主端末回線に係る原価

ア-1. 光信号端末回線

(1)原価の算定(光信号端末回線の原価範囲に合わせて算定)

区 分	指定設備管理部門					指定設備利用部門					①+③		備 考
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)					主配線盤					付加機能使用料、既収入控除項目		
	右記以外	①	②	局外スプリッタ	(光信号の伝送に係るもの)	9/71-2に係る営業時間外追加コスト以外	③	左記以外	9/71-2に係る営業時間外追加コスト以外				
①指定設備管理運営費	116,254	90,347	24,271	1,636	2,987	2,984	228,693	4,342	224,351	94,689	94,215	(参考1)設備区別の費用明細表より	
②他人資本費用	3,940	3,880	6	53	66	66	151	1	150	3,881	3,881	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率	
③自己資本費用	8,079	7,958	12	109	135	135	310	2	308	7,960	7,959	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率	
④利益対応税	5,689	5,604	8	77	95	95	218	1	217	5,606	5,605	③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率	
⑤合計	133,962	107,789	24,297	1,875	3,283	3,280	229,372	4,346	225,026	112,136	111,660	①+②+③+④	

(単位:百万円)

⑥正味固定資産	593,899	585,855	0	8,044	9,864	9,864	0	0	0	585,855	585,855	(参考2)設備区別固定資産明細表より
⑦投資等	1,247	1,230	0	17	21	21	0	0	0	1,230	1,230	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	4,929	4,863	0	67	82	82	0	0	0	4,863	4,863	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	4,744	3,796	891	57	107	107	23,189	128	23,061	3,924	3,865	①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損)×45.625日÷365日
⑩レートベース	604,819	595,744	891	8,185	10,074	10,074	23,189	128	23,061	595,872	595,813	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	45,961	45,272	68	622	766	766	1,762	10	1,752	45,282	45,277	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	13,698	11,824	1,771	103	160	160	4,603	0	4,603	11,824	11,824	
⑬減価償却費	62,985	46,929	15,005	1,050	1,967	1,967	37,467	2,313	35,154	49,242	49,242	(参考1)設備区別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,617	1,225	367	25	5	5	1,115	1,005	110	2,230	2,230	

(2)加算料の算定

区分	金額等	備 考
①施設設置負担金の額(円/回線)	51,000	
②平均償却年数(年)	17.3	圧縮記憶対象設備の平均償却期間(平成23年度実績)
③年間減価償却費(円)	2,948	①÷②
④他人資本費用(円)	166	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
⑤自己資本費用(円)	341	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
⑥利益対応税(円)	240	⑤自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑦加算料(円/回線・年)	3,695	③+④+⑤+⑥
⑧加算料(円/回線・月)	308	⑦÷12ヶ月
⑨加算料(円/芯・月)	154	⑧÷2
⑩施設設置負担金の適用のないサービスの芯線数(千芯)	2,381	K. 料金設定に使用した回線数(施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数(光サービス)より)
⑪加算料相当コスト(百万円)	4,400	⑨×⑩×12ヶ月
⑫レートベース(円/回線)	25,500	①×0.5(レートベース残高率)
⑬有利子負債以外の負債の額(円)	1,938	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

ア-2. 光信号主端末回線

(1)原価の算定(光信号主端末回線の原価範囲に合わせて算定)

区 分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				備 考
	右記以外	分岐引込線(光壁内配線含む)	局外スプリッタ		
①指定設備管理運営費	116,254	78,006	77,602	1,636	(参考1)設備区別の費用明細表より
②他人資本費用	3,940	3,877	3,877	9	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	8,079	7,952	7,951	18	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	5,689	5,600	5,599	13	③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	133,962	95,435	95,029	36,652	①+②+③+④

(単位:百万円)

⑥正味固定資産	593,899	585,855	585,855	0	8,044	(参考2)設備区別固定資産明細表より
⑦投資等	1,247	1,230	1,230	0	17	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	4,929	4,863	4,863	0	67	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	4,744	3,343	3,293	1,344	57	①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損)×45.625日÷365日
⑩レートベース	604,819	595,291	595,241	1,344	8,185	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	45,961	45,237	45,234	102	622	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	13,698	10,923	10,923	2,671	103	
⑬減価償却費	62,985	39,299	39,299	22,635	1,050	(参考1)設備区別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,617	1,038	1,038	553	25	

イ. 1芯あたり乖離額単価

(1) 当期網使用料に係る実績原価

a. 原価の算定

(単位:百万円)

区分	指定設備管理部門							備考
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				主配線盤			
	右記以外	タイプ1-2, 2iに係る営業時間外追加コスト以外	主線束回線に係る引込線(光屋内配線含む)	局外スプリッタ	(光信号の伝送に係るもの)			
					タイプ1-2, 2iに係る営業時間外追加コスト以外			
①指定設備管理運営費	116,254	82,654	82,226	31,964	1,636	2,987	2,984	(参考1) 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	3,940	3,879	3,878	8	53	66	66	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	8,079	7,954	7,954	16	109	135	135	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	5,689	5,601	5,601	11	77	95	95	③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	133,962	100,088	99,659	31,999	1,875	3,283	3,280	①+②+③+④
⑥正味固定資産	593,899	585,855	585,855	0	8,044	9,864	9,864	(参考2) 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,247	1,230	1,230	0	17	21	21	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	4,929	4,863	4,863	0	67	82	82	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	4,744	3,514	3,460	1,174	57	107	107	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	604,819	595,462	595,408	1,174	8,185	10,074	10,074	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	45,961	45,250	45,246	89	622	766	766	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	13,698	11,262	11,262	2,332	103	160	160	
⑬減価償却費	62,985	42,173	42,173	19,761	1,050	1,967	1,967	(参考1) 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,617	1,109	1,109	483	25	5	5	

b. 当期網使用料に係る実績原価

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	99,659	aの⑤(端末系伝送路・右記以外(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))
②主配線盤	3,280	aの⑤(主配線盤(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))
③合計	102,939	①+②

c. 平成23年度適用接続料に加工した乖離額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	18,340	平成23年度~25年度適用網使用料算定根拠のイの(5)のdの①より
②主配線盤	1,072	平成23年度~25年度適用網使用料算定根拠のイの(5)のdの⑧より
③合計	19,412	①+②

d. 乖離額を加工した当期網使用料に係る実績原価

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	117,999	bの①+cの①
②主配線盤	4,352	bの②+cの②
③合計	122,351	①+②

(2) 当期網使用料に係る実績収入額

a. 稼働芯線数

(単位:千芯)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	789	平成23年度における実績の稼働芯線数
②負担金なし	754	
③負担金あり	35	
④光信号主端末回線	1,627	
⑤加入者回線	2,416	
⑥主配線盤	2,418	

b. 収入額の算定

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	43,770	②+③
②負担金なし	41,905	aの②×4,633円×12ヶ月
③負担金あり	1,865	aの③×4,454円×12ヶ月
④光信号主端末回線	80,152	aの④×4,105円×12ヶ月
⑤加入者回線	123,922	①+④
⑥主配線盤	4,381	aの⑥×151円×12ヶ月
⑦合計	128,303	⑤+⑥

(3) 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額の算定

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	▲5,923	(1)のdの①-(2)のbの⑤
②主配線盤	▲29	(1)のdの②-(2)のbの⑥
③合計	▲5,952	①+②

(4) 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額(加入者回線)の設備別分計

a. 実績原価の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	99,659	(1)のbの①
②光信号主端末回線	95,029	ア-2. 光信号主端末回線の(1)の⑤(①+③(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))より
③光信号端末回線に係る引込線	4,630	①-②
④原価に占める光信号主端末回線に係る引込線比率	4.65%	③÷①

b. 光信号主端末回線に係る実績原価の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号主端末回線	111,660	ア-1. の光信号主端末回線の(1)の⑤(①+③(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))より
②下記以外	107,260	①-③
③加算料相当コスト	4,400	ア-1. の光信号主端末回線の(2)の①より
④原価に占める加算料相当コスト比率	3.94%	③÷①

c. 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	▲5,923	(3)の①
②光信号主端末回線	▲5,648	①-⑤
③下記以外	▲5,425	②-④
④加算料相当コスト	▲223	②×bの④
⑤光信号主端末回線に係る引込線相当	▲275	①×aの④
⑥下記以外	▲264	⑤-⑦
⑦加算料相当コスト	▲111	⑤×bの④
⑧主配線盤	▲29	(3)の②
⑨合計	▲5,952	①+⑧

(5) 乖離額単金の算定

a. 平成25年度における稼働芯線数(見込み)

(単位:千芯)

区分	平成25年度	備考
①光信号端末回線	866	平成23年度～25年度適用網使用料算定根拠の(別添1)より
②加入者回線に占める割合	32.79%	
③負担金なし	839	
④負担金あり	27	
⑤光信号主端末回線	1,775	
⑥加入者回線に占める割合	67.21%	
⑦加入者回線	2,641	
⑧主配線盤	2,644	平成23年度～25年度適用網使用料算定根拠の(別添2)より

b. 平成25年度適用網使用料に加算する乖離額の分計

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	▲2,127	(4)のcの①-④
②下記以外	▲2,043	((4)のcの③+(4)のcの⑥)-⑤
③加算料相当コスト	▲84	((4)のcの④+(4)のcの⑦)-⑥
④光信号主端末回線	▲3,796	(4)のcの②×aの⑥
⑤下記以外	▲3,646	④-⑥
⑥加算料相当コスト	▲150	(4)のcの④×aの⑥
⑦主配線盤	▲29	(4)のcの⑧
⑧合計	▲5,952	①+④+⑦

c. 平成25年度適用網使用料に加算する1芯あたり乖離額単金

(単位:円/芯・月)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	▲205	②+③
②下記以外	▲197	bの②÷aの①÷12ヶ月
③加算料相当コスト	▲8	bの③÷aの③÷12ヶ月
④光信号主端末回線	▲178	⑤+⑥
⑤下記以外	▲171	bの⑤÷aの⑤÷12ヶ月
⑥加算料相当コスト	▲7	bの⑥÷aの⑥÷12ヶ月
⑦主配線盤	▲1	bの⑦÷aの⑧÷12ヶ月

ウ. 1芯あたり原価の算定

a. 加入者回線(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成25年度	備考
①端末回線	3,263	平成23年度～25年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのaの③(平成25年度)より
②乖離額	▲198	イの(5)のcの②+イの(5)のcの⑦
③1芯あたり原価計	3,065	①+②

b. 加算料(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成25年度	備考
①加算料	163	平成23年度～25年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのbの③(平成25年度)より
②乖離額	▲8	イの(5)のcの③
③1芯あたり原価計	155	①+②

c. 主配線盤

(単位:円/芯・月)

区分	平成25年度	備考
①主配線盤	94	平成23年度～25年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのcの③(平成25年度)より
②乖離額	▲1	イの(5)のcの⑦
③1芯あたり原価計	93	①+②

d. 加入者回線(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成25年度	備考
①端末回線	2,827	平成23年度～25年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのdの③(平成25年度)より
②乖離額	▲172	イの(5)のcの⑤+イの(5)のcの⑦
③1芯あたり原価計	2,655	①+②

e. 加算料(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成25年度	備考
①加算料	141	平成23年度～25年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのeの③(平成25年度)より
②乖離額	▲7	イの(5)のcの⑥
③1芯あたり原価計	134	①+②

(1) 原価の算定

A. 設備区分別の費用

(単位: 百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)						備考
	メタル加入者回線						
	(再掲) メタル設備 のみを用いる 加入者回線	(再掲) 試験交付	(再掲) 上部区間	(再掲) 下部区間	(再掲) 下部区間	(再掲) 下部区間	
①指定設備管理運営費	308,534	269,583	258,254	7,576	75,825	182,429	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
②他人資本費用	5,824	5,631	5,357	10	2,857	2,500	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	11,944	11,549	10,986	20	5,859	5,126	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	8,411	8,133	7,737	14	4,126	3,610	⑬自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	334,713	294,896	282,334	7,620	88,667	193,665	①+②+③+④

⑥正味固定資産	859,104	833,919	792,934	555	428,913	364,021	別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表 および別紙4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表より(全体は参考4より)
⑦投資等	1,804	1,751	1,665	1	901	764	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	7,131	6,922	6,581	5	3,560	3,021	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	26,043	21,973	21,210	931	5,253	15,956	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	894,082	864,565	822,390	1,492	438,627	383,762	⑤+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	67,943	65,700	62,495	113	33,332	29,163	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	26,343	26,126	25,122	18	13,589	11,533	
⑬減価償却費	71,012	64,946	60,892	101	19,621	41,271	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
⑭固定資産除却損	2,836	2,727	2,563	10	589	1,974	

(単位: 百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)							備考
	OCU			その他				
	光	メタル		(再掲) 加入者 回線設備 (ATMグループ 伝送)	(再掲) 固定無線 基地局伝送路	(再掲) 固定無線 宅内設備		
①指定設備管理運営費	2,686	492	2,194	503	444	16	30	参考3. 設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
②他人資本費用	49	11	38	6	5	0	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	101	22	79	13	11	0	1	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	71	16	56	9	8	0	1	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	2,907	541	2,367	531	468	16	32	①+②+③+④

⑥正味固定資産	7,339	1,630	5,709	907	781	34	65	参考4. 設備区分別の固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑦投資等	15	3	12	2	2	0	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	61	14	47	8	6	0	1	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	152	18	134	41	40	0	1	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	7,567	1,665	5,902	958	829	34	67	⑤+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	575	127	449	73	63	3	5	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	83	17	66	13	11	1	1	
⑬減価償却費	1,334	319	1,015	154	116	10	19	参考3. 設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑭固定資産除却損	54	13	41	8	1	2	4	

(単位: 百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				備考
	回線管理運営				
	電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ	DB管理および料金計算	電話等	(再掲) PHS 基地局回線	
①指定設備管理運営費	35,762	34,788	7,398	74	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	137	135	13	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	280	277	26	0	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	197	195	18	0	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	36,376	35,395	7,455	74	①+②+③+④

⑥正味固定資産	16,938	16,796	1,004	10	参考2. 設備区分別の固定資産明細表より
⑦投資等	36	35	2	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	141	139	8	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	3,877	3,758	913	9	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	20,992	20,728	1,927	19	⑤+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	1,595	1,575	146	1	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	121	118	24	0	
⑬減価償却費	4,578	4,560	71	1	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	48	47	2	0	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				料金請求	備考
	回線管理運営					
	電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ					
	DB管理および料金計算			その他		
ライン シェアリング	ドライカッパ	光ファイバ				
①指定設備管理運営費	943	1,279	765	24,403	2	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	2	3	4	113	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	5	6	9	231	0	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	4	4	6	163	0	(③自己資本費用+(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	954	1,292	784	24,910	2	①+②+③+④

⑥正味固定資産	240	323	556	14,674	0	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1	1	1	31	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	2	3	5	122	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	115	157	83	2,491	0	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	358	484	645	17,318	0	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	27	37	49	1,316	0	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	3	4	6	80	0	
⑬減価償却費	18	23	95	4,354	0	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	0	0	1	44	0	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの)		備考
	回線管理運営				その他	(再掲) メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤	
	ATMデータ伝送						
	端末回線 伝送機能	データ 伝送機能					
①指定設備管理運営費	173	67	106	799	7,724	7,593	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より
②他人資本費用	0	0	0	1	206	203	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	1	0	0	3	423	416	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	1	0	0	2	298	293	(③自己資本費用+(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	175	67	106	805	8,651	8,505	①+②+③+④

⑥正味固定資産	26	10	16	117	30,666	30,194	参考2. 設備区分別固定資産明細表 および別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	0	0	64	63	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	0	0	0	1	255	251	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	21	8	13	98	657	652	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	47	18	29	216	31,642	31,160	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	4	1	2	16	2,405	2,368	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	1	0	1	2	533	526	
⑬減価償却費	2	1	1	16	1,838	1,751	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より
⑭固定資産除却損	0	0	0	0	101	101	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)			指定設備 利用部門	備考
	(再掲) 局外スプリッタ (局外4分岐)		スプリッタ (DSL)		
	(再掲) 局外スプリッタ (局外8分岐)				
①指定設備管理運営費	116,254	281	1,355	443	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より
②他人資本費用	3,940	9	44	9	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	8,079	19	91	17	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	5,689	13	64	12	(③自己資本費用+(①有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	133,962	322	1,554	481	①+②+③+④

⑥正味固定資産	593,899	1,380	6,664	1,268	参考2. 設備区分別固定資産明細表 および別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表より
⑦投資等	1,247	3	14	3	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	4,929	11	55	11	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	4,744	10	47	24	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	604,819	1,404	6,780	1,306	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	45,961	107	515	99	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	13,698	18	85	19	
⑬減価償却費	62,985	180	870	234	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,617	4	21	2	

B. OCU

光設備を用いるOCU

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	541	(1)のAの⑤OCU
②ISDN回線数(回線)	14,668	区の1の(51)+区の1の(52)
③1回線あたり費用(円/回線(2芯式)・月)	3,074	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲40	平成23年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	14,668	区の1の(51)+区の1の(52)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	2,927	平成23年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のBの(c)の④に平成23年度網使用料算定根拠における貸借率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	515	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲14	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸借率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	539	(a)の①の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(罹り))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲14	(d)の①
③合計(百万円)	525	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(2芯式)・月)	2,983	③÷(a)の②÷12ヶ月

C. ISM折返し接続機能(1.5Mb/s)局内伝送路

区分	金額等	備考
①設備管理運営費(円/回線・年)	28,826	接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
②他人資本費用(円/回線・年)	805	
③自己資本費用(円/回線・年)	1,652	
④利益対応税(円/回線・年)	1,163	
⑤ケーブル設備計(円/回線・年)	32,446	①+②+③+④
⑥1回線あたり費用(円/回線・月)	2,704	⑤÷12ヶ月
⑦前々算定期間における調整額(円/回線・月)	▲269	平成23年度接続料金において加算した調整額
⑧前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	2,766	平成23年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のCの(c)の④に平成23年度網使用料算定根拠における貸借率を乗じたものを加えたもの
⑨調整額(円/回線・月)	▲331	(⑥+⑦)×(1+X I. 料金設定に使用した貸借率)-⑧
⑩1回線あたり費用(円/回線・月)	2,694	(⑥の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(罹り))を用いて算定したもの
⑪1回線あたり原価(円/回線・月)	2,363	⑩+⑨

D. 加入者収容装置(ATMデータ伝送)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	468	Aの⑤加入者収容装置(ATMデータ伝送)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	31	平成23年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	897,675	区の1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	48	平成23年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のDの(c)の④に平成23年度網使用料算定根拠における貸借率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	517	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲18	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸借率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	467	(a)の①の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(罹り))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲18	(d)の①
③合計(百万円)	449	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(64kb/s)・月)	42	③÷(c)の①÷12ヶ月

E. 回線管理運営費(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能にかかるもの)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	67	Aの⑤回線管理運営(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲5	平成23年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	18,932	区の1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	293	平成23年度適用網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)の1の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)のEの(e)の④に平成23年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	67	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲5	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	67	(a)の①の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(四より))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲5	(d)の①
③合計(百万円)	62	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	273	③÷(c)の①÷12ヶ月

F. 局外スプリッタ(局外8分岐)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	1,554	Aの⑤局外スプリッタ(局外8分岐)
②回線数(回線)	1,396,342	区の1の(106)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	93	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲842	平成23年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	1,396,342	(a)の②
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	42	平成23年度適用網使用料算定根拠の1の(1)のFの(e)の④に平成23年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	704	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	8	(a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	1,548	(a)の①の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(四より))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	8	(d)の①
③合計(百万円)	1,556	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	93	③÷(a)の②÷12ヶ月

G. 局外スプリッタ(局外4分岐)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	322	Aの⑤局外スプリッタ(局外4分岐)
②回線数(回線)	240,080	区の1の(102)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	112	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲215	平成23年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	240,080	(a)の②
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	65	平成23年度適用網使用料算定根拠の1の(1)のGの(e)の④に平成23年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	187	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲80	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	321	(a)の①の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(償より))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲80	(d)の①
③合計(百万円)	241	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	84	③÷(a)の②÷12ヶ月

H. 光分岐端末回線

区分	単芯区間			備考
	単芯ケーブル	クロージャ内接続	キャビネット	
①創設費(円/回線)	37,637	30,448	5,418	1,771
②設備管理運営費(円/回線・年)	3,459	3,179	211	69
(再)減価償却費相当(円/回線・年)	1,992	1,992	0	0
③他人資本費用(円/回線・年)	99	99	0	0
④自己資本費用(円/回線・年)	97	97	0	0
⑤利益対応税(円/回線・年)	74	74	0	0
⑥合計(円/回線・年)	3,729	3,449	211	69

・接続料 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費(減価償却費は耐用年数を15年で算定)、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
・単芯ケーブルについては平日以外の日に設置の場合と平日設置の場合の差額を工事料として個別回収するため、減価償却費は、平日設置の場合の創設費(29,725円)を基礎に算定している。また、クロージャ内接続およびキャビネットの設置コストは工事料として回収するため、減価償却費は発生しない。
・単芯区間の保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合の係数(0.039)により算定した。

区分	電柱	備考
①引込線あたり電柱資産額(円/回線)	4,362	
②設備管理運営費(円/回線・年)	371	
(再)減価償却費相当(円/回線・年)	188	
③他人資本費用(円/回線・年)	16	
④自己資本費用(円/回線・年)	33	
⑤利益対応税(円/回線・年)	23	
⑥合計(円/回線・年)	443	②+③+④+⑤

・接続料 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
・引込線あたり電柱資産額は、単芯区間の創設費の合計(37,637円)に、架空光ケーブル区間における電柱資産の光ケーブル資産に対する割合(0.1159)を乗じて算定した。

(a)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないものの
① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	4,172	Hの⑥単芯ケーブル+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲473	平成23年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	4,248	平成23年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲549	((①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-③)
⑤費用計(円/回線・年)	4,162	①の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(償より))を用いて算定したもの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	301	(④+⑤)÷12ヶ月

(b)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないものの
② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	4,103	Hの⑥単芯ケーブル+⑥クロージャ内接続+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲450	平成23年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	4,188	平成23年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲535	((①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-③)
⑤費用計(円/回線・年)	4,093	①の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(償より))を用いて算定したもの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	297	(④+⑤)÷12ヶ月

(c)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	4,110	(a)と(b)の①についてキャビネット設置率(H23年度実績(キャビネット設置:9.7%、引き通し:90.3%))で加重して算定
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲473	平成23年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	4,248	平成23年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲611	((①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-③)
⑤費用計(円/回線・年)	4,100	①の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(償より))を用いて算定したもの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	291	(④+⑤)÷12ヶ月

I. 固定無線基地局伝送路

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	16	(1)のAの⑤固定無線基地局伝送路
②回線数(回線)	90	IXの(97)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	14,815	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲6	平成23年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	90	(a)の②
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	14,493	平成23年度適用網使用料
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	16	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲6	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	16	(a)の①の内、利益対応税について、H25年度適用の利益対応税率(58.76%(四より))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲6	(d)の①
③合計(百万円)	10	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	9,259	③÷(a)の②÷12ヶ月

(2) 料金の設定

① 基本料

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 2芯式のものの(A) 保守の別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	6,130	1-1のウのaの③×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 2芯式のものの(I) 保守の別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	6,130	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 2芯式のものの(U) (A)(I)以外のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	6,314	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合) I 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)の(A) 保守の別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
①OCU(円/回線・月)	2,983	Bの(e)の④
②主配線盤(円/回線・月)	186	1-1のウのcの③×2(芯)
③局内伝送路(円/回線・月)	2,363	Cの①
④料金(円/回線・月)	5,532	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合) I 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)の(I) 保守の別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
①OCU(円/回線・月)	2,983	Bの(e)の④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
②主配線盤(円/回線・月)	186	1-1のウのcの③×2(芯)×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
③局内伝送路(円/回線・月)	2,363	Cの①×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの
④料金(円/回線・月)	5,532	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	3,065	1-1のウのaの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	3,065	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の③ ①②以外のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	3,157	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	3,065	1-1のウのaの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	3,065	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の③ ①②以外のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	3,157	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)
(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	93	Fの(e)の④
②光信号主端末回線	2,655	1-1のウのdの③
③加算料(局舎～引込分岐点間)	134	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,882	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)
(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	93	Fの(e)の④ × Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②光信号主端末回線	2,655	1-1のウのdの③ × Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
③加算料(局舎～引込分岐点間)	134	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,882	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)
(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの③ ①②以外のもの

区分	金額等	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	96	Fの(e)の④ × Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②光信号主端末回線	2,735	1-1のウのdの③ × Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
③加算料(局舎～引込分岐点間)	134	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,965	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)
(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
①局外スプリッタ(4分岐のもの)	84	Gの(e)の④
②光信号主端末回線	2,655	1-1のウのdの③
③加算料(局舎～引込分岐点間)	134	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,873	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)
(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
①局外スプリッタ(4分岐のもの)	84	Gの(e)の④ × Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②光信号主端末回線	2,655	1-1のウのdの③ × Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
③加算料(局舎～引込分岐点間)	134	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,873	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)
(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの③ ①②以外のもの

区分	金額等	備考
①局外スプリッタ(4分岐のもの)	87	Gの(e)の④ × Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②光信号主端末回線	2,735	1-1のウのdの③ × Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
③加算料(局舎～引込分岐点間)	134	1-1のウのeの③
④料金(円/回線・月)	2,956	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合) 端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能

(ア) 料金額の設定方法

区分	設定方法
①加入者回線	1-1のウのeの③ × Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②加入者収容装置(ATMデータ伝送)	Dの(e)の④ × 当該品目の速度換算係数(DXの(73)~(86)のb速度換算係数)
③回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの)	Eの(e)の④
④料金	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

(イ) 料金額

区分	金額等			
	①加入者回線 (円/回線・月)	②加入者収容装置(ATMデータ伝送) (円/回線・月)	③回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの) (円/回線・月)	④料金 (円/回線・月)
3 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	1,722	273	5,152
6 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	3,108	273	6,538
9 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	3,654	273	7,084
12 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	4,200	273	7,630
15 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	4,704	273	8,134
18 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	5,250	273	8,680
21 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	5,796	273	9,226
24 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	6,342	273	9,772
27 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	6,846	273	10,276
30 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	7,392	273	10,822
33 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	7,938	273	11,368
36 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	8,484	273	11,914
39 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	8,988	273	12,418
42 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,157	9,534	273	12,964

②加算料

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 イ 1芯のもの(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	155	1-1のウのbの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 ウ 2芯のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	310	1-1のウのbの③×2×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの

① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	291	Hの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	291	Hの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

③ ①②以外のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	300	Hの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの

① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	301	Hの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	301	Hの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	310	Hの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの

② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	297	Hの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	297	Hの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	306	Hの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(ア) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	2,882	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの①の④

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(ア) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	2,882	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの②の④

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(ア) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの③ ①②以外のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	2,965	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの③の④

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	2,873	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの①の④

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	2,873	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの②の④

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの③ ①②以外のもの

区分	金額等	備考
料金(円/回線・月)	2,956	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの③の④

・2-1-1-1第2欄エ欄に規定する機能に係る加算料のア 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料の(ア)保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
①固定無線基地局伝送路	9,259	1の(e)の④
②光信号端末回線	3,065	1-1のウのaの③
③加算料	155	1-1のウのbの③
④料金(円/回線・月)	12,479	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄エ欄に規定する機能に係る加算料のア 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料の(イ)保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
①固定無線基地局伝送路	9,259	1の(e)の④ × Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②光信号端末回線	3,065	1-1のウのaの③ × Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
③加算料	155	1-1のウのbの③
④料金(円/回線・月)	12,479	(①+②+③) × (1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

1-3. 光信号主端末回線（複数段階料金）

・料金の設定

①基本料

・2-1-1-1の2 複数段階料金を適用する場合の基本料

a. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち①平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,882	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
②割引率	17.5%	別表の(2)の③
③割引額	504	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,378	①-③

b. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち②平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

c. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち③平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ア)①欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率	1.38%	Ⅵ.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	518	aの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	518	①+③

d. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち①平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,882	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの
②割引率	17.5%	別表の(2)の③
③割引額	504	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,378	①-③

e. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち②平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

f. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち③平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ア)②欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率	1.38%	Ⅵ.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	518	dの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	518	①+③

g. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち①平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,965	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの③ ①②以外のもの
②割引率	17.5%	別表の(2)の③
③割引額	519	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,446	①-③

h. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち②平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

i. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
ア 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち③平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ア)③欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率	1.38%	Ⅵ.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	533	gの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	533	①+③

j. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち①平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,873	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
②割引率	17.5%	別表の(2)の③
③割引額	503	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,370	①-③

k. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち②平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

l. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち③平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)①欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率	1.38%	Ⅵ.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	517	jの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	517	①+③

m. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち①平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,873	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものの② 保守の区別がタイプ1-2のもの
②割引率	17.5%	別表の(2)の③
③割引額	503	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,370	①-③

n. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち②平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

o. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の
イ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするものの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち③平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)②欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率	1.38%	Ⅵ.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	517	mの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	517	①+③

p. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能のイ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち①平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	2,956	IIの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの③ ①②以外のもの
②割引率	17.5%	別表の(2)の③
③割引額	517	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,439	①-③

q. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能のイ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち②平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
①料金 (円/回線・月)	-	

r. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能のイ 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち③平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)③欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.38%	VI.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	531	pの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	531	①+③

②加算料

・2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

a. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち①平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,378	①のa. より

b. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち②平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

c. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち③平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)①欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	518	①のc. より

d. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち①平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,378	①のd. より

e. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち②平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

f. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち③平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)②欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	518	①のf. より

g. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料の ア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち①平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,446	①のg. より

h. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち②平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

i. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち③平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)③欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	533	①のi. より

j. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち①平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,370	①のj. より

k. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち②平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

l. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち③平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	517	①のl. より

m. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち①平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,370	①のm. より

n. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち②平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

o. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち③平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	517	①のo. より

p. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち①平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,439	①のp. より

q. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち②平成26年4月1日から平成27年3月31日まで適用する料金

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	-	

r. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの のうち③平成27年4月1日以降に適用する料金(平成27年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)③欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成27年度	備考
料金 (円/回線・月)	531	①のr. より

(別表) 割引率の算定

(平成24年3月29日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申(情報審第33号)別添に記載された「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」に基づき算定)

(1) メタルと光の1ユーザあたりコストが同水準となる獲得ユーザ数の算定

区分	平成25年度	備考
①ドライカッパ接続料 (円/回線・月)	1,332	平成25年度適用網使用料算定根拠の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のA イ以外のものの(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合の① ②以外の場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの
②光信号主端末回線接続料 (円/回線・月)	2,882	Ⅱの1-2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数8を限度とするものの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
③光信号分岐端末回線接続料 (円/回線・月)	291	Ⅱの1-2の(2)の②加算料の2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
④回線管理運営費	59	平成25年度適用網使用料算定根拠の 13. その他の機能の B. 回線管理機能の DSL回線管理機能(端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄を利用するもの)のイ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄(イ)①欄に係るもの)及び光信号分岐端末回線管理機能
⑤ドライカッパと1ユーザあたりコストが同水準となる光主端末回線あたりの獲得ユーザ数 (ユーザ)	2.8	②÷((①+④)-(③+④))

(2) 割引率の算定

区分	平成25年度	備考
①ドライカッパ接続料と比較した場合の光主端末回線の平均獲得ユーザあたりの超過コスト (円)	4,035	(1)の②×(1)の⑤÷2
②コスト総額 (円)	23,056	(1)の②×8
③割引率 (%)	17.5%	①÷②

Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,319,227 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) (※)	4,978 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0021 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

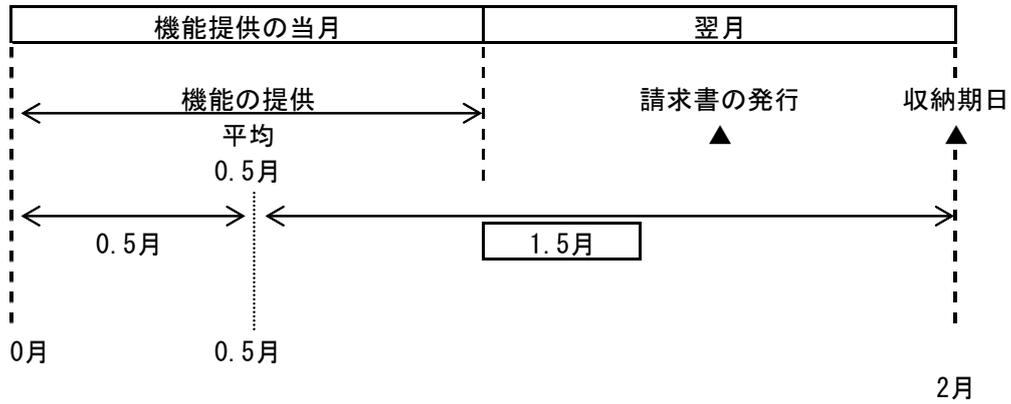
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,732,252 (A)
貯蔵品 (※)	22,780 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0083 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

(1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



(2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ ヵ月}}{12 \text{ ヵ月}} \times 365 \text{ 日} = \boxed{45.625 \text{ 日}}$$

(1)より

V. 資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (H23) 稼働ベース		レートベース		(資本構成)	
電気通信事業 固定資産	1,142,822 (0.339)	H23稼働 電気通信事業固定資産	2,732,252	有利子負債	1,142,822 (0.396)
2,732,252	③圧縮後の資本構成比			その他の負債	465,586 (0.138)
				退職給付引当金	219,361 (0.076)
				自己資本	1,526,288 (0.528)
流動資産等	1,526,288 (0.452)	貯蔵品(月平均)	22,780		
643,818		投資等	6,039		
		運転資本	127,401		
計	3,376,069	計	2,888,472	計	2,888,472

①流動資産の理論値と実績の差
156,220 - 643,818 = ▲487,598

②流動資産の圧縮
▲487,598

③圧縮後の資本構成比

負債
↑
↓
資本

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{1,142,822 + 219,361}{2,888,472} = 0.472$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{1,142,822}{1,142,822 + 219,361} = 0.839$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.839}{0.839} = 0.161$$

有利子負債が負債の合計に占める比率

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.472}{0.472} = 0.528$$

VI. 他人資本利率の算定

(1) 有利子負債に対する利率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成23年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利率} = \boxed{1.38\%}$$

(単位：%)

年度	23
区分	
他人資本利率	1.38

(注) 借入金の平均利率である。

(2) 有利子負債以外の負債の利率相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利率相当率} = \boxed{1.35\%}$$

(単位：%)

年度	19	20	21	22	23	平均
区分						
他人資本利率	1.63	1.48	1.37	1.17	1.08	1.35

(注) 国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3) 他人資本利率

$$\text{他人資本利率} = 1.38\% \times 0.839 + 1.35\% \times 0.161 = \boxed{1.38\%}$$

(有利子負債に対する利率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

Ⅶ. 自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)	
	21	22	23	3年平均	
①主要企業の自己資本利益率(注1)	3.04	4.00	3.22	—	
β値の適用	○	○	○	—	
②リスクフリーレート(注2)	1.37	1.17	1.08	—	
①-②	1.67	2.83	2.14	—	
選択される自己資本利益率	$\beta = 0.6$ (注3)	2.37	2.87	2.36	2.53

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。

抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国5証券取引所(東京(マザーズを含まない)、大阪、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。
ただし、平成23年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。

(注3) β値については、昨年度と同とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	19	20	21	22	23	
主要企業の自己資本利益率	7.21	1.21	3.04	4.00	3.22	3.74

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。

抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国5証券取引所(東京(マザーズを含まない)、大阪、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。
ただし、平成23年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1、2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 2.53%

VII. 利益対応税率の算定（調整額算定時の原価算定に用いるH23年度適用のもの）

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 65.40%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方特別法人税を $x_2 (= x_1 \times 1.48)$ とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow$$

$$x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = 0.0271y$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を x_2 とする。

$$x_2 = x_1 \times 1.48$$

$$= 1.48 \times 0.0271y$$

$$= 0.0401y$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.3$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.3$$

$$= 0.2798y$$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額を x_4 とする。

$$x_4 = \text{法人税額} \times 0.05$$

$$= 0.2798y \times 0.05 =$$

$$0.0140y$$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額を x_5 とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.123$$

$$= 0.2798y \times 0.123 =$$

$$0.0344y$$

⑦税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5$$

$$= 0.3954y$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3954y}{(1-0.3954)y} = \frac{0.3954y}{0.6046y} = 0.6540$$

税引前利益 y

利益対応税

$$x = 0.3954y$$

税引後利益

$$z = (1-0.3954)y$$

VIII. 利益対応税率の算定 (H25年度適用のもの)

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 58.76%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方特別法人税を $x_2 (= x_1 \times 1.48)$ とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow$$

$$x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = 0.0271y$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を x_2 とする。

$$x_2 = x_1 \times 1.48$$

$$= 1.48 \times 0.0271y$$

$$= 0.0401y$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.255$$

$$= 0.2379y$$

⑤復興特別法人税

復興特別法人税額を x_4 とする。

$$x_4 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255 \times 0.1$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.0255$$

$$= 0.0238y$$

⑥道府県民税実効税率

道府県民税額を x_5 とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.05$$

$$= 0.2379y \times 0.05 =$$

$$0.0119y$$

⑦市町村民税実効税率

市町村民税額を x_6 とする。

$$x_6 = \text{法人税額} \times 0.123$$

$$= 0.2379y \times 0.123 =$$

$$0.0293y$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$$

$$= 0.3701y$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3701y}{(1-0.3701)y} = \frac{0.3701y}{0.6299y} = 0.5876$$

税引前利益 y

利益対応税

$$x = 0.3701y$$

税引後利益

$$z = (1-0.3701)y$$

IX. 料金設定に使用した回線数

1. 端末回線数等

・加入者回線算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成23年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼動回線数
加入者回線				
(1) 2線式・タイプ1-1 (注1)	1,878,722	1	1.00	1,878,722
(2) 2線式・タイプ1-2 (注2)	17,483,592	1	1.00	17,483,592
(3) 2線式・タイプ2 (注3)	376,377	1	1.03	387,668
(4) 4線式	23,193	2	1.03	47,778
(5) メタルサービス小計	19,761,884	-	-	19,797,760
(6) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	7,984	1	1.00	7,984
(7) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	2,015,987	1	1.00	2,015,987
(8) 1芯式・タイプ2 (注3)	356,489	1	1.03	367,184
(9) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	4	2	1.00	8
(10) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	13,539	2	1.00	27,078
(11) 2芯式・タイプ2 (注3)	4,088	2	1.03	8,421
(12) 4芯式	13	4	1.03	54
(13) 光サービス小計	2,398,104	-	-	2,426,716
(14) 計 ((5)+(13))	22,159,988	-	-	22,224,476

(13) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.0とした場合) 2,398,104 - 1.00 2,415,774

(再掲) 施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数				
(15) メタルサービス・2線式	3,409,392			
(16) (再)メタルサービス・2線式(帯域透過端末回線除き)	1,038,190			
(17) 光サービス	2,380,877			
(18) 計 ((15)+(17))	5,790,269			

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数				
(19) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	1,694,533
(20) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	18,103,227
(21) 計 ((19)+(20))	-	-	-	19,797,760

(再掲) メタルサービスの回線数内訳				
(22) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,371,878
(23) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	17,425,882
(24) 計 ((22)+(23))	-	-	-	19,797,760

・MDF、FTM算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成23年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼動回線数
加入者回線				
(25) 2線式・タイプ1-1 (注1)	1,878,722	1	1.00	1,878,722
(26) 2線式・タイプ1-2 (注2)	17,483,592	1	1.00	17,483,592
(27) 2線式・タイプ2 (注3)	376,377	1	1.03	387,668
(28) 4線式	23,193	2	1.03	47,778
(29) 追加MDF・タイプ1-1 (注1)	270,812	1	1.00	270,812
(30) 追加MDF・タイプ1-2 (注2)	2,708,219	1	1.00	2,708,219
(31) メタルサービス小計	22,740,915	-	-	22,776,791
(32) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	7,984	1	1.00	7,984
(33) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	2,015,987	1	1.00	2,015,987
(34) 1芯式・タイプ2 (注3)	356,489	1	1.03	367,184
(35) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	1,133	2	1.00	2,266
(36) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	13,539	2	1.00	27,078
(37) 2芯式・タイプ2 (注3)	4,088	2	1.03	8,421
(38) 4芯式	13	4	1.03	54
(39) 光サービス小計	2,399,233	-	-	2,428,974
(40) 計 ((31)+(39))	25,140,148	-	-	25,205,765

(39) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.0とした場合) 2,399,233 - 1.00 2,418,032

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数				
(41) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	1,694,533
(42) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	21,082,258
(43) 計 ((41)+(42))	-	-	-	22,776,791

(再掲) メタルサービスの回線数内訳				
(44) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,371,878
(45) 追加MDF	-	-	-	2,979,031
(46) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	17,425,882
(47) 計 ((44)+(45)+(46))	-	-	-	22,776,791

・OCU算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成23年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼動回線数
OCU使用回線				
(48) メタル回線数・タイプ1-1 (注1)	76,502	1	1.00	76,502
(49) メタル回線数・タイプ1-2 (注2)	2,019,959	1	1.00	2,019,959
(50-1) (再)デジタル公衆電話(下記以外)・タイプ1-2 (注2)	39,296	1	1.00	39,296
(50-2) (再)デジタル公衆電話(特設公衆電話)・タイプ1-2 (注2)	0	1	1.00	0
(51) 光回線数・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(52) 光回線数・タイプ1-2 (注2)	14,668	1	1.00	14,668
(53) 計 ((48)+(49)+(51)+(52))	2,111,129	-	-	2,111,129

・回線管理運営機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成23年度 稼働回線数
回線管理運営機能対応回線数	
(54) 電話等	16,816,871
(55) (再) PHS基地局回線	127,849
(56) ラインシェアリング・相互接続回線	1,598,744
(57) ドライカッパ・相互接続回線	2,154,211
(58) 光ファイバ・相互接続回線	344,564
(59) 上記以外の回線数	8,312,407
(60) 計 ((54)+(56)+(57)+(58)+(59))	29,226,797
(61) (再) 相互接続回線 ((55)+(56)+(57)+(58))	4,225,368
(62) (再) 相互接続回線 (ラインシェアリング除き) ((55)+(57)+(58))	2,626,624

・DSL回線故障対応機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成23年度 稼働回線数
故障対応回線数	
(63) メタル設備のみを用いる加入者回線数	18,068,436
(64) DSL回線故障対応機能契約数	1,103,542
(65) 計 ((63)+(64))	19,171,978

・公衆電話機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成23年度 稼働回線数
公衆電話回線	
(66-1) アナログ公衆電話 (下記以外)	86,525
(66-2) アナログ公衆電話 (特設公衆電話)	2,996
(67-1) デジタル公衆電話 (下記以外)	40,733
(67-2) デジタル公衆電話 (特設公衆電話)	0
(68) 計 ((66-1)+(66-2)+(67-1)+(67-2))	130,254
回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに対応する回線数	
(69) アナログ回線数 (加入電話・アナログ公衆電話)	14,781,478
(70) デジタル回線数 (INS64・デジタル公衆電話・PHS基地局回線)	2,147,808
(71) 計 ((69)+(70))	16,929,286

・スプリッタ(DSL)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成23年度 稼働回線数
(72) 計	1,096,238

・加入者収容装置(ATMデータ伝送網)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成23年度 稼働回線数	b. 速度換算 係数	c = a × b 換算後 稼働回線数
(73) 3 Mb/s	16,398	41	672,318
(74) 6 Mb/s	1,461	74	108,114
(75) 9 Mb/s	271	87	23,577
(76) 12 Mb/s	535	100	53,500
(77) 15 Mb/s	51	112	5,712
(78) 18 Mb/s	44	125	5,500
(79) 21 Mb/s	37	138	5,106
(80) 24 Mb/s	67	151	10,117
(81) 27 Mb/s	9	163	1,467
(82) 30 Mb/s	10	176	1,760
(83) 33 Mb/s	7	189	1,323
(84) 36 Mb/s	11	202	2,222
(85) 39 Mb/s	6	214	1,284
(86) 42 Mb/s	25	227	5,675
(87) 計	18,932		897,675

・光信号伝送装置(PON)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成23年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号伝送装置(PON)				
(88) 100Mbit/sタイプ・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(89) 100Mbit/sタイプ・タイプ1-2 (注2)	59,385	1	1.00	59,385
(90) 100Mbit/sタイプ・タイプ2 (注3)	2,245	1	1.03	2,312
(91) 100Mbit/sタイプ 小計	61,630	-	-	61,697
(92) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-1 (注1)	0	0	1.00	0
(93) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-2 (注2)	594,196	1	1.00	594,196
(94) 1Gbit/sタイプ・タイプ2 (注3)	2,746	1	1.03	2,828
(95) 1Gbit/sタイプ 小計	596,942	-	-	597,024

・固定無線通信（FWA）の算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成23年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
・固定無線通信（FWA）				
(96) 固定無線通信網終端装置・タイプ1-2（注2）	38	1	1.00	38
(97) 固定無線基地局伝送路・タイプ1-2（注2）	90	1	1.00	90
(98) 固定無線宅内設備・タイプ1-2（注2）	2,223	1	1.00	2,223

・局外スプリッタ算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成23年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
局外スプリッタ				
(99) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(100) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2（注2）	231,137	1	1.00	231,137
(101) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ2（注3）	8,683	1	1.03	8,943
(102) 局外スプリッタ（4分岐）小計	239,820	-	-	240,080
(103) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ1-1（注1）	2,388	1	1.00	2,388
(104) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2（注2）	1,381,444	1	1.00	1,381,444
(105) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ2（注3）	12,146	1	1.03	12,510
(106) 局外スプリッタ（8分岐）小計	1,395,978	-	-	1,396,342

・光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成23年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）				
(107) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(108) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-2（注2）	25,893	1	1.00	25,893
(109) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ2（注3）	2	1	1.03	2
(110) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）小計	25,895	-	-	25,895
(111) メディアコンバータ（集線型）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(112) メディアコンバータ（集線型）・タイプ1-2（注2）	9,543	1	1.00	9,543
(113) メディアコンバータ（集線型）・タイプ2（注3）	1,120	1	1.03	1,154
(114) メディアコンバータ（集線型）小計	10,663	-	-	10,697
(115) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(116) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ1-2（注2）	28,727	1	1.00	28,727
(117) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ2（注3）	1,689	1	1.03	1,740
(118) メディアコンバータ（非集線型）小計	30,416	-	-	30,467

・光信号多重分離機能（局内スプリッタ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成23年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号多重分離機能（局内スプリッタ）				
(119) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(120) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2（注2）	403,659	1	1.00	403,659
(121) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ2（注3）	3,122	1	1.03	3,216
(122) 局内スプリッタ（4分岐）小計	406,781	-	-	406,875
(123) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(124) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2（注2）	47,820	1	1.00	47,820
(125) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ2（注3）	1,852	1	1.03	1,908
(126) 局内スプリッタ（8分岐）小計	49,672	-	-	49,728

・特別收容局ルータ接続及び特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能算定に使用した回線数

（単位：装置・ポート）

区分	a. 平成23年度 稼働回線数 (注7)
特別收容局ルータ接続及び特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	
(127) LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	10
(128) LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なもの（收容局ルータ及び中継局ルータ接続）	1,562
(129) LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,998
(130) ATMインタフェースによりの符号伝送が可能なもの	5,143
(131) ISDN一次群ユーザインタフェースにより符号伝送が可能なもの	26,252
(132) 計（(123)+(124)+(125)+(126)+(127)）	35,965

・特別帯域透過端末回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成23年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
(133) 特別帯域透過端末回線・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0

- (注) 1 タイプ1-1：保守の区別が、平日・昼間帯の保守メニューのもの。
 2 タイプ1-2：保守の区別が、全日・昼間帯の保守メニューのもの。
 3 タイプ2：保守の区別が、全日・全時間帯の保守メニューのもの。
 4 使用するケーブル対数・芯数をもとに設備換算係数を設定した。
 5 保守換算係数はⅩⅢの保守換算係数の3.③より。
 6 使用する端子数をもとに設備換算係数を設定した。
 7 (127)、(128)は装置、(129)、(130)及び、(131)はポート。

X. 料金設定に使用した保守換算係数

1. II-6 通信路設定伝送機能に適用するもの

①通信路設定伝送機能における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.324
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.588
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.000
d. 平均	1.000

②通信路設定伝送機能コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	8.8
b. その他のコストの割合	91.2
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.02	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.06	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

2. 網改造料の算定式に準拠して算定するものに適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.944
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.972
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.366
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	7.6
b. その他のコストの割合	92.4
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-1 (平日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1a + 2b) / 2c$
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / 2c$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / 2c$

3. 1, 2以外に適用するもの

① 端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.944
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.972
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.366
d. 平均	1.000

② 端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	7.6
b. その他のコストの割合	92.4
c. 計	100.0

③ 保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

X I .料金設定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H23	備考
①接続料の貸倒額	0	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	211,907	H23年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、 接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	①÷②

(別紙1)

加入者回線・主配線盤の費用明細表

(参考1)設備区分別の費用明細表をもとに算定

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線	メタル設備の加入者回線			メタル主配線盤	局外RTIに收容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備の加入者回線に係る主配線盤
			局外RTIに收容されている加入者回線(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付			
営業費	—	0	0	0	0	0	0	0
(再)貸倒損失	—	0	0	0	0	0	0	0
運用費	—	0	0	0	0	0	0	0
施設保全費	・線路設備の保守に直接係わるもの:芯線長比 ・上記以外のもの:上記支出額比	140,877	4,533	136,345	6,575	3,663	12	3,652
共通費	・施設保全費支出額比	6,269	255	6,015	207	945	8	937
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	14,401	488	13,913	650	471	5	466
試験研究費	・取得資産額比	3,464	257	3,206	3	40	12	28
通信設備使用料	・取得資産額比	19	1	18	6	3	0	3
租税公課	・正味資産額比	26,126	1,004	25,122	18	533	7	526
減価償却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	64,946	4,055	60,892	101	1,838	86	1,751
固定資産除却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	13,480	736	12,744	16	231	1	230
(再)除却損	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	2,727	164	2,563	10	101	0	101
合計	—	269,583	11,328	258,254	7,576	7,724	130	7,593

(※) 收容局から局外RTIまでの光信号端末伝送路を含む。

(別紙2)

加入者回線・主配線盤の固定資産明細表

(参考2)設備区分別固定資産明細表をもとに算定

(単位:百万円)

資産の項目		主な配賦基準	メタル加入者回線				メタル主配線盤			
			局外RTIに 含まれている 加入者回線 (※)	メタル設備の みを用いる 加入者回線	(再掲)試験 受付	メタル 主配線盤	局外RTIに 含まれている 加入者回線 に係る主配 線盤(※)	メタル設備の みを用いる 加入者回線 に係る主配 線盤		
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額 減価償却累計額 正味価額	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0		
	市内電話機械設備	取得価額 減価償却累計額 正味価額	2,797 2,491 307	91 81 10	2,706 2,410 297	2,706 2,410 297	62,021 57,773 4,248	1,254 1,000 255	60,766 56,773 3,993	
	市外電話機械設備	取得価額 減価償却累計額 正味価額	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
	電信機械設備	取得価額 減価償却累計額 正味価額	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
	電報機械設備	取得価額 減価償却累計額 正味価額	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
	DDX機械設備	取得価額 減価償却累計額 正味価額	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
	画像機械設備	取得価額 減価償却累計額 正味価額	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
	OCN機械設備	取得価額 減価償却累計額 正味価額	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
	伝送機械設備	取得価額 減価償却累計額 正味価額	1,316 1,143 173	0 0 0	1,316 1,143 173	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
	無線機械設備	取得価額 減価償却累計額 正味価額	3,510 3,245 265	0 0 0	3,510 3,245 265	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
	電力設備	取得価額 減価償却累計額 正味価額	3,378 2,817 561	179 149 30	3,199 2,668 531	1,141 952 189	480 400 80	9 8 2	471 392 78	
	電話番号案内設備	取得価額 減価償却累計額 正味価額	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
	総合監視システム	取得価額 減価償却累計額 正味価額	53 50 3	1 1 0	52 49 3	0 0 0	408 384 25	0 0 0	408 384 25	
	空中線設備	取得価額 減価償却累計額 正味価額	164 134 30	0 0 0	164 134 30	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
	通信衛星設備	取得価額 減価償却累計額 正味価額	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
	端末設備	取得価額 減価償却累計額 正味価額	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
	線路設備	市内線路設備	取得価額 減価償却累計額 正味価額	2,636,971 2,200,590 436,381	123,463 93,654 29,809	2,513,507 2,106,935 406,572	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
		市外線路設備	取得価額 減価償却累計額 正味価額	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
		土木設備	取得価額 減価償却累計額 正味価額	1,549,844 1,229,336 320,509	40,093 31,926 8,167	1,509,751 1,197,410 312,341	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
	海底線設備	取得価額 減価償却累計額 正味価額	4,398 4,167 231	82 76 5	4,317 4,091 226	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	
建物	取得価額 減価償却累計額 正味価額	92,182 65,134 27,048	3,773 2,676 1,097	88,409 62,459 25,951	84 60 25	64,123 46,203 17,921	503 362 141	63,620 45,840 17,780		
構築物	取得価額 減価償却累計額 正味価額	7,672 6,437 1,235	317 266 51	7,355 6,171 1,184	7 6 1	5,523 4,634 888	43 36 7	5,480 4,598 881		
機械及び装置	取得価額 減価償却累計額 正味価額	2,622 2,328 294	94 83 11	2,528 2,245 283	2 2 0	61 55 6	1 1 0	60 54 6		
車両及び船舶	取得価額 減価償却累計額 正味価額	271 228 42	7 6 1	264 222 41	0 0 0	3 2 0	0 0 0	3 2 0		
工具、器具及び備品	取得価額 減価償却累計額 正味価額	15,417 12,578 2,839	600 479 121	14,817 12,099 2,718	14 12 3	418 343 76	18 13 5	400 329 71		
リース資産	取得価額 減価償却累計額 正味価額	224 153 70	8 5 3	216 148 68	0 0 0	5 3 2	0 0 0	5 3 2		
土地	取得価額 減価償却累計額 正味価額	13,726 0 13,726	542 0 542	13,185 0 13,185	13 0 13	7,173 0 7,173	56 0 56	7,116 0 7,116		
建設仮勘定	取得価額 減価償却累計額 正味価額	10,562 0 10,562	527 0 527	10,035 0 10,035	10 0 10	61 0 61	4 0 4	57 0 57		
無形固定資産	取得価額 減価償却累計額 正味価額	97,603 77,960 19,643	2,842 2,230 612	94,761 75,730 19,031	90 72 18	955 767 188	13 11 3	942 757 185		
合計	取得価額 減価償却累計額 正味価額	4,442,710 3,608,791 833,919	172,618 131,632 40,986	4,270,092 3,477,158 792,934	4,068 3,513 555	141,230 110,564 30,666	1,902 1,430 472	139,328 109,133 30,194		

(※) 収容局から局外RTIまでの光信号端末伝送路を含む。

(別紙3)

メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表

(参考1)設備区分別の費用明細表をもとに算定

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	加メ 入タ ル 回 線 の み を 用 い る	加入者回線		(再掲)特別 帯域透過端 末回線に係 るもの(※)
			上部区間	下部区間	
営業費	—	0	0	0	0.000
(再)貸倒損失	—	0	0	0	0.000
運用費	—	0	0	0	0.000
施設保全費	・線路設備の故障修理に係るもの:故障修理件数比 ・線路設備(電柱・鉄塔)の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・線路設備(電柱・鉄塔以外)の保守に直接係るもの:芯線長比 ・地中設備の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:上記支出額比	136,345	33,554	102,791	0.000
共通費	・施設保全費支出額比	6,015	1,480	4,534	0.000
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	13,913	3,424	10,489	0.000
試験研究費	・取得資産額比	3,206	500	2,706	0.000
通信設備使用料	・取得資産額比	18	1	17	0.000
租税公課	・正味資産額比	25,122	13,589	11,533	0.000
減価償却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	60,892	19,621	41,271	0.000
固定資産除却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	12,744	3,656	9,087	0.000
(再)除却損	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	2,563	589	1,974	0.000
合計	—————	258,254	75,825	182,429	0.000

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

(別紙4)

メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表

(参考2)設備区分別固定資産明細表をもとに算定

(単位:百万円)

資産の項目		主な配賦基準	メタル設備のみを用いる加入者回線	上部区間		下部区間	
				(再掲)特別帯域透過端末回線に係るもの(※)			
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0.000	
	正味価額	—	0	0	0	0.000	
	市内電話機械設備	取得価額	2,706	1,301	1,405	0.000	
	減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	2,410	1,158	1,251	0.000	
	正味価額	—	297	143	154	0.000	
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0.000	
	正味価額	—	0	0	0	0.000	
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0.000	
	正味価額	—	0	0	0	0.000	
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0.000	
	正味価額	—	0	0	0	0.000	
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0.000	
	正味価額	—	0	0	0	0.000	
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	—	0	0	0	0.000	
	正味価額	—	0	0	0	0.000	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0.000		
減価償却累計額	—	0	0	0	0.000		
正味価額	—	0	0	0	0.000		
伝送機械設備	取得価額	1,316	0	1,316	0.000		
減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	1,143	0	1,143	0.000		
正味価額	—	173	0	173	0.000		
無線機械設備	取得価額	3,510	0	3,510	0.000		
減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	3,245	0	3,245	0.000		
正味価額	—	265	0	265	0.000		
電力設備	取得価額	3,199	151	3,047	0.000		
減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	2,668	126	2,542	0.000		
正味価額	—	531	25	506	0.000		
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0.000		
減価償却累計額	—	0	0	0	0.000		
正味価額	—	0	0	0	0.000		
総合監視システム	取得価額	52	50	2	0.000		
減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	49	47	2	0.000		
正味価額	—	3	3	0	0.000		
空中線設備	取得価額	164	0	164	0.000		
減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	134	0	134	0.000		
正味価額	—	30	0	30	0.000		
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0.000		
減価償却累計額	—	0	0	0	0.000		
正味価額	—	0	0	0	0.000		
端末設備	取得価額	0	0	0	0.000		
減価償却累計額	—	0	0	0	0.000		
正味価額	—	0	0	0	0.000		
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,513,507	995,217	1,518,291	0.000	
		減価償却累計額	2,106,935	920,203	1,186,732	0.000	
		正味価額	406,572	75,013	331,559	0.000	
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0.000		
	減価償却累計額	0	0	0	0.000		
	正味価額	0	0	0	0.000		
土木設備	取得価額	1,509,751	1,509,751	0	0.000		
減価償却累計額	管路ケーブル長比	1,197,410	1,197,410	0	0.000		
正味価額	—	312,341	312,341	0	0.000		
海底線設備	取得価額	4,317	4,317	0	0.000		
減価償却累計額	直接賦課	4,091	4,091	0	0.000		
正味価額	—	226	226	0	0.000		
建物	取得価額	88,409	39,914	48,495	0.000		
減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	62,459	28,082	34,377	0.000		
正味価額	—	25,951	11,832	14,118	0.000		
構築物	取得価額	7,355	3,296	4,059	0.000		
減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	6,171	2,766	3,406	0.000		
正味価額	—	1,184	531	653	0.000		
機械及び装置	取得価額	2,528	1,459	1,069	0.000		
減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	2,245	1,294	952	0.000		
正味価額	—	283	165	117	0.000		
車両及び船舶	取得価額	264	176	88	0.000		
減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	222	148	74	0.000		
正味価額	—	41	27	14	0.000		
工具、器具及び備品	取得価額	14,817	7,488	7,329	0.000		
減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	12,099	6,197	5,902	0.000		
正味価額	—	2,718	1,292	1,427	0.000		
リース資産	取得価額	216	122	94	0.000		
減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	148	84	64	0.000		
正味価額	—	68	38	30	0.000		
土地	取得価額	13,185	6,209	6,975	0.000		
減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	0	0	0	0.000		
正味価額	—	13,185	6,209	6,975	0.000		
建設仮勘定	取得価額	10,035	5,472	4,562	0.000		
減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	0	0	0	0.000		
正味価額	—	10,035	5,472	4,562	0.000		
無形固定資産	取得価額	94,761	82,391	12,370	0.000		
減価償却累計額	取得資産額比(線路・土木)	75,730	66,796	8,934	0.000		
正味価額	—	19,031	15,595	3,436	0.000		
合計	取得価額	—	4,270,092	2,657,315	1,612,777	0.000	
	減価償却累計額	—	3,477,158	2,228,402	1,248,756	0.000	
	正味価額	—	792,934	428,913	364,021	0.000	

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

設備区分別固定資産明細表

(平成23年度接統会計をもとに算定)

(単位:百万円)

Table with columns for asset category (e.g., 建物, 機械器具, 自動車), acquisition method (e.g., 取得, 譲渡), and various financial metrics (e.g., 取得価額, 減価償却累計額, 正味価額). The table is organized into sections for different asset types and their acquisition methods.

(参考3)

設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)

(参考1)設備区分別の費用明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等	指定設備管理部門				
	(端末系伝送路の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	OCU	その他	回線管理運営
費用の項目					
22 営業費	25,762	0	0	0	25,762
23 (再)貸倒損失	0	0	0	0	0
24 運用費	0	0	0	0	0
25 施設保全費	144,503	140,877	743	277	2,606
26 共通費	7,293	6,269	112	18	895
27 管理費	16,296	14,401	134	18	1,744
29 試験研究費	3,643	3,464	170	10	0
30 通信設備使用料	48	19	25	4	0
32 租税公課	26,343	26,126	83	13	121
35 減価償却費	71,012	64,946	1,334	154	4,578
36 固定資産除却費	13,633	13,480	87	10	56
37 (再)除却損	2,836	2,727	54	8	48
44 合計	308,534	269,583	2,686	503	35,762

(参考4)

設備区分別固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)

(参考2)設備区分別固定資産明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等		指定設備管理部門				
		(端末系伝送路の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	OCU	その他	回線管理運営
資産の項目						
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	25,201	2,797	22,403	0
		減価償却累計額	21,156	2,491	18,665	0
		正味価額	4,045	307	3,738	0
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	伝送機械設備	取得価額	10,107	1,316	4,961	3,830
		減価償却累計額	9,305	1,143	4,693	3,469
		正味価額	802	173	268	361
無線機械設備	取得価額	4,001	3,510	0	491	
	減価償却累計額	3,630	3,245	0	385	
	正味価額	372	265	0	107	
電力設備	取得価額	7,812	3,378	3,924	510	
	減価償却累計額	6,515	2,817	3,272	426	
	正味価額	1,298	561	652	85	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	68	53	14	1	
	減価償却累計額	64	50	13	1	
	正味価額	4	3	1	0	
空中線設備		取得価額	164	164	0	0
		減価償却累計額	134	134	0	0
		正味価額	30	30	0	0
通信衛星設備		取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
端末設備		取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,636,971	2,636,971	0	0
		減価償却累計額	2,200,590	2,200,590	0	0
		正味価額	436,381	436,381	0	0
		取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
土木設備		取得価額	1,549,844	1,549,844	0	0
		減価償却累計額	1,229,336	1,229,336	0	0
		正味価額	320,509	320,509	0	0
海底線設備		取得価額	4,398	4,398	0	0
		減価償却累計額	4,167	4,167	0	0
		正味価額	231	231	0	0
建物		取得価額	106,005	92,182	6,099	760
		減価償却累計額	74,838	65,134	4,379	550
		正味価額	31,167	27,048	1,720	211
構築物		取得価額	8,794	7,672	505	68
		減価償却累計額	7,379	6,437	424	57
		正味価額	1,415	1,235	81	11
機械及び装置		取得価額	2,923	2,622	20	4
		減価償却累計額	2,604	2,328	18	4
		正味価額	320	294	2	0
車両及び船舶		取得価額	279	271	2	0
		減価償却累計額	235	228	1	0
		正味価額	44	42	0	0
工具、器具及び備品		取得価額	24,237	15,417	244	45
		減価償却累計額	19,584	12,578	185	35
		正味価額	4,653	2,839	58	10
リース資産		取得価額	270	224	2	0
		減価償却累計額	184	153	2	0
		正味価額	86	70	0	0
土地		取得価額	15,888	13,726	678	95
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	15,888	13,726	678	95
建設仮勘定		取得価額	10,612	10,562	42	8
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	10,612	10,562	42	8
無形固定資産		取得価額	167,533	97,603	933	101
		減価償却累計額	136,285	77,960	836	81
		正味価額	31,249	19,643	97	20
合計		取得価額	4,575,108	4,442,710	39,827	5,915
		減価償却累計額	3,716,004	3,608,791	32,488	5,008
		正味価額	859,104	833,919	7,339	907

網使用料算定根拠

端末回線伝送機能（イーサネットフレーム伝送に係るもの）

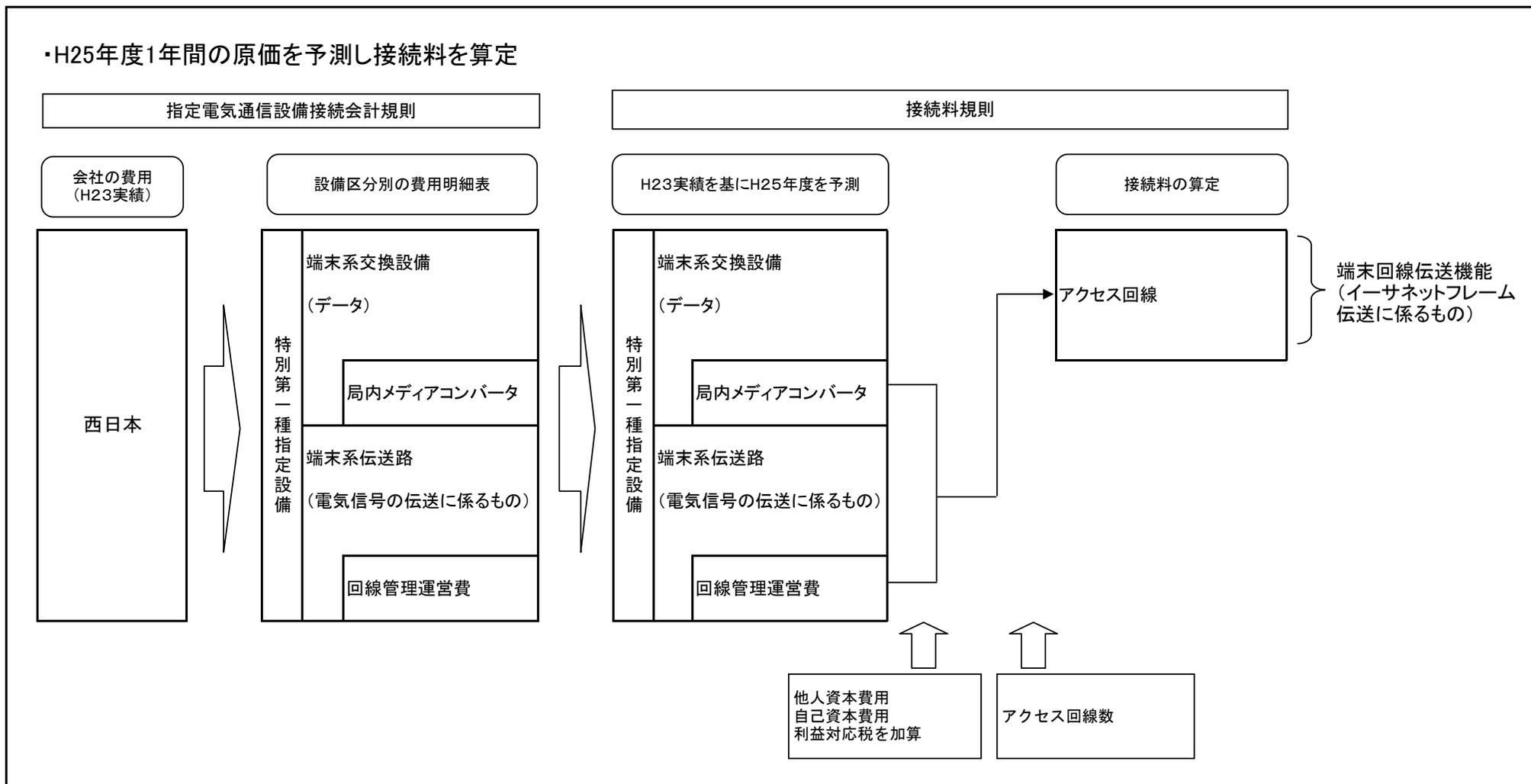
<西日本>

目 次

I.算定手順	2
II.原価の算定及び料金の設定	3
III.投資等比率及び貯蔵品比率の算定	4
IV.接続料収納までの平均的な日数の算定	5
V.資本構成比率の算定	6
VI.他人資本利子率の算定	7
VII.自己資本利益率の算定	8
VIII.利益対応税率の算定	9
IX.料金設定に用いた需要数	10
X.料金設定に使用した貸倒率	11
(別紙)	
1. 局内メディアコンバータの1Gbps回線固有コストの分計比率	12
(別添)	
1. 局内メディアコンバータの設備管理運営費	13
2. 局内メディアコンバータの固定資産	14
3. 回線管理運営費の設備管理運営費	15
4. 回線管理運営費の固定資産	16
(参考)	
1. 設備区分別の費用明細表	17
2. 設備区分別固定資産明細表	18
3. 設備区分別の費用明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備の内訳)	20
4. 設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備の内訳)	21
5. 設備区分別の費用明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路の内訳)	22
6. 設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路の内訳)	23

I. 算定手順

・H25年度1年間の原価を予測し接続料を算定



II. 原価の算定及び料金の設定

1. 端末回線伝送機能

(1) 原価の算定

(単位: 百万円)

区分	局内メディア コンバータ	回線管理 運営費	合計	備考
①設備管理運営費	652	599	1,251	(別添1)、(別添3)より
②他人資本費用	13	1	13	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	26	2	28	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	16	1	18	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	707	603	1,310	①+②+③+④

⑥正味固定資産	1,897	55	1,952	(別添2)、(別添4)より
⑦投資等	4	0	4	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	16	0	16	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	19	74	94	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45,625日÷365日
⑩レートベース	1,936	129	2,066	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	147	10	157	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	11	1	12	
⑬減価償却費	484	4	488	(別添1)、(別添3)より
⑭固定資産除却損	3	0	3	

(2) 料金の設定

A. 局内メディアコンバータ

区分	接続料原価	備考
a. 1Gbps回線に係る固有原価	27	(1)の局内メディアコンバータの⑤×別紙1の①の比率
b. 全回線の共通原価	680	(1)の局内メディアコンバータの⑤×別紙1の②の比率
c. 1Gbps回線数	586.0	Ⅸの2の①1Gbps回線数(H25年度稼働)
d. 全回線数	30,597.0	Ⅸの2の③合計回線数(H25年度稼働)
e. 1Gbps回線に係る固有の料金(円/回線・月)	3,840	a÷c÷12ヵ月
f. 全回線に係る共通の料金(円/回線・月)	1,852	b÷d÷12ヵ月

B. 回線管理運営費

区分	接続料原価	備考
a. 原価(百万円)	603	(1)の⑤の回線管理運営費
b. 回線数	30,100.0	Ⅸの1の③合計回線数(H25年度稼働)
c. 料金(円/回線・月)	1,669	a÷b÷12ヵ月

(3) 品目別料金の算定

品目	1Gbps回線	1Gbps回線 以外	備考
a. 加入者回線(円/回線・月)	3,157	3,157	網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)のⅡの1の1-1のウのaの③(平成25年度)×Ⅹの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの
b. 局内メディアコンバータ(円/回線・月)	5,692	1,852	1Gbps回線:(2)のAのe+(2)のAのf、1Gbps回線以外:(2)のAのf
c. 回線管理運営費(円/回線・月)	1,669	1,669	(2)のBのc
d. 合計(円/回線・月)	10,518	6,678	a+(b+c)×(1+Ⅹ.料金設定に使用した貸倒率)

Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,319,227 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) (※)	4,978 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0021 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

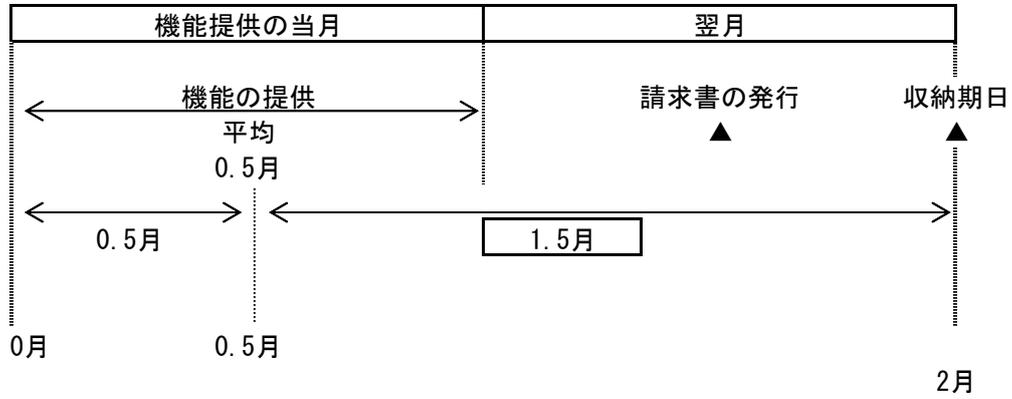
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,732,252 (A)
貯蔵品 (※)	22,780 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0083 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

(1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



(2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ ヵ月}}{12 \text{ ヵ月}} \times 365 \text{ 日} = \boxed{45.625 \text{ 日}}$$

(1)より

V. 資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (H23) 稼働ベース			レートベース		(資本構成)	
電気通信事業 固定資産	1,142,822 (0.339)	③圧縮後の資本構成比	H23稼働 電気通信事業固定資産	2,732,252	有利子負債	1,142,822 (0.396)
2,732,252	その他の負債				465,586 (0.138)	
	退職給付引当金				241,372 (0.071)	
流動資産等	1,526,288 (0.452)	②流動資産の 圧縮 ▲487,598	貯蔵品(月平均)	22,780	自己資本	1,526,288 (0.528)
643,818		156,220	投資等	6,039		
			運転資本	127,404		
計	3,376,069	①流動資産の理論値と 実績の差 156,220-643,818=▲487,598	計	2,888,472	計	2,888,472

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{(1,142,822 + 219,361)}{2,888,472} = 0.472$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{1,142,822}{(1,142,822 + 219,361)} = 0.839$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.839}{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}} = 0.161$$

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.472}{\text{他人資本比率}} = 0.528$$

VI. 他人資本利子率の算定

(1) 有利子負債に対する利子率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成23年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利子率} = \boxed{1.38\%}$$

(単位：%)

年度	23
区分	
他人資本利子率	1.38

(注) 借入金の平均利子率である。

(2) 有利子負債以外の負債の利子相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利子相当率} = \boxed{1.35\%}$$

(単位：%)

年度	19	20	21	22	23	平均
区分						
他人資本利子率	1.63	1.48	1.37	1.17	1.08	1.35

(注) 国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3) 他人資本利子率

$$\text{他人資本利子率} = 1.38\% \times 0.839 + 1.35\% \times 0.161 = \boxed{1.38\%}$$

(有利子負債に対する利子率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

Ⅶ. 自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)	
	21	22	23	3年平均	
①主要企業の自己資本利益率(注1)	3.04	4.00	3.22	—	
β値の適用	○	○	○	—	
②リスクフリーレート(注2)	1.37	1.17	1.08	—	
①-②	1.67	2.83	2.14	—	
選択される自己資本利益率	$\beta = 0.6$ (注3)	2.37	2.87	2.36	2.53

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。
抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国5証券取引所(東京(マザーズを含まない)、大阪、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。
ただし、平成23年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。

(注3) β値については、昨年度と同とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	19	20	21	22	23	
主要企業の自己資本利益率	7.21	1.21	3.04	4.00	3.22	3.74

(注1) 主要企業の自己資本利益率はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。
抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国5証券取引所(東京(マザーズを含まない)、大阪、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。
ただし、平成23年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 2.53%

Ⅷ. 利益対応税率の算定 (H25年度適用のもの)

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 58.76%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方特別法人税を $x_2 (= x_1 \times 1.48)$ とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow$$

$$x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = \underline{0.0271y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を x_2 とする。

$$x_2 = x_1 \times 1.48$$

$$= 1.48 \times 0.0271y$$

$$= \underline{0.0401y}$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.255$$

$$= \underline{0.2379y}$$

⑤復興特別法人税

復興特別法人税額を x_4 とする。

$$x_4 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255 \times 0.1$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.0255$$

$$= \underline{0.0238y}$$

⑥道府県民税実効税率

道府県民税額を x_5 とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.05$$

$$= 0.2379y \times 0.05 =$$

$$\underline{0.0119y}$$

⑦市町村民税実効税率

市町村民税額を x_6 とする。

$$x_6 = \text{法人税額} \times 0.123$$

$$= 0.2379y \times 0.123 =$$

$$\underline{0.0293y}$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$$

$$= \underline{0.3701y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3701y}{(1-0.3701)y} = \frac{0.3701y}{0.6299y} = 0.5876$$

税引前利益 y

利益対応税

$$x = 0.3701y$$

税引後利益

$$z = (1-0.3701)y$$

IX. 料金設定に用いた需要数

1. アクセス回線数

区分	H23年度末 (実績)	H24年度末	H25年度末	H25年度稼働	備考
①1Gbps回線数	181	296	475	386.0	
②1Gbps以外の回線数	13,938	22,823	36,605	29,714.0	
③合計	14,119	23,119	37,080	30,100.0	

2. デュアルアクセス回線をシングルアクセス回線換算したアクセス回線数

区分	H23年度末 (実績)	H24年度末	H25年度末	H25年度稼働	備考
①1Gbps回線数	276	450	722	586.0	
②1Gbps以外の回線数	14,117	23,051	36,971	30,011.0	
③合計	14,393	23,501	37,693	30,597.0	

X.料金設定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H23	備考
①接続料の貸倒額	0	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	211,907	H23年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、 接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	①÷②

(別紙1)

局内メディアコンバータの1Gbps回線固有コストの分計比率

区分	①1Gbps回線に係る固有設備	②左記以外の設備	備考
固定資産価額(百万円)	111	2,807	平成25年度予測値
比率	0.03804	0.96196	

(別添1) 局内メディアコンバータの設備管理運営費

(単位:百万円)

	H23年度 実績	H24年度	H25年度	算定方法
営業費	0	0	0	H23年度と同
施設保全費	54	79	106	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
共通費・管理費	16	23	31	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
試験研究費	14	14	15	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化を加味
通信設備使用料	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	6	9	11	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	271	373	484	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	1	3	4	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	0	2	3	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	363	502	652	

(別添2) 局内メディアコンバータの固定資産

(単位:百万円)

		H23年度 実績	H24年度	H25年度	算定方法	
機械設備	装置本体	取得固定資産	1,223	1,828	2,525	前年度値＋当年度取得固定資産－除却損
		正味固定資産	876	1,184	1,492	前年度値＋当年度取得固定資産－減価償却費(当年度取得分は半稼動)－除却損
	その他	取得固定資産	219	328	452	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	37	55	76	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
線路設備	ケーブル	取得固定資産	0	0	0	—
		正味固定資産	0	0	0	—
	その他	取得固定資産	0	0	0	—
		正味固定資産	0	0	0	—
土木設備	取得固定資産	0	0	0	—	
	正味固定資産	0	0	0	—	
建物	取得固定資産	349	521	720	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率	
	正味固定資産	98	146	202	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率	
その他	取得固定資産	162	242	334	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率	
	正味固定資産	62	92	127	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率	
合計	取得固定資産	1,952	2,919	4,031		
	正味固定資産	1,072	1,478	1,897		

(別添3) 回線管理運営費の設備管理運営費

(単位:百万円)

	H23年度 実績	H24年度	H25年度	算定方法
営業費	388	448	559	システムコスト(個別算定)+SO稼働費
(再)SO稼働費	73	133	206	前年度値×純増回線数伸び率
施設保全費	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
共通費・管理費	23	27	34	前年度値×営業費伸び率に効率化を加味
試験研究費	0	0	0	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化を加味
通信設備使用料	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	1	1	1	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	4	4	4	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	0	0	0	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	0	0	0	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	417	480	599	

(別添4) 回線管理運営費の固定資産

(単位:百万円)

			H23年度 実績	H24年度	H25年度	算定方法
機械設備	装置本体	取得固定資産	0	0	0	—
		正味固定資産	0	0	0	—
	その他	取得固定資産	0	0	0	—
		正味固定資産	0	0	0	—
線路設備	ケーブル	取得固定資産	0	0	0	—
		正味固定資産	0	0	0	—
	その他	取得固定資産	0	0	0	—
		正味固定資産	0	0	0	—
土木設備	取得固定資産	0	0	0	—	
	正味固定資産	0	0	0	—	
建物	取得固定資産	82	82	82	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率	
	正味固定資産	26	26	26	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率	
その他	取得固定資産	90	90	90	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率	
	正味固定資産	29	29	29	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率	
合計	取得固定資産	172	172	172		
	正味固定資産	55	55	55		

(参考3)

設備区分別の費用明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備(データ)の内訳)

(参考1)設備区分別の費用明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等 費用の項目	特別第一種指定設備		
	端末系交換設備(データ)	右記以外	局内メディアコンバータ
営業費	0	0	0
(再)貸倒損失	0	0	0
運用費	0	0	0
施設保全費	16,751	16,696	54
共通費	1,129	1,122	8
管理費	998	990	8
試験研究費	1,336	1,322	14
通信設備使用料	176	176	0
租税公課	716	710	6
減価償却費	12,773	12,502	271
固定資産除却費	156	156	1
(再)除却損	64	64	0
合計	34,036	33,673	363

(参考4)
設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備(データ)の内訳)

(参考2)設備区分別固定資産明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等		特別第一種指定設備			
		端末系交換設備(データ)	右記以外	局内メディアコンピュータ	
資産の項目					
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0
		正味価額	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	393	392	0
		減価償却累計額	331	331	0
		正味価額	62	62	0
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0
		正味価額	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0
		正味価額	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0
		正味価額	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0
		正味価額	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	161,061	159,777	1,284	
	減価償却累計額	135,006	134,609	397	
	正味価額	26,055	25,168	887	
無線機械設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
電力設備	取得価額	21,949	21,792	157	
	減価償却累計額	18,307	18,176	131	
	正味価額	3,642	3,616	26	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	114	113	1	
	減価償却累計額	107	106	1	
	正味価額	7	7	0	
空中線設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0	
	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
市外線路設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
土木設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
海底線設備	取得価額	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	
建物	取得価額	45,121	44,773	349	
	減価償却累計額	32,332	32,081	251	
	正味価額	12,789	12,691	98	
構築物	取得価額	3,732	3,703	29	
	減価償却累計額	3,132	3,107	24	
	正味価額	600	596	5	
機械及び装置	取得価額	303	302	1	
	減価償却累計額	272	271	1	
	正味価額	31	31	0	
車両及び船舶	取得価額	166	166	0	
	減価償却累計額	140	140	0	
	正味価額	26	26	0	
工具、器具及び備品	取得価額	3,942	3,920	22	
	減価償却累計額	3,124	3,108	16	
	正味価額	818	813	5	
リース資産	取得価額	60	59	0	
	減価償却累計額	42	42	0	
	正味価額	17	17	0	
土地	取得価額	5,244	5,205	38	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	5,244	5,205	38	
建設仮勘定	取得価額	404	401	3	
	減価償却累計額	0	0	0	
	正味価額	404	401	3	
無形固定資産	取得価額	39,885	39,817	68	
	減価償却累計額	36,193	36,135	58	
	正味価額	3,691	3,681	10	
合計	取得価額	282,372	280,420	1,952	
	減価償却累計額	228,986	228,106	879	
	正味価額	53,386	52,314	1,072	

(参考5)

設備区分別の費用明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路(電気信号の伝達に係るもの)の内訳)

(参考1)設備区分別の費用明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等 費用の項目	特別第一種指定設備				
	端末系伝送路 (電気信号の伝達に係るもの)	右記以外	回線管理運営	回線管理運営 (イーサネットフレーム伝送機能以外)	回線管理運営 (イーサネットフレーム伝送機能)
営業費	25,762	0	25,762	25,374	388
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0	0
施設保全費	144,503	141,897	2,606	2,606	0
共通費	7,293	6,398	895	883	12
管理費	16,296	14,552	1,744	1,733	11
試験研究費	3,643	3,643	0	0	0
通信設備使用料	48	48	0	0	0
租税公課	26,343	26,222	121	120	1
減価償却費	71,012	66,434	4,578	4,574	4
固定資産除却費	13,633	13,577	56	56	0
(再)除却損	2,836	2,789	48	48	0
合計	308,534	272,772	35,762	35,346	417

(参考6)

設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路(電気信号の伝達に係るもの)の内訳)

(参考2)設備区分別固定資産明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等		特別第一種指定設備				
		端末系伝送路 (電気信号の伝達に係るもの)	右記以外	回線管理運営	回線管理運営 (イーサネットフレーム伝送機能以外)	回線管理運営 (イーサネットフレーム伝送機能)
資産の項目						
機械設備	公共電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	25,201	25,201	0	0
		減価償却累計額	21,156	21,156	0	0
		正味価額	4,045	4,045	0	0
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
正味価額		0	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	10,107	10,107	0	0	
	減価償却累計額	9,305	9,305	0	0	
	正味価額	802	802	0	0	
無線機械設備	取得価額	4,001	4,001	0	0	
	減価償却累計額	3,630	3,630	0	0	
	正味価額	372	372	0	0	
電力設備	取得価額	7,812	7,812	0	0	
	減価償却累計額	6,515	6,515	0	0	
	正味価額	1,298	1,298	0	0	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	68	68	0	0	
	減価償却累計額	64	64	0	0	
	正味価額	4	4	0	0	
空中線設備	取得価額	164	164	0	0	
	減価償却累計額	134	134	0	0	
	正味価額	30	30	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
線路設備	取得価額	2,636,971	2,636,971	0	0	
	減価償却累計額	2,200,590	2,200,590	0	0	
	正味価額	436,381	436,381	0	0	
市内線路設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
土木設備	取得価額	1,549,844	1,549,844	0	0	
	減価償却累計額	1,229,336	1,229,336	0	0	
	正味価額	320,509	320,509	0	0	
海底線設備	取得価額	4,398	4,398	0	0	
	減価償却累計額	4,167	4,167	0	0	
	正味価額	231	231	0	0	
建物	取得価額	106,005	99,041	6,963	6,881	
	減価償却累計額	74,838	70,062	4,776	4,719	
	正味価額	31,167	28,979	2,188	2,162	
構築物	取得価額	8,794	8,245	549	543	
	減価償却累計額	7,379	6,918	461	455	
	正味価額	1,415	1,327	88	87	
機械及び装置	取得価額	2,923	2,646	277	274	
	減価償却累計額	2,604	2,350	254	251	
	正味価額	320	296	23	23	
車両及び船舶	取得価額	279	273	6	6	
	減価償却累計額	235	230	5	5	
	正味価額	44	43	1	1	
工具、器具及び備品	取得価額	24,237	15,706	8,531	8,504	
	減価償却累計額	19,584	12,799	6,785	6,763	
	正味価額	4,653	2,907	1,746	1,741	
リース資産	取得価額	270	227	44	43	
	減価償却累計額	184	155	29	29	
	正味価額	86	71	14	14	
土地	取得価額	15,888	14,499	1,389	1,372	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	15,888	14,499	1,389	1,372	
建設仮勘定	取得価額	10,612	10,612	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	10,612	10,612	0	0	
無形固定資産	取得価額	167,533	98,637	68,897	68,861	
	減価償却累計額	136,285	78,877	57,408	57,379	
	正味価額	31,249	19,760	11,489	11,483	
合計	取得価額	4,575,108	4,488,452	86,656	86,484	
	減価償却累計額	3,716,004	3,646,286	69,718	69,601	
	正味価額	859,104	842,166	16,938	16,883	

接続料と利用者料金との関係について

- 一般に、市場メカニズムが有効に機能している場合、小売料金はコストに適正利潤が乗せられたものになることから、接続料の妥当性を検証するため、平成11年から、接続料と利用者料金の関係に関する検証(以下「スタックテスト」という。)を行っている。
- 今回申請のあった、将来原価方式により算定された平成25年度の加入光ファイバに係る接続料に関しては、総務省が実施するスタックテストとして、①フレッツ光ネクスト、②Bフレッツ、③フレッツ光ライトを行うこととする。
- 当該スタックテストの検証結果については、同時に申請のあった次世代ネットワークに係る平成25年度接続料の改定において記載しているところ、いずれのスタックテストにおいても、利用者料金が接続料を上回っており、営業費相当分も基準値を上回っていることから、接続料が不適正であるとは認められないとしているところである。